

三井物産会社「日記」(第二号)

前号に引続き、創業期の三井物産会社日記の第二号を紹介する。第二号は明治一〇年一月一日から六月一八日までの分だが、全二四冊ある日記の中でこの第二号のみ表題が「十年日誌」となっている。

用箋は前号にも記したが、先収会社用箋を使用した第一号と異なり、「三井物産会社」と印刷された縦罫一〇行仕立ての袋綴じ用箋に変っている。書き込みは一月二日から始まっているが、三日を「商業始メ」の日として⁽¹⁾いる。定例の休日⁽²⁾については、第一号、第二号「日記」を見る限り、日曜日と神武天皇祭や天長節など、国民的祝祭日は一応確保されていたようである。

それはさておき、「日記」第二号の記載は、前年十二月一日から長崎へ出張していた木村正幹が一月四日に帰還した翌日から終わりまで大半が木村の筆となり、時折り益田孝の記載が見られる。両者の書き癖とともにコピーインク焼けによ

る文字の欠落や滲みに加えて、後からの書込み、書直しが多い。欄外書や余白書込み、後筆挿入が何時の時点で書かれたものかは不明であるが、木村正幹の字で書かれているものが多く、後日のために必要と思われる事柄、あるいは集計上の必要事項が書付けられていると思われる。幸にこの第二号は裏打ち補修を加えられなかったため、化粧裁ちによる欄外書の損壊を免れたので、今回は見出しと思われる文字も掲載することとした。なお原本には墨筆、コピーインクの筆書、朱筆のほか、鉛筆、赤鉛筆、青鉛筆と何種類かの筆記具が使われていて、さらには墨や朱筆、鉛筆などの丸印や三角印、数字の訂正、書き直しなども多い。それらがどのような意味をもつものか判断しかねる部分もあって、できるだけ原本に近づけた形に翻刻したいと思うが、それも限度があるので、本文を読まれて疑問と思われる場合は、原本に当たって確認していただくことをお勧めするものである。

この日誌が必ずしも毎日記載されているわけではないことは、たとえば一月一五日の日付が、一四日（木村筆）と一五日の記事（益田筆）の行間に、見落としそうな細い文字で後から書込まれていたり、一月三十一日の終わりの箇所にも木村正幹が二月一六日の記事を書込み、間違に気づいて訂正することからも判明する。幾日も経ってから書き入れねばならないほど、業務が繁忙であったことを物語っている。明治一〇年の前半期となる本日記には、前年十一月に合併した三井組国産方の事業を引継いだことによる諸国の物産の荷為替取組、委託販売事業に加えて、政府輸出来の取扱い受託業務、さらには西南戦争勃発による陸軍省への軍需物資の調達御用や、政府主催の第一回内国勸業博覧会、仏国博覧会出品取扱い御用引受け、海外抛店設置に向けた取組みなど業務が一軌に拡大していく内容などが記されている。その間、二月二二日に監督役三野村利左衛門が死去し、三井銀行と結束を固める場面もある。業務日誌ながら、アルウィンとの海外輸出代理店契約が結ばれ、四月中旬にロンドンに船出するアルウィンを横浜に見送ったさいの益田の喜びの心情も綴られ、「総城之囲ミは解ケタリ」と表現していることが印象深い。また秩禄公債証書金高の受取書の記載事項など数カ所に、実質的経営責任者である益田ではなく、社主の一人である三井養之助（高明）の確認印が押されている箇所があることにも注意を

しておきたい。養之助は明治九年八月に勘定方に配置されている（前号「日記」）。

明治九年九月二日における職員は三井家の社主二名と益田孝、木村正幹のほか社員一六名であったが（前号「日記」第一号参照）、その後上田安三郎、鈴木董、三井銀行の備丁山口林蔵の三人が新たに雇入れられ、これに三井組国産方が同年十一月に合併、拜司永造を始め東京、横浜合わせて五一名が加わることになった。そして明治一〇年には上から下までの従業員が一〇名を越えるのである。

各地の貢米荷為替取扱など三井銀行との協力なしにはいられない業務では、双方の人員が入り交って出てくるので判りにくいところがある。前号および本号の研究ノート・由井常彦「明治期三井物産の経営者」の中でも取り上げられている人々を読むさいにも、参考となると思われるので、創業期（明治九年から同一二年）、および明治一六年の職員を知ることの出来る史料を、これを機会に付録史料として掲載する。なお、この解説の末尾に、付表としてそれらの付録史料に登場する職員の一覧表を掲げておく。付表の職員には便宜上通し番号を付けてある。

付録史料として収録したのは左記のとおりである。

付録史料1 明治九年十一月 物産会社へ国産方譲渡二付テ

ノ達及ビ請書

(1) 拝司永造請書

《物産会社へ国産方讓渡ニ就テノ達》三井文庫所蔵史料
本一二一五一二)

(2) 東京国産方請書

〔御請書〕三井文庫所蔵史料 本一二一五一三)

(3) 横浜国産方請書

《物産会社へ国産方讓渡ニ就テノ達》三井文庫所蔵史料
本一二一五一)

(4) 物産会社へ旧三越滞貸金取立事務讓渡達請書

〔御請〕三井文庫所蔵史料 本一二一五一八)

付録史料2 明治九年七月〜十二月 社員利益分賦金

〔三井物産会社第一回年度營業及勘定報告〕三井文庫所蔵史料 別一七五一〜九)より

付録史料3 明治一〇年一月〜十二月社員分賦金

〔明治十年第一月ヨリ十二月到ル計算済ニ付社員分賦金其外諸控〕三井文庫所蔵史料 本一二一五一五〇)

付録史料4 明治一一年一月〜十二月社員分賦金

〔明治十一年第一月ヨリ十二月迄計算済ニ付社員江分賦金其外諸控〕三井文庫所蔵史料 本一二一五一五一)

付録史料5 明治一二年分社員分賦金

〔十二年分社員分賦金名録〕三井文庫所蔵史料 本一二一

〇一九)

付録史料6 明治一六年物産会社人員録

〔物産会社人員録〕三井文庫所蔵史料 続二三四六〜七)

〔付録史料1〕(1)〜(3)は明治九年十一月一六日付を以て三井組国産方事業と職員が物産会社に讓渡されるさいの請書である。(1)は拝司永造単独の請書、(2)は東京国産方

詰め二三名、(3)は横浜国産方詰め二七名が記されている。三井組国産方は全国各地の荷為替取組みや諸物産の委託販売業を展開するため明治七年(一八七四)八月に東京と横浜に取扱所を設けたが、翌明治八年八月三越呉服店所屬であった横浜売込店と糸店も合流したため、国産方には三井組系統と呉服店系統の人員がいることになる。また近世から越後屋

江戸本店(呉服店)の所轄であった伊豆島々産物取扱い業務である島方も、明治五年の呉服店分離のさい三井組に移り、国産方に属した。

ここでは付録史料の人々について、知り得る範囲で記しておくこととする。以下ここに使用する史料はすべて三井文庫所蔵である。

〔付録史料1〕(1)の拝司永造(付表30)は、はじめ金蔵

といい、慶応元年に病死した江戸両替店支配役拝司永造の跡を継いで、明治五年五月に永蔵と改名した。同年八月調べの

「等席人員調書」(本五二七)には東京為換座(御用所)組頭と記されている。三井組大元方の「人員録」(本一一〇〇)には明治七年(一八七四)二月八等級、次いで同年四月に七等(統二三九三一二二)となっている。同年八月国産方設立のさいは「東京横浜三井組内国物産取扱所取締役」という肩書きがついており(『三井事業史』資料篇二、62)、同役に高瀬英祐、北岡文兵衛がいるが、拜司だけが物産会社に入った。付録史料3の明治一〇年の分賦金支給控では先頭に記されている。

(2)の東京国産方の人々のうち、宮本新右衛門(付表31)は『三井事業史』本篇二に「三井の別家」と書かれているが、現在のところそれを確認しうる史料は見当たらない。同書では坂本町四番地に店舗を構える米穀商であり、開業した国産方が兜町に移るまでの仮営業所としたとされる。三井組国産方に宮本新右衛門の名前が登場するのは明治八年(一八七五)一〇月改の「目代日勤総名簿」(統二三九三一二二)であって、目代席の「国産 四等」とある。

吉沢吉五郎(付表32)は江戸糸見世の出身で、支配役になったのが慶応三年(一八六七)で四〇歳の時である。明治二年五月通勤支配格、横浜売込店では通勤役となっている。物産会社入社の際には四九歳ということになる。

その他、明治六年の「島方出勤之者名前書」(本一一四三)

によると、岡本藤左衛門(付表38)は島方の産物揃所世話役取締並(当時五三歳)、小倉弥七(付表37)は島方世話役取締並(当時四八歳)、木村忠蔵(付表43)は世話役取締(当時四三歳)、高野幸八(付表48)は島方世話役(当時四九歳)とある。

(3)の国産方横浜店詰の西村喜平次(付表54)および中野用助(付表55)は、本号一月二六日付の記事に、「生糸為換事件不都合ニ付横浜支店長西村喜平次、番頭中野用助共本日雇放免」と出て来る。したがってこの二人は明治一〇年度以降(付録史料3く5)の社員分賦金には登場しないのであるが、中野用助は明治一四年の「日記」第八号(物産八)二月九日付に、「中野用助為試再勤ヲ許ス」と記されており、付録史料6の明治一六年の名簿に名前が再登場する。

西村喜平次は、元越後屋江戸本店出身で、天保一四年(一八四三)に入店し、慶応三年(一八六七)正月に店詰切の通勤支配、同年五月に後見格という重役となり(この時点で勤続二四年)、明治三年(一八七〇)正月に東京本店を退職した。⁽⁵⁾その後呉服店が三井家から切り離された明治五年三月には「通勤役」として、横浜売込店(明治四年開業、三越売込店)に存在する。物産会社を解雇されたときは、四〇歳台後半であったと考えられる。

中野用助は、元越後屋の長崎方という部署の下で、長崎で

落札した品物を京都、大阪の荷請問屋に送る仕事をしてきた。京本店「賄方永代帳」(本一五六〇)によると、明治三年に長崎での商売の不具合を理由に京都呉服店に懇願して転職を依頼、翌四年正月に東京へ差し下された。そこから直接横浜売込店に回されたと思われる。同史料には同年十一月に「横浜売込店中野用助」の記事がみえる。明治五年四月には三越家支配役となっている。

橋爪清九郎(付表57)も越後屋江戸本店(東京呉服店)出身で明治三年に上座役であったが、明治七年正月に横浜売込店に移った。青山貞造(付表59)、岡山席二郎(付表63)も同様上座役である。この本号日記三月一六日に岡山席二郎は「社員差免、横浜高瀬英祐方江可差遣段、三野村(利助)紹介者注」より通達「付本日取計事」、青山貞造は五月一日に「横浜支店青山貞三依頼社員差免事決議」とある。そこで明治一一年三月作成「三井組製茶掛人名」(追五七九—九)を見ると、青山貞三は三井組製茶掛常員の「二等書記 六級」、岡山席二郎は「出納方兼庶務方 八級」という肩書きを持つ。同史料には付表58番の森田孝平も「副支配人 四級」とあるので、当時三井組製茶掛取締をしていた高瀬英祐の強い要望があったものと思われる。この三井組製茶掛のメンバーの中に、意外にも前述の物産会社を放免とされた中野用助(付表55)が「二等書記 本課留守居」と出ている。物

産に復帰するにあたり、ここで力を蓄えていたと思われる。メンバーの入れ替え、貸し借りは銀行との間でも見られることである。

中西善三郎(付表61)は元江戸向店の支配役である。慶応元年に勤仕二八年であることから、物産入社時は五〇歳位であったと思われる。明治一四年二月に「旧国産方不都合二付」暇となっている。

(4)は三越売込店の田中彦七ら五名の請書であるが、呉服店の貸附金取立て業務を物産会社に引継ぐさい、この五名は国産方と同時期に移籍したのではない。一緒に物産入りすることになっていたが、事情があつて延期となり、三越を監督する大元方から物産会社への依頼によって、改めて明治一〇年六月三〇日をもって物産会社職員となったものである。本日記六月十五日の磯清五郎処分についての記事を参考としてもらいたい。以下は大元方「日記」(本七三八)明治一〇年七月二日の記述である。

「一、六月三十日ニ物産会社江左之通り

拜啓仕候、先般旧三越店ニテ貸附金取立之義貴社江委任致候ニ付而者、右同店田中彦七、新井庄兵衛、杉山佐七、深井太七、磯清五郎此五名之者は其際同断貴社江引渡し可申之所、遷延ニ相成居候ニ付、今般更ニ御引渡申度存候、御承引相成候ハ、向後当役場ニ於テ一切関係不致、

都而貴社之御都合ニ御執計罷□度候、此段及御頼談候也

明治十年六月三十日

三井組大元方印

三井物産会社御中

一、右返書左之通り

為読扱者先般旧三越店ニ而貸借金取立之義御委権ニ付
而は、田中彦七、新井庄兵衛、杉山佐七、磯清五郎、深
井太七、五名更ニ御引渡被成度段、承知致し、右為御請
如此御座候也

明治十年六月三十日

三井物産会社印

三井組大元方御中

(七月三日)

「一、昨二日田中彦七、新井庄兵衛右兩人出頭候様申遣
し候所、本日田中彦七出頭、新井庄兵衛病氣之趣申出候、
依而同人江前二日ニ記し有之候五名者、向後物産会社江
更ニ引渡し候段、三郎助殿より右之趣御申渡有之候(以
下略)」

前年明治九年一二月の物産会社「惣勘定書」(別一七五一

一〇)の貸金勘定の中に「一金六拾貳円五拾銭 三越取立
懸り人員五名月給立替金」とある。前号「日記」十二月一四
日の記事には、「一 国産方取立懸り田中彦七外四名江月給金
拾貳円五拾銭ツ、支給いたし候事」とあり、五人の扱い方が、
元の身分地位に関係なく同賃金が支払われていることがわか

る。

田中彦七(付表82)と新井庄兵衛(付表83)はともに明治
五年の呉服店改革時に元方役というトップの座にあり、改革
の推進役となった。

ちなみに越後屋時代の職階における名目役は上から

元方加判名代→元方掛名代→勘定名代→名代→後見→

通勤支配→支配→組頭→役頭→上座

明治五年春改の三越家役人順席は上から

元方役→元改役→名代役→通勤役→支配役→扱役(是迄

組頭)→加役(同上座)となっている。

田中彦七は越後屋江戸向店出身で、入店は弘化元年(一八
四四)、明治元年八月通勤支配格となり彦七を嘉右衛門と改
名、明治二年七月後見格宿入の上、越後屋東京本店の後見役
となり、明治四年一月嘉右衛門を元の彦七と戻して名代役と
なっていた。

一方の新井庄兵衛は江戸糸見世の出身であり、新三郎、半
三郎、半兵衛と名を変えて明治元年庄兵衛と改名、明治四年
二月東京糸店勤務のまま横浜御用所勤番となった。やはり名
代まで昇った。新井庄兵衛にも明治九年一月一六日付けの
単独の請書(本一一一五―一六)が残されているが、ここでは
省いた。

二人とも物産会社に正式移籍したのが明治一〇年六月であ

るが、付録史料4の明治一一年時の社員分賦金に田中彦七と新井庄兵衛の名は入っていない。田中彦七は、物産「日記」第四号(物産四)明治一〇年の一月二七日に「田中彦七横浜詰メ申渡ス」と出て来るので、そこまでは在席が確認できる。新井庄兵衛は、物産会社が明治一〇年一月一日「新井庄兵衛事取立掛為省費且近来不勤杯ナレとも別段差障無之ニ付、三井組大元方ト申談、三野村今日返事済ニ而差免候」(物産「日記」第三号)とあり、物産会社へ移籍の時期も病気で休みがちであったところ、いなくとも業務に差し障りはないので経費節約のため解雇としたのであるが、物産会社が新井の立場と大元方の関係を考慮して、大元方の了解をとったものである。この翌年五月一日に「旧社員新井庄兵衛死去」(物産「日記」第五号)、大元方「日記」(本七三九)でも「物産会社附属当時、退身旧糸店新井庄兵衛昨年来病気の処養生相不叶、昨一二日午後十時三十分死去」と書かれている。

杉山佐七(付表84)、深井太七(付表85)も同じく江戸糸見世、東京糸店の出身である。

杉山佐七は天保九年(一八三八)入店、明治二年八月後見役となった。三越家では名代役となっている。文久二年(一八六二)通勤支配役の時が三九歳であったから、明治一〇年(一八七六)といえは五三歳である。付録史料3、4の明治

一〇年、一一年の分賦金支給のさい「員外」とされている。深井太七(付表85)は文政期の江戸糸見世通勤支配役深井太右衛門の三代目にあたる。東京糸店では通勤支配役であったが、明治五年三月、前述の西村喜平次(付表54)とともに、三越家通勤役となり、翌六年四月売込店勤務となった。磯清五郎(付表86)については、明治六年春三越家通勤役(本四九七)とあるので、前身はそれなりの役職にいたと思われるが、記録されたものが見あたらない。

深井太七の場合、明治八年一〇年改の東京大元方「目代日勤総名簿」(統二三九三二一一)によると目代席三等に、磯清五郎も同様国産方五等の席にいて、二人ともすでに三井組にも席をおいたことがわかる。同史料の中の「横浜国産方人員」(統二三九三二一一四)では明治九年一月の横浜国産方の人員は、横浜国産方の筆頭は高瀬英祐、次いで宮崎佐平、三番目は目代深井太七、西村喜平次、磯清五郎、中野用助の順に書かれていることを参考までに記しておく。

付録史料2と5に掲載したのは明治九年と一二年の社員分賦金(賞与)である。

〈付録史料2〉は明治一〇年六月付を以て行われた物産会社の第一回の決算報告書の中の社員利益分賦金である。明治九年七月と一二月在席の社員一九名と長崎支店雇四名、および益田孝、木村正幹への利益分賦金支給額が記されている。

明治一〇年上半年期までの在職者が判るが、明治九年一月月に移籍した伴司永造をはじめとする国産方からの人々、及び一月一日に入社した鈴木董（付表29）には支給されていないので⁽¹²⁾ここには名前がない。丸利助（付表12）は付録史料4には登場せず、付録史料5に再登場するが、「日記」第五号（物産五）明治一二年八月一六日に「新橋荷物方下使丸利助儀当春荷物取扱不都合有之差免置候処、改心之儀段々申立候ニ依り本日仕役致候而も可然段及達候事」と再勤を許されている。

また九年八月に三野村利左衛門から回された賄方の藤原正助（付表16）は分賦金支給の際には存在していない。

余談ながら、木村正幹は「日記」第二号の中でも、上田安三郎を上島と記しているが、この分賦金名簿では「上田」と書いている。分賦金の記載者は木村正幹である。

〈付録史料3〉は明治一〇年一月から一二月まで在籍した四二名の分賦金を受けた人々が記されている。明治一一年八月付をもって支給された（益田は貳万四円貳銭九厘、木村が壹万貳円貳銭五厘⁽¹³⁾）。うち九名が「員外」であるが、杉山佐七と鈴木董も員外に含まれている。員外のうち、太田原則孝は明治九年十一月に開設された中外物価新報局員である。

付表10の鹿野直一郎については、付録史料3には「故」と、同4には「死去」と書かれている。分賦金の作成される直前

七月末に出張先の佐賀県多久にて盗賊によって殺害されたものであるが、「金員少も掠奪不被致且計算臨終之際迄判然突合」ということで弔意として与えられたものである（物産「日記」第五号）。

付表10の小僧稲垣治郎七は、同姓同名（旧姓名は吉岡吉太郎、明治一一年江戸本店・元方勘定名代稲垣次郎七の名を相続、三井銀行勤務）がいるが、次郎七名前の時期が重なるので別人である。

〈付録史料4〉は明治一二年九月付の明治一一年度社員分賦金支給の名簿である。全体で一七名、うち「員外」三名にも手当が支給されている。急増した人員とともに会社全体の規模が判るのである。この史料は木村正幹の筆であることもあり、コピーインクであるため濃淡のムラで、判読しづらい部分がある。ちなみに総轄益田の分賦金は壹万円、副総轄木村の分賦金は五千元⁽¹⁴⁾である。

仏国博覧会に関わる伊達忠七（付表87）が明治一〇年七月一二日に近藤英次（付表91）、梅田幸広（付表92）とともに雇い入れられているので名前があがっている（物産「日記」第三号）。

〈付録史料5〉は明治一二年分の分賦金である。史料に日付は書かれていないが、明治一三年七月一三日に支給されている（物産「日記」第八号）。やはり木村正幹の手によるも

ので、コピーインクで書かれている。数枚重ねられた下の方にコピーされたものとみえ、文字が薄くて非常に判読し辛い。ここには上田安三郎(付表23)の名前がないが、明治一三年三月二〇日に番頭二等、二六歳で上海支店預り支配人に任命されている事実がある⁽¹⁵⁾。

補足として明治一二年の物産会社「日記」第七号(物産七)に、月給がある程度まとまって書かれている箇所があるので参考までに記す。日付は十二月二三日である。

「一本日増給ヲ達ス

三拾円 宮本新右衛門
 貳十五円 伊東彦七
 拾七円 福永文七
 十五円 新井新三郎
 十五円 竹泉嘉平
 〃 保坂弥七
 十五円 林 万丘
 十三円 徳岡栄造
 拾五円 川上新十郎
 十三円 遠藤大三郎
 八円 岩瀬順七郎
 六円 小林藤次郎
 六円 手代見習席へ昇ス

四円五十銭	四方熊吉
四円五十銭	稲垣次郎七
六円	川島為吉
拾壹円	高山忠蔵
十五円	木村忠蔵
拾四円	国産方ト米方宛
拾四円	杉山佐七
拾四円	大坂 竹内恒三
拾貳円宛	同 岩鼻 敏
拾貳円	同 杉本喜知造
八円	山根 暢
九円	長崎 伊藤捨次郎
	長崎 藤城良三
横浜支店詰	
十六円五十銭	深井太七
十六円五十銭	高橋啓助
拾六円	橋爪清九郎
十四円五十銭	根岸半二郎
十四円五十銭	伊東清兵衛
十三円五十銭	中川喜拾郎
八円五十銭	内田鉄太郎
六円	石光真澄
	同高石紋四郎

四円 手代見習へ昇ス

高森与太郎

七円五十銭 手代見習へ□□

丸 利助

五円 同 星野儀助

拾円 又原大二郎

右之通本日相達候事」

なおついでながら、鈴木董（付表29）はこの日社員差免と
なっている。

〔付録史料6〕は明治一六年一〇月現在の社員人員録である。原本はコピーインクによる焼落ちが多く、取扱いに注意を要するため、現在はマイクロフィルムのプリントで公開している。社員の所属は朱字で書かれているので太字とした。〔明治二十年第一月更正三越店員・物産会社社員・東京相統講人名録〕（別六九）によって明治一六年〜二〇年の社員を追うことができる。合わせて参照されたい。但し手代三等までしか入っておらず、見習席や小童などは出てこないのので、これをもって総人数とすることはできない。

三井物産会社は明治一三年三月に社員職制が変更になり、益田孝が社長、木村正幹が副社長となった。社主としていた三井養之助、武之助は元締となり、馬越恭平（付表7）、押

司永造（付表30）も元締となった。馬越、押司の元締役の月給は金七五円となる（物産「日記」第七号三月一日）。しかし押司永造は明治一五年一月廿二日に死亡している。また羽太紀克（付表5）も明治一五年五月一八日病死、坪内安久（付表6）は明治一六年五月一四日依願解雇、杉山佐七（付表84）は明治一四年一月病死、古谷龍蔵（付表8）は明治一六年八月に四日市支店を共同運輸会社に売却したさいの跡始末で、物産会社への事務を免除、ということと右の人々は付録史料6には名前がない。

最後に付表について若干の説明をしておきたい。

明治九年の人員は、社主兩名および総轄益田孝、副総轄木村正幹以外は、付録史料2の社員分賦金の支給を受けた人々に○印を付け、同年一月に入社した29番の鈴木董、次に付録史料1と3の押司永造以下東京国産方、横浜国産方の順に配列してある（辞令の発令が十二月であるため）。ただし、鈴木董以下は分賦金の対象にはなっていないので、鈴木は入社月を、国産方出身者は請書にある勤務先を（ ）に入れてある。なお島方出身者には*島方と入れてある。このような形で明治九年に在席した人々を確定した。前述した付表100の鹿野直一郎は「日記」第五号に「明治九年十二月末長崎支社詰」と書かれているが、裏付ける史料がないため九年の欄の

順番の中には入れなかった。一年の時点で月給六円なので、手代見習席であったかと思われる。その次に明治一〇年に正式雇用とされた付録史料1の(4)三越売込店出身の五人を(三越)と入れた。明治一〇年以降は重複する人々以外は付録史料に配列されているとおりの順番とした。なお付録史料には明治一〇年一二月に入社した執行弘道(付表81)の名前が入っていない。物産「日記」第三号(物産三)一〇月二四日に「執行弘道此度香港にて銀銅貨交換等之事取扱之為第一国立銀行ト申合せ都而被致同様ノ取扱ニ而当社江備入、月給五十円差出候事⁽¹⁶⁾」と出てくるので付表の明治一〇年に入れておいた。明治一二年六月二七日まで「日記」に登場する。すなわち「一笹瀬元明龍動出発ニ付木村横浜へ送ル、同人香港支店江立寄同店之事務ヲ調査し是迄之事ヲ本社へ報道スル事ヲ命し候ニ付、執行江□□其段相達候事」とある。

上田安三郎や、執行弘道のように在席が確認されても付録史料に出ていない人物には、一線を引いたが、全員を調べたわけではないことをご了解願いたい。

なお、付録史料以外から知り得た情報には*を付けて入れた。

物産会社「日記」第二号の原稿作成は樋口知子が行ない、小苺米丕美氏、酒井照子氏に校合に協力していただいた。こ

ここに記して謝意を表します。

(樋口知子)

(1) 翌明治一一年の正月からは一月二日が商業始となり、海外への事業拡大への取組を意識していることが窺える。

因みにこの時期は三井銀行や三井組大元方は正月四日を仕事始めとしている。物産会社が正月三ヶ日を休日としたのは明治二四年頃からである。

(2) 明治九年三月に日曜日の休日と土曜日半休とする太政官達が公布され、官庁では四月より施行されたが、三井も大元方の日記(本七三七)をみると四月から日曜日を休暇とした(それまでは定例休日は毎月一日、六日、一日、一六日、廿一日、廿六日すなわち一と六の日であった)。

(3) 木山実「三井物産会社の創業期における海外支店の設立」(同志社大学大学院『商学論集』第29号)、木山実「三井物産草創期の人材とその海外活動―明治一一年パリ万国博派遣社員―伊達忠七の事蹟を中心に―」(愛知大学経済学部 経済論集 第一四七号 一九九八年)を参照されたい。

(4) 東京両替店「何願帳」(三井文庫所蔵史料 別二一

八三)。東京両替店宛に改名願を出している。慶応元年に先代永造の娘を順養子にしているので、先代の兄弟であろうと思われる。明治五年までの名簿類には名前が見当たらず、明治五年にいきなり東京大元方組頭役として登場する(三井文庫所蔵史料 本五二七)。

- (5) 「宅々店々并名目役人控」(三井文庫所蔵史料 続二七八四)および「年数控」(三井文庫所蔵史料 本一〇〇五)。史料によって「御暇」とも「宿入」ともある。慶応三年時点で二四年間の勤続ということであり、入店時一二歳〜一四歳位だとすると、三〇歳半ば過ぎとなる。慶応三年に望性銀を得ているが、暖簾印を貰った形跡はない。また改名の回数も多く、支配役で忠七改め利兵衛、後見役で藤右衛門、明治三年に喜平次と改名している。

- (6) 「名代言送帳」三井文庫所蔵史料 別一七八二)。
(7) 中西善三郎は慶応元年一月中西姓から岡田と改姓し、退役しているが、元の中西姓となったと思われる。物産会社を暇となった翌年三越の上座役酒井孝次郎を養子としているので、継ぐべき店を持っていたと思われる(同右「名代言送帳」)。

- (8) 田中嘉右衛門の名は元江戸本店名代で安永九年(一七八〇)京本店に移籍した勘定名代の家筋で、一時的

に彦七が名跡を継いだものかとも考えられる。そうだとすれば田中嘉右衛門は京都に自分店があることにならる(《田中嘉右衛門家内人数割覚》(三井文庫所蔵史料 別一九三〇一二)(明治三年歟)。

- (9) 明治四年三月に「年来御奉公無滞奉候二付、御役儀結構被仰付、以御蔭家内相続仕莫加至極有難仕合と存候」と相続する家(店)があるらしいこと、しかし追々老年となり、糸店勤仕の組頭役高橋又七を跡相続人として勤仕のまま養子に貰い請けたいと元方へ願出で、引退を匂わせていたものである(糸店「永用帳」三井文庫所蔵史料 本一一二二)。

- (10) 「年数控」(三井文庫所蔵史料 本一〇〇五)。
(11) 明治五年「東京相続講銘々由緒老綴」(三井文庫所蔵史料 別二五六九)。二代目が三井に勤仕していないことから、自分店をもっていると思われる。明治六年九月の「家督連名宿所附」(三井文庫所蔵史料 本五二七)では横浜に住居、深井太右衛門の名が記されている。

- (12) 物産会社「日記」第三号(物産三)の明治一〇年七月十四日に

「明治九年分賦金規則ニ照準シ半額預り証書を以夫々今日相渡候事

一旧国産方九年半季分賦計算半途ニ而差添の趣ニ付、夫々当社より立換貸金取計候事」という記事が見える。国産方から来た人々の半期分の賞与は大元方から支払われるのであろうか。

(13) 「明治十一年中損益差引残り純益金報告」(三井文庫所蔵史料 本一二一五―一五)。

(14) 「明治十年中損益差引残り純益金報告」(三井文庫所蔵史料本一二一五―一四)。

(15) 由井常彦「明治期三井物産の経営者」(『三井文庫論叢』第四一号)を参照されたい。

(16) 執行弘道は物産「日記」第四号(物産四)、第五号(物産五)によると、明治二十一年一月二日に香港へ旅立つ。同年八月一七日に香港出張店が開業するので、その責任者であろう(九月廿日には支店と書かれている)。

凡例

一、翻刻にあたり、原本の墨筆とコピーインクの筆書の区別はしていないが、朱筆は太字で、鉛筆は書体を替えて区別できるようにした。鉛筆の数字はイタリック体とした。また朱合点や朱の跨線は太くした。赤鉛筆、青鉛筆は注記してある。

一、読みやすくするため、適宜に読点「、」を加えた。一部に並列点「・」も加えた箇所がある。

一、原則として通用の字体を用いた。

一、変体仮名は助詞の者、江、而は漢字のままとし、字体を小さくした。子をネと読む場合も字をすこし小さくして漢字のままとした。

一、平仮名、片仮名の組み合わせによる合字はそれぞれ平仮名、片仮名に直した。

一、単純な誤記は直した。

一、抹消箇所は、墨で消された文字には左傍に、を、朱で消された文字には、を、また鉛筆で消された文字には左傍に・を付けた。書き直された文字は、原則として右傍に記したが、場合によっては左傍にした箇所もある。

一、欄外書や余白書込み、後筆挿入の区別をいちいち付けることは難しく、また煩雑になるため、欄外書のみ左のように表記した。ただし明らかに新しい記載（おそらく「三井

物産沿革史」編纂時代と思われる）は省略してある。

欄外書のうち、見出しと考える場合は、当該箇所の一ツ書の脇に*をつけ「」に括った。内容の補足と見られるものには、当該箇所の最後に段を落として*を付け、「」に括った。なお本文中にも（）や「」が使われているが、*印で区別されたい。

一、行間の（）は紹介者による注である。また本文中に注を入れる場合は、「」内に「注」と入れた。

一、コピー用インクによる文字の損傷箇所は、判読可能な文字は本文に入れ、判読不能の文字は□、文字数の判らない場合は□とし、他の判読不能の文字と同じ表記とした。

一、余白は後に書き込むため空けてあったと思われるが、ここでは原則として余白の明示はせず、日付ごとに行空きで追込みとした。

附表 物産会社職員一覧 (明治9~16年)

番号	名前	9年所属	明治10年	明治11年	明治12年	明治一六年
1	三井武之助	(社主)	社主	社主	社主	元締
2	三井養之助	(社主)	社主	社主	社主	元締
3	益田 孝	(総轄)	総轄	総轄	総轄	社長
4	木村正幹	(副総轄)	副総轄	副総轄	副総轄	副社長
5	羽太紀克	○	番頭席	番頭席	番頭席	* 5月依願解雇
6	坪内安久	○	番頭席	番頭席	番頭席	
7	馬越恭平	○	番頭席	番頭席	番頭席	横浜支店支配人 元締
8	古谷龍藏	○	番頭席	番頭席	番頭席	* 9月共向運輸会社へ
9	金子弥一	○	番頭席	番頭席	番頭席	長崎支店支配人 番頭一等
10	木田幾三郎	○	手代席			
11	伊東彦七	○	番頭席	番頭席	番頭席	
12	長尾 一	○	手代席			
13	水谷伝七	○	三池手代席	長崎手代席	長崎(島原分)手代席	本社 手代一等
14	岩鼻 敏	○	本社手代席	本社手代席	大坂手代席	本社 手代一等 大阪支店支配人 番頭三等
15	三河孝助	○	横浜手代席			
16	藤原正助	○				
17	高山忠藏	○	下男	本社下男	—	
18	井上晋三郎	○	本社手代見習席	本社手代見習席		
19	田中房吉	○	本社手代見習席	本社手代見習席	東京手代見習席	

番号	名前	9年所属	明治10年	明治11年	明治12年	明治16年
20	田中熊吉	○				
21	増田幸七	○	番頭席	番頭席	番頭席	本社米方副支配人 番頭二等
22	中野平藏	○	長崎手代席	長崎手代席	長崎手代席	長崎手代一等
23	上田安三郎	○	本社手代席	本社手代席	—	上海支店支配人 番頭二等
24	山口林藏	○				
25	竹内滝次	○長崎支店雇				
26	速藤彦太郎	○長崎支店雇	三池手代席	三池手代席	三池手代席	三池出張店支配人 手代一等
27	片山彦三	○長崎支店雇	長崎限中小僧			
28	伊東安次郎	○長崎支店雇	長崎限中小僧	長崎支店限雇手代見習席		
29	鈴木 董	* 11月離入	員外	—	* 12月社員差免	
30	拝司永造	(取次締)	番頭席	番頭席	番頭席	
31	宮本新右衛門	(東京)	番頭席	番頭席	番頭席	本社米方支配人 番頭一等
32	吉沢吉五郎	(東京)	番頭席	番頭席	番頭席	上州 番頭三等
33	中井七兵衛	(東京)				
34	新井新三郎	(東京)	本社手代席	本社手代席	本社手代席	本社売買方副支配人 番頭三等
35	竹泉嘉平	(東京)	本社手代席	本社手代席	本社手代席	長崎 手代一等
36	福永文七	(東京)	番頭席	番頭席	番頭席	本社 番頭三等
37	小倉弥七	(東京) * 島方				

38	岡本藤左衛門	(東京)	*島方	手代席暇		* 8 月病氣暇			
39	川上新十郎	(東京)		本社手代席	本社手代席		—		
40	稲垣保兵衛	(東京)		本社手代席	本社手代席		本社手代席		荷物方 手代二等
41	橋本喜三郎	(東京)	*島方	本社手代席					
42	原 彦太郎	(東京)		本社手代席	本社手代席				
43	木村忠藏	(東京)	*島方	本社手代席	本社手代席		本社手代席		
44	鎌田徳兵衛	(東京)	*島方	本社手代席	本社手代席		本社手代席		
45	田中藤助	(東京)		番頭席	番頭席		番頭席		馬廻出張店支配人 番頭三等
46	林 乃兵衛	(東京)		本社手代席	本社手代席	* 万丘と改名	本社手代席		本社手代一等
47	竹内恒三	(東京)		本社手代席	本社手代席		大坂手代席		大塚支店副支配人 / 兵庫出張店支配人 番頭二等
48	高野幸八	(東京)	*島方	本社手代席	本社手代席				晒館 手代一等
49	遠藤大三郎	(東京)		本社手代席	本社手代席		本社手代席		
50	又原次次郎	(東京)		本社手代席	本社手代席		本社手代席	* 12 月横浜	島方 手代二等
51	上田基兵衛	(東京)		本社手代席					
52	吉田鉄治郎	(東京)							
53	鈴木庸吉	(東京)		本社手代見習席	本社手代見習席				
54	西村喜平次	(横浜)				* 1 月罷放免			
55	中野用助	(横浜)				* 1 月罷放免			横浜 手代一等
56	北条森藏	(横浜)							
57	橋爪清九郎	(横浜)		横浜手代席	横浜手代席				横浜 手代一等
58	森田孝平	(横浜)							

番号	名前	9年所属	明治10年	明治11年	明治12年	明治16年
59	青山貞造	(横浜)	明治10年 * 5月依願社員差免	明治11年	明治12年	明治16年
60	伊東安兵衛	(横浜)				
61	中西善三郎	(横浜)	横浜手代席	本社手代席	本社手代席	
62	平野留七	(横浜)				
63	岡山席二郎	(横浜)	* 3月社員差免			
64	勝間田敦蔵	(横浜)	手代席 暇	* 8月社員差免		
65	北村鉄三郎	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席 死去		
66	徳岡栄蔵	(横浜)	横浜手代席	本社手代席	本社手代席	
67	石井金之助	(横浜)	本社手代見習席	本社手代見習席		
68	長谷藤吉	(横浜)	横浜手代席	本社手代席	四日市手代席	
69	松岡清四郎	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席 死去		
70	深沢藤三郎	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代三等
71	長谷川仙之助	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席	—	
72	新井庄次郎	(横浜)				
73	松本豊助	(横浜)	横浜下男	横浜下男	横浜下男	
74	大藤真助	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	
75	加藤孝平	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代二等
76	中川喜十郎	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席	横浜支店詰	
77	野村竹二郎	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	
78	北出豊吉	(横浜)	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代三等
79	高森与太郎	(横浜)	横浜小僧	横浜小僧	横浜童仕 * 12月手代見習	

80	日本米次郎	(機派)	横浜手代見習席	機派小僧 放免		
81	執行弘道		* 12月入社	—		
82	田中彦七		(三越) * 旧国産方貸付金取立掛			
83	新井庄兵衛		(三越) * 旧国産方貸付金取立掛			
84	杉山佐七		(三越) 員外本社事務為取扱	員外	本社手代席	
85	深井太七		(三越) 手代席	横浜手代席	横浜手代席	横浜手代一等
86	磯 清五郎		(三越) 横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	上州 手代一等
87	伊達忠七		番頭席	番頭席	番頭席	
88	秋本弘輔		番頭席 放免			
89	保坂弥七		本社手代席	本社手代席	本社手代席	島方 手代一等
90	中島新三		本社手代席			
91	近藤英治		本社手代席	本社手代席	本社手代席	本社 手代一等
92	梅田幸広		本社手代席	本社手代席		
93	田中長右衛門		本社手代席	本社手代席	兵庫手代席	本社 手代一等
94	内田鉄太郎		本社手代席	本社手代席	横浜手代席	
95	安達阿四郎		本社手代席	本社手代席		
96	山口甫吉		本社手代席	本社手代席	本社手代席	
97	渡辺守太郎		本社手代席	本社手代席	本社手代席	
98	深沢森蔵		横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	
99	根岸半次郎		横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	
100	松本常盤		横浜手代席	本社手代席	本社手代席	本社勘定方副支配人 番頭三等
101	伊藤清兵衛		横浜手代席	横浜手代席	横浜手代席	

番号	名前	9年所属	明治10年	明治11年	明治12年	明治16年
102	渡辺巳之吉		横浜手代席	横浜手代席 暇		
103	鹿野直一郎		長崎手代席 故	長崎手代席 死去		
104	駒田作五郎		四日市手代席	四日市手代席 退社		
105	斎藤鑑吉		本社手代見習席	—	東京手代見習席	横浜 手代三等
106	四方熊吉		本社小僧	本社小僧	* 12月手代見習席	
107	向井政二郎		本社小僧	本社小僧	四日市董仕	
108	川島為吉		本社小僧	本社小僧	東京董仕	
109	中田桃作		本社小僧	本社小僧 放免		
110	船垣治郎七		本社小僧	本社小僧	東京董仕	
111	高橋善吉		本社小僧	本社小僧	東京董仕	
112	徳阿徳太郎		横浜小僧	横浜小僧	横浜董仕	
113	田尾長助		島謙下男	島方下男 死去		
114	田中繁吉		下男	島方下男	本社下男島方蔵口	島 手代三等 *明治14手代
115	高島広助		横浜下男	横浜下男	横浜下男	
116	風間浅吉		横浜下男	—	横浜下男	
117	相本豊知造		大坂限雇手代	大坂手代席	大坂手代席	長崎 手代二等
118	高石紋四郎		大坂限雇手代	大坂手代席	大坂手代席	大阪 手代二等
119	小林嘉三郎		大坂限小僧	大坂小僧		
120	田中長太郎		長崎限雇手代	長崎支店限雇手代席	長崎手代席	長崎 手代二等
121	小島祐次郎		長崎限雇手代			
122	山根 暢		長崎限雇手代	長崎支店限雇手代席	長崎手代席	長崎 手代一等

三井物産会社「日記」(第二号)

123	藤城良三	長崎限雇手代	長崎支店限雇手代席	長崎手代席	
124	中野清次郎	長崎限小僧	長崎小僧		
125	野口藤三郎	長崎限小僧	長崎小僧		
126	宮田長太郎	長崎限下男	長崎下男		
127	高野弥三郎	三池限雇中小僧	三池手代席	長崎手代見習席	長崎手代三等
128	藤永定次郎	三池限雇中小僧	三池手代席 退社		
129	前田得兵衛	馬関雇手代	馬関支店限雇手代席	馬関手代席	馬関手代二等
130	(某)	馬関下男			
131	会田久四郎	室町限雇	室町限雇手代席	東京手代見習席	
132	丸 利助	新橋荷物方附属運漕方手代		横浜手代見習席	
133	青糞伊三郎	新橋荷物方附属運漕方手代			
134	中村小一郎	新橋荷物方附属運漕方手代			
135	竹内久二郎	新橋荷物方附属運漕方手代			
136	高橋啓助		横浜手代席	横浜手代席	
137	星野義助		横浜手代席雇	横浜手代見習席	
138	伊藤捨次郎		長崎手代席	長崎手代席	
139	佐藤真司		三池手代席		
140	豊田正五郎		四日市支店限雇手代席	四日市手代席	
141	石光真澄		横浜手代見習席	横浜手代見習席	横浜手代三等
142	杉本尊平		横浜手代見習席	横浜手代見習席	
143	日馬重吉		横浜手代見習席	横浜重仕	
144	中尾彦三		長崎支店限雇手代見習席	長崎支店限	

番号	名前	9年所属	明治10年	明治11年	明治12年	明治16年
145	沼口初太郎			本社小僧	東京童仕	
146	木下栄之助			本社小僧	東京童仕	
147	新倉銀之助			本社小僧	東京童仕	
148	安原次郎			本社小僧	東京童仕	
149	戸倉甚太郎			横浜小僧		
150	喜多春吉			横浜小僧	横浜童仕	
151	千葉万次郎			馬関小僧	馬関童仕	
152	山田藤三郎			大坂小僧		
153	高橋金助			本社下男	本社下男飯焚	
154	井上鉄藏			本社下男		
155	森村清兵衛			横浜下男		
156	松岡 讓				番頭席	函館支店支配人 番頭一等
157	岩瀬順七郎			手代席		函館 手代三等 *明治14館 三二改名
158	水品久賢			本社手代席		函館 手代三等
159	稲富幸七			四日市手代席		四日市 手代二等
160	田中孝助			長崎(口ノ津)手代席		口ノ津 手代二等
161	笹瀬元明			龍動手代席		英国倫敦支店支配人 番頭 三等
162	山尾熊三			米国手代席		米国紐育支店支配人 手代 一等
163	益田耕三			香港手代席		

三井物産会社「日記」(第二号)

164	岩下清周				東京手代見習席	仏国 手代三等
165	小林藤次郎				東京手代見習席	長崎 手代三等
166	渡辺専次郎				東京手代見習席	倫敦 手代二等
167	宇佐美保介				四日市手代見習席	
168	加藤方次郎				四日市手代見習席	
169	芝山貞吉				四日市手代見習席	
170	名川岩市				四日市支店限	
171	青山藤次郎				馬関支店限雇	
172	平島俊三郎				長崎手代見習席	
173	服部種次郎				長崎手代見習席	三池 手代三等
174	守山藤三郎				長崎支店限	
175	釜海次郎				長崎支店限	長崎 手代二等 *兼梅三郎
176	田中甚吉				長崎支店限	
177	湯村辰次郎				長崎支店限	
178	高石又吉				東京董仕	
179	高山松司				東京董仕	
180	三好熊次郎				四日市董仕	
181	杉本薫三郎				大坂董仕	
182	(姓不明) 喜平				四日市下男	
183	曲木高配					仏国巴里支店支配人 手代一等
184	大河内安貞					晒館 手代一等
185	福島与助					本社 手代一等

番号	名前	9年所属	明治10年	明治11年	明治12年	明治16年
186	大橋八郎					本社 手代二等
187	端 善次郎					大阪 手代二等
188	田村市助					兵庫 手代二等
189	庄司徳兵衛					島 手代三等
190	副島鐵太郎					上海 手代三等
191	上野山吾之助					本社 手代三等
192	荘司平吉					函館 手代三等
193	寺島 昇					本社 手代三等
194	阪本良吾					龍動 手代三等
195	間島与喜					大阪 手代三等
196	福原栄太郎					上海 手代三等
197	河西慶定					長崎 手代三等
198	鈴木熊太郎					上海 手代三等
199	長谷部信義					上海 手代三等
200	高橋清吾					函館 手代三等
201	沢松好之					長崎 手代三等
202	加藤繁生					本社 手代三等
203	中村武七					長崎 手代三等
204	溝部正一					長崎 手代三等
205	田辺次郎一					本社 手代三等
206	林 忠正					公国 手代三等

207	飯室重吉					函館 手代三等
208	青山大助					長崎 手代三等
209	益田英作					本社 手代三等
210	布施高造					函館 手代三等
211	宮崎定吉					函館 手代三等
212	小山長十郎					函館 手代三等
213	米原為三					馬関 手代三等
214	進藤八左衛門					馬関 手代三等
215	堺 宅治					長崎 手代三等
216	北国正之助					長崎 手代三等
217	井手真太郎					長崎 手代三等
218	杓村新太郎					長崎 手代三等
219	宮崎勘次郎					長崎カ 手代三等

〔表題〕
自十年一月一日
至同年六月十八日

第一月ヨリ六月十八日到ル

十日誌

第三号 〔三井文庫所蔵史料 物産二〕

明治十年一月一日 晴

明治十年一月二日 雪

一年賀として社中社員出頭ス

一羽太より電報ニ而、古谷方より金額^{〔入用カ〕}□□□式万円入用之由
申来ルニ付、長崎ニ四千円有合之分為持遣ス、アト^{〔如何カ〕}□□□致
スヘキ歟と問合来ル故、余ハ四日ニ送ルト申遣ス

一尾州宮崎江米買入之事頼ミ遣ス^{〔マシ〕}

一月三日 晴

一商業始メ

一諸官省御買上ケ物方之課目ヲ廃シ、是迄取扱来りし事務ハ
売買方江合併いたし候事

一田中彦七・田中長右衛門兩人川越之方江差向ル

一南部斎藤之米百石着船ス

一若留悴岩槻出張先キニ於テ米百俵買付之事申越ス、但し宮

本は幸手ニアルよし

一昨日仙台平尾・荒井へ電信ス

一若津より電報アリ、同返事ス

一長崎羽太より同断

一尾州宮崎より同断

一宮本新右衛門^{〔マシ〕}崎玉県下ヨリ帰着ス

一月四日 晴

一仙台平尾・荒井ヨリ電信アリ

一馬関秋本ヨリ同断

一木村正幹長崎ヨリ帰着ス

東京丸長崎十二月三十日午後
七時出帆、今日午前六時入浜

一島方商業始メ薪炭并干魚行事来客ス

一大阪藤田ヨリ電信アリ 霜降外套地之事

一平野留七神戸ヨリ帰港ス

一月五日 晴

一米国帆前船ベトン長崎ヨリ石炭積入横浜へ今日着ス

一風帆船ヘルミン号江石炭并二嬉野茶三万九百斤昨日上海へ
向ケ長崎より出帆セシ電報アリ

一嬉野茶安直見計ひ、アト引続キ買テ宜キ段羽太申越ス

一月六日 晴

一尾州出張宮崎左兵衛江米代金を換甲壹号三井銀行証書を以て郵送ス、此金壹万円也

一肥前新米式俵一丸、肥後同壹俵共長崎ヨリ送り来候分横浜ヨリ送り来ル

一東京ニ而買入新米代金之内、壹万円三井銀行ヨリ受取

一月九日

一茶見込有之候ニ付、明十日東京丸を以横浜支店茶方平野留七大坂、神戸江差越、太体十三弗より八九弗之品金高五千円迄ヲ詰ニシテ買取、代金ハ時々大坂銀行西村席四郎へ依頼シ、買付全金申出次第荷為換ト見做[]候而、申越次第本行江返入可致段依頼書同人江渡ス

*[第一国立銀行長崎電信為換打金]

一金壹万円三井銀行、三千五百円第一国立銀行ニ而電信為換を以長崎支店へ渡方之義取組ム、第一銀行打金百円ニ付四拾五銭也 三井銀行

一月十日 晴

一東京丸出港長崎へ出状ス

*[長崎馬関へ送り金]

一金貳万円長崎支店渡、同壹万円馬関秋本弘輔渡 大坂より

現送之義三井銀行江依頼ス、尤東京丸便ニ而可差送段電信を以申越候由之事

*[肥後米]

一昨日金子より電信を以古米船乗壹円四拾三銭ニテ七千貳百四拾七俵

新米三六入千俵壹円三拾五銭船乗ニテ買入候段申来候事

*[筑前米]

一今日古谷より三万石之外三万俵注文之内壹万五千俵買取ニ付金貳万円宛可送段申越候間、今日東京丸ニ而現送スルニ付、十四日長崎着可致候間、同所江可申越段及返報

一昨日大坂藤田へ、一月限買見本三月限八十銭内外ナレハ三百枚買エト電信を以頼越ス、今日返事可致との答有之事

一長崎ニおゐて国産方出張竹内恒三ヨリワットソン輸出来一件立換金千三百貳拾九円六十〇銭七リ切符銀行ヨリ申来候間、拜司江相渡し銀行二階へ為持候事

一銀行瀬尾金平尾勢地より帰店、便を以井田一平より此度買取見本米七袋持帰リ候事

*[横浜三池石炭状]

一三池石炭六弗七分五リニ而五十噸十四番江船渡約定ニ而売却候由、浜より申来事

*[盛岡約定]

一盛岡斎藤定興組合当所江此節出張セシ武蔵権八江盛岡ニ而買取新米壹万石石乗合商法約定案を以及示談、太体承引ニ付

控耆冊相渡置

一月十一日 晴

丑甲三号手形

一金貳万円奈古屋宮崎左平江為換金内券を以可差送分、受取書銀行へ為持差越、券受取郵便差出事

*大坂買付
丑甲五号手形

一大坂二而一月限五十八錢ニ而二千枚、三月限七十七八錢ニ而三千石昨日買付候付、入金ニシテ貳千五百円為換証券を以藤田伝三郎ニ差送事

一盛岡六日町武蔵権八・斎藤市太郎ト正米彼地ニ而壹万石迄乗合買付約定書調印済

一月十二日 晴

一 下関中本栄八江買注文左之通買付之段電報セリ

一月限千石 四円十壹錢貳り

三月限三千石 四円三十六錢五り

一大坂江注文一、三限右三千石宛買付藤田へ依頼セシ処、電信遲着ニ付間ニ不合、明日可取計との事

一糸平来店、当社ト乗合ニテ米壹万石位外國輸出ヲ試度トノ事ニ而、舟其外アルウイン取調可申答

一今日益田事ハラヨリ呼出ニ相成、正米買入方其外承ル

一 兜町米商会社

一月限

一月十三日

一 兜町米商会社買付 本場

二月限 拾九枚 四円七十九錢

三月限 五拾枚 五円〇壹錢

一大藏省出納局より新潟丸輸出来米ニ付、指令書下渡相成候事
一盛岡行ニ付馬越へ委任状并壹万円内券を以相渡ス

一月十五日

一 郷大書記官殿より召ニ応シ益田孝出頭、糸平より五千石丈ケ古米御買上ニ相成候間、明後日より御請取方被命候事
尤輸出来袋詰入之処も明後日より相初ル筈

一 奥州ニ而買米之事 壹万石迄石ノ巻着 大坂ニ而も五千石八十錢以内程ニ而(一月限)出来 其他近々買取候ノ事申立候事

一 奥州買米之事ハ最初より渋沢ト談合アルヲ以、同人方江依頼いたし候筈、今日銀行へ両渋沢トモ寄合談判相調候

一 米商会社買附 米又

埋 三月限五拾枚 五円〇八錢五
九錢二十
十錢 貳十五

残 三月限百五十枚 —— 十九錢七十五
—— 十錢七十五

〔注、「残」の文字上欄外に「二」とあり、さらにその上に横書にて「平〇九錢」とあり〕

一大坂藤田二月限八拾錢迄ナラハ三千石、三月限九十錢迄ナ
 ラハ式千石買付頼越ス

一月十六日

一磯買入生糸十五箇着浜候由、電信浜より来ル

一兜町米商会社

二月限三拾六枚 売埋四円八十八錢

*〔馬関一月限〕

一馬関一月限三千石 三円九拾八錢四厘

此代金壹万九百五拾貳円

此入金千貳百円即時送り有之

残壹万七百五拾貳円

一月十三日買

同一月限千石 四円十壹錢貳り

此代金四千百拾貳円

此入金不分明

〆壹万四千八百六拾四円

右江对シ金壹万五千円現送、為換等之間を以馬関送り之義

三井銀行ニ頼越ス

一一昨十四日田中藤助大坂より帰着之事

一坪内安久当分依頼正米売買方兼勤倉庫取締専務申付事

*〔馬関正米千五百石買入〕

一馬関秋本より筑前米、豊前米千五百石買候段申来候事

一兜町米商会社

二月限り 三拾枚貳番売埋四円八十七錢

一月十七日 雪

一兜町米商会社 京亀口

売埋 百七拾枚 七十 五円十三錢 七十
十貳錢 百

右は過日相頼候分仕切致事

一兜町米商会社 米又 新キ

買付 百五拾枚 前 五円十三錢

*〔三〕

買附 百五拾枚 本 五円〇九錢 七拾五
五円拾錢 七拾五

買付 三百七拾枚 本 五円十壹錢 百五十一
拾貳錢 百五十一
 拾三錢 百五十一
 拾四錢 百五十一
 十七

〔注、*〔四〕の上に横書にて「平十三錢」とあり〕

買付 百三拾枚 貳番 —— 拾三錢 百貳十
十四錢 十

〔注、*〔五〕の上に横書にて「平〇九錢」とあり〕

一今日広島丸出帆ニ付長崎江三井為換壹万円、馬関江五千円

封状ニシテ差送候事長崎ハヒットマン添
馬関ハ駅通寮出

一 ヒットマン上海行ニ付益田横浜ニ出ル

一 馬関入用金三万円大坂・長崎間ニ而出納寮為換相願度、
(三野村左衛門)
三利へ申込置事

一 田中長右衛門帰店事

*「馬関、筑前米千石買付」

一 馬関秋本買付正米筑前千石四円〇式錢買タル電報アリ

一月十八日

一 兜町米商会社

一金千八百九拾円也

米又渡シ

一金千貳百三拾円也

同人渡シ

右は昨十七日朝場百五拾枚、本場三百七拾枚、ノ五千貳百

石カイ正抛金皆渡シ

一同 京龜口

三月限百七拾枚ウリ埋益金口錢差引金四百六円〇拾錢也請

取、勘定方へ渡ス

一同 米又口 勘定口

二月限り三拾枚七十九錢買 勘定金百七拾壹円九拾錢入

三月限り五百貳拾枚 平均直合 入金四拾五円四拾錢

二月限り三拾枚 平均直合 出金三円也渡シ

差引入ノ金貳百拾四円三拾錢 米又ヨリ請取

一 兜町米商会社 米又口

右は昨十七日買附百三拾枚半敷金三百三拾円也渡シ

但シ式拾枚分は常定分除キ

一 石ノ卷斎藤市太郎ヨリ電信、ツルガマル米貳百五拾石深川
久住ヨリ請取テクレ、荷主ヨリ久住へ電信シタ、右電信案
内有之候事、但シ盛岡近江屋藤兵衛殿

十七日買入正米申立分 十八日

、常州貳千〇五拾俵

四八七五

勢州三百六拾貳俵 四八五

、武州上千五百九拾六俵

四八六二

常州貳千貳百九俵 四七八

、尾勢州上米四百拾俵

四七五

武州二千九百四十五俵 四八七

一月十九日 晴

一 三菱持新潟其外龍動行運賃三ヶ一方取下ケクレ申出書三野
利へ渡ス

一 勢米井田江買付米見本着

一 三限千百貳拾六枚買

*「兜町商社」

一 三月限千百貳拾六枚為買付半敷金三千貳百五拾八円米又へ

渡ス

内

五百式拾六枚 (五円拾貳錢
拾三錢
十四錢
四枚
五百六拾七枚
五十五)

〔注、*「六」の上に横書にて「平十三錢」とあり〕

六百枚 — 拾三錢 六百枚

〔注、*「七」の上に「同」とあり〕

〆

一月廿日

種違其外極上

・常陸米式千六百九拾五俵 四八七五 四斗入 千〇七十八石 五千貳百五十五月 廿五錢

・武州 千百四十式俵 五 同 四百五十六石八斗 貳千貳百八十四月 貳

・遠州 百貳十俵 四九 同 四十八石 四百三十五月廿錢

・常州 千八百六十八俵 四八 同 七百四十七石貳斗 三千五百八十六月 五十六錢

・武州 貳百六拾四俵 五 同 百〇五石六斗 五百貳十八月

右廿日、廿一日之買物トシテ差出可申事

×六千〇八十九俵 平均四円八十八錢一り 貳千四百三十五石六斗

○一錢 全志万 千八百八拾九月

一月廿一日

一月廿二日

一井上氏金千五百円朝鮮賞金、千九百円月給金合三千四百円、
并二図司某為換金六百円余共、明日米国飛脚船便ヲ以為換
取組井上氏へ可差送答二而、井上氏金ハ伊藤氏より請取、
十四番へ紙面相添、金ハ三井内券を以送ル

一去十一月三野村氏ニ差出置候肥前米貳万石勘定違二而、更

二調製小三野へ相渡置候事

*〔第一銀行大坂電信為換〕

一大坂電信為換 第一銀行

百円二付五拾錢

益田 十八錢

大坂二而一両日立換之電信為換

百円二付三拾貳錢

右引合候ニ付相記置事

子ハ夕平野留七婦東屈

*〔茶届〕

一茶貳万五千斤計此代 三千七百円ノ処 三千五百円私

右式拾枚已下平均十五枚位之分買切候事

一支配荷式百廿七箇 三十五番 内百八十箇 今日売

一茶百拾三箇之為換五百円貸

右持帰りの由未夕皆着不致候付、追而明細書可差出筈

一インスレット試験之義製造人吉田量平より依頼居候の分催
促二来ル

一月廿三日

一唐津石炭問屋紙幣察炭納人帆足鉄之助来店、同所石炭為換
取組之事件松田より伺合居候様之振相(利益ヲ三分シ
老分山方、老分店方ニシテ、請合之望有之ハ松田より申立候へとも、
老分雜費必ス当方へ相任せ可申ニ付、引合相始候而は如何哉之段申
来候、尤尅ヶ月凡出炭千万斤、当時満島ニ而八円より少し
下直ニ相成居申候由、いつれ方法写今夕為持可申候間、勘
考致呉候様申置、引取候事

一島根県勝部本右衛門貸金返済延期申立、過日来段々引合之
上当一月迄利子并元金之内千円之辻二月廿日限返済之約証
取置候事

証書、元証書ト一纏ニ入置、右代理高橋義一

一大坂商社一月限敷金藤田渡、残り九百廿五円、并廿四日入
用増敷八千三百五拾円、合九千貳百七拾五円大坂第壹銀行
ニ而当座借を以三井銀行江請取、藤田へ可相渡様西村へ頼
越ス、尤日歩

一島根出張三井銀行江勝部金取立之依頼申越ス

一三月限貳百枚 (五円三十式錢 百〇五) ツレ
(三十式錢 九十)

一鉢山局買入ナルベキ運送船ハ千早、肇敏、快風、石川四号
之内式艘入用トノ由、岩橋万造ヨリ申来候而、船大サ噸数
其外書載シ為持呉候様申越ス

一大倉喜八郎ヨリ馬関ニ於テ九州米千石買入度依頼ニ付、秋
本へ申越ス、尤代金ハ彼地ニ而受取可申筈ニ答置事 朝鮮
行

一深川浅草倉庫ニ輸出米正米取扱ニ付、出張之者夜食料と其
地人力車代として当分之内壹日壹人ニ付八錢宛支給之決義

一月廿四日 晴

*[四日市運賃]

三菱船四日市ニ而米積取益田約定、大藏省古米五千石、当社
新米壹万石丈ケハ両艘下持ニ而、百石ニ付三拾壹円ニ小野氏
江談判濟事

馬関三月限買付五千石之内貳千三百石四円五十式錢五り余ニ
売埋電報来ル

一月廿五日

常州 千五百六十八俵 四九 四斗八 六百貳十七石貳斗
常州 千五百六十八俵 四九 四斗八 三千〇七拾三円貳十八錢
総州 五百俵 四七四 四斗八 貳百石
九百四拾八円

武州 八百六十五俵 五 同 三百四十六石
千七百三十石

野州 千九百十八俵 四九壹五 同 七百六拾七石貳斗
十八錢八リ

勢濃州^{州三百五十俵}四百七拾五俵 五〇五^{四九五} 四斗 百四十石
六百九十三石

濃州 百貳拾五俵 四九 四斗貳升八 五十石五斗
貳百五十七石貳拾五錢

平均四円九十錢九リ余 貳千三百三十石九斗
壹万〇四百七十石貳円三十一錢八リ

輸出米事件

海上受合濡米惣受合

龍動迄 七分

舟沈没セシ時之受合

貳分五リ

一月廿六日

一阿仁銅山出産之小判形銅見本郷氏へ相頼、出来次第上海へ

差送候筈ナリ

廿七日 一書状尅通 倫頼より 立野郷三行

一同 一快風丸 百五十噸 三本柱 同

一同 一石川丸 三百五十噸 三本柱 同
石川島ニ而昨年造

一同 尅通 同 横浜ラウダ行

廿六日 一今午後四時出帆西京丸ニ而渋沢、益田上海行、大倉朝鮮行

一見送り并支店事件ニ付木村出港

一生糸為換事件不都合ニ付、横浜支店長西村喜平次、番頭中野用助共本日雇放免ニ付、同所長トシテ当分坪内安久差出、事務引次可申段申渡事

一月廿七日

一湯殿其外建築入札

落札

一 壹 六拾三円 海老原宗八

二 貳 七十円九十一錢五リ 平野芳太郎

三 三 八拾三円拾五錢 清水代 藤沢清八

右開札決定事

一月廿八日

一 一千早丸 四百五十噸 三本柱 米国出
十式三年前製造

一 一擊敏丸 三百五十噸 三本柱 同

一 一快風丸 百五十噸 三本柱 同

一 一石川丸 三百五十噸 三本柱 同
石川島ニ而昨年造

一致達丸 三百八十噸積 2000

船長 辻寛三郎

二月廿日迄勢州着

百石ニ付三拾円

積出し舢下人夫賃荷主持

着後舢下人夫賃舟持

米受渡用捨米壹俵ニ付三合事

枘計リ渡欠請合事

濡式俵等弁金ノ事

一月廿九日

一 総州米三千〇四十八俵 四斗入 四円八十三錢壹厘
千二百十九石二斗 五千八百八十九円九十五錢五

一 野州米千百〇三俵 同 四円八十九錢
四百四十一石式斗 貳千五百五十七円四十二錢八

一 常州米四千六百拾六俵 同 四円九十五錢 五十八錢
千八百四十六石四斗 九千三百三十九円七十七錢

一 武州米三百拾貳俵 同 四円九十八錢八
百廿四石八斗 六百貳十貳円五十錢〇二

一 勢州米千六百廿俵 四斗二升入 四円九十八錢五
六百八十八石〇四斗 三千三百九十一円七十九錢

〆 壹万〇六百九拾九俵

四千三百拾貳石 貳万貳千貳百〇壹円三十九錢九

平均四円九十一錢六八も余

右今日出納局ニ書揚事

一 肥前米第壹、貳両号勘定書古谷より到着致候事

一 秋田県令石田英吉来訪、出店之事ヲ談ス

一 輸出新瀉運賃取下ケ方書面三野村へ渡ス

一 三月限百五拾枚 五円三十三錢完埋

一 同五百枚 五十 五円四十錢
百六十 三十九錢
二百九十 三十三錢

一 今日より伊勢米御藏納相始事

一 今日より伊勢米御藏納相始事

一月三十日 雪

売埋 一 三月限三百枚 (五円四十四錢 百五十
四十三錢 百五十

今日ニ而残り貳百九拾六枚也

一 岩橋万造ト風帆船致達丸条約取極、書面取換置事

一 浅草御藏納米八樽計リニして欠米壹合より八合迄ハ官より

用捨可致、其余ハ詮義之上ナラテハ難聞届との事

一 三陸米壹万五千俵大急ニ成行を以買入申来候事

一月三十一日

総州米千百俵 四斗入

四百四拾石

五円 貳千貳百九拾九錢三

四円九十八錢〇〇〇

六円九十一錢

貳千貳百三拾四圓八十四錢

野州米八百八十五俵 四斗入 四円九十九銭六リ
三百五十四石 千七百六十四円五十二銭二リ

常州米貳千四百廿五俵 四斗入 五円〇八銭
四百七十石 四千九百二十七円六十銭

武州米百六拾五俵 四斗 五円十六銭
六十六石 三百四十円五十六銭

四千五百七拾五俵 千八百三十石

九千貳百貳拾九円五拾貳銭貳リ
三十八円二十四銭九リ
三十三円貳拾四リ 五円四銭三リ余

50454 余

〔注、左の「」内記事未済〕
 一 深川より浅草迄舁下賃定価大蔵省へ申出事

一 横浜受米問ヶ条之事

一 三菱ト古米五千石四日市より取寄条約調事

一 三陸米浅草蔵引移候事

一 浅草廻し残米ハ深川残し置事

一 電信局へ官報催促并諸局へ達し方申説事

* 二月十六日之分

二月一日

〔注、左の「」内記事未済〕

一 陸前米貳千百貳拾俵 五斗入 四円七十六銭四リ
千〇六十石 五千四拾九円八十四銭

一 陸中米百四拾俵 四斗入 五十七石貳斗

一 陸前米四千五百拾壹俵 五斗入 貳千貳百五十五石五斗

〆 六千七百七拾四俵 三千三百七十石七斗

一 陸前米四百五拾俵 五斗入 四円七拾六銭四リ
二百廿五石 千〇七拾壹円九十銭

一 同米四千四百九拾壹俵 五斗入 四円八十銭八リ
貳千貳百四十五石五斗 六円三百九拾

一 同米四千百三十俵 五斗入 四円八十三銭一リ
三千貳百五拾俵 千六百廿五石 七千八百五十円〇三十七銭五

一 同米八百八拾俵 四斗二升入 四円八十五銭四リ
三百六拾五石六斗 千七百九拾四円三銭八リ

一 陸中米六百四拾三俵 四斗入 四円八十七銭八リ
二百五十七石貳斗 千貳百五十四円六十銭一リ

〆 九千七百十四俵 四千七百貳十貳石三斗

貳万貳千七百六十七円貳十九銭八リ 四円八十銭一リ

一 陸前米六百廿俵 五斗入 四円八十三銭一リ
三百十石 千四百九十七円六十銭

一 武州米六百六俵 四斗入 五円貳十九銭一リ
千三百四十二石四斗 貳千三百四十四円七十三銭八リ

〆 千七百貳拾六俵 七斗五拾貳石四斗
貳千八百三十八円二十四銭八リ 千貳百貳拾貳石四斗 千貳百貳拾貳円五十三銭八リ

代 貳千七百八拾四十五銭三リ

貳千七百八拾四十五銭三リ

平均五円十錢〇、三錢、老り余

一 勢州米 四千石 四斗二升入 壹万九千〇四十八円
四斗七十六錢式り 壹万四千貳百八十六円

一 濃州米 三千石 四斗貳升入 四万七千三百九十九円
四万七千三百九十九円 壹万四千貳百七十七円

〆七千石 三万三千貳拾六円五拾錢
貳百六十五円

二月十一日

大坂買 兵庫

一 播州米 三百貳拾石 四円七拾三錢
千五百拾三円六十錢

一 備前米 千六百石 四円六十八錢八厘
七千五百円八十錢

一 作州米 千貳百石 四円六十八錢三厘
五千六百十九円六十錢

一 豊前米 六百八十五石 七百三拾七石五斗 四円七拾五錢
三千五百三十二圓貳錢五り

〆三千八百五拾七石五斗 壹万七千八百六十四円
〆壹万貳千三百三拾七円拾貳錢五り

平均壹石二付四円七十錢一り七毛余

大坂

一 豊前米 五百石 四円七十五錢 貳千三百七十五円

一 西国筋高直ニ付少々買込メ申越候との事
爰ニ於テ益田出発頃ト変論ナリ

二月三日

〔注、左の〕内墨末精〕
〆二米千五百拾石 四円六拾九錢五厘

一米六千七百石

一米百九拾石 四円六拾錢 八百七十四円

一同貳百石 四円六拾八錢 九百三十六円

一同百六拾石 四円六拾九錢 七百五十円四十錢

一同五百石 四円七十錢 貳千三百五十円

一同百石 四円七十一錢 四百七十壹円

〆千百五十石 五千三百八拾壹円四十錢

平均四円六十七錢九り四毛余

一米千五百石 四円六拾九錢七厘

〆五千四百壹円五拾五錢

右大坂一月限 一米貳百石 四円九十七錢 九百九十四円

一米百五拾石 四円九十九錢 七百四拾八円五十錢

一米五百石 五円 貳千五百円

一米千石 五円四錢 五千〇四拾円

一米貳千石 五円五錢 壹万〇百円

一米三千三百五拾石 五円八錢 壹万七千十八円

〆七千貳百石 平均五円〇五錢五り余 三万六千四百円五十錢

一月四日休

一月五日

一当休無シ

一月五日

一河内米五百石 四円七十錢 貳千三百五十円

一摂津米貳百石 四円七十錢 九百四十円

一肥後米貳百五十九石 四円七十五錢 千貳百三十円二十五錢

一伊予米貳百貳十石五斗 四円六十四錢 千〇貳十三円貳十錢

〆千百七十九石五斗 此金〆五千五百四十三円三十七錢

平均四円三十三錢 六十九錢九り余

右今日書上ケ候事

第一国立銀行約定外五万円別約定書相調、印形為濟為持候事

一新潟丸約定書草案出納局書添候廉有之、今日取下ケ三菱へ

打合置事

一月六日

一アルウイン横浜より帰ル、来店

一月七日

一広島丸出帆第貳号益田へ出状

*三池一

一三池石炭四拾貳円より少々安くとも売捌候事

大坂

一肥前米五百九拾五石 四円七十五錢五り 貳千八百貳拾九円貳十錢五り

一筑後米三拾六石 同上 百七十一円十八錢

△〆六百三拾壹石 三百円四十錢五り

兵庫

一肥後米二百十二石四斗 四円七十八錢 千〇十五円二十七錢二り

一筑前米二百七十六石 四円六十九錢七り 千二百九十六円三十七錢二り

一豊前中津米百貳拾七石六斗 四円五十七錢二り 五百八十三円三十八錢七り

一肥前米三拾四石 四円七十錢壹り 百五十九円八十三錢四り

六百五十五石

〆三千〇五拾四円八十六錢五り

平均四円六十九銭九り余

一 〇〇米百式十八石 四円七十銭 余
六百壹円六十銭

〆七百七十八石
三千六百五十六円四十六銭五り 平 4699

二月八日

大坂

一 豊前米式百廿石五斗四升五合 四円七十五銭
千〇四十七円五十八銭九り

一 摂津米四百石 四円七十八銭六り
千九百十四円四十銭

一 伊賀米九百石 四円七十九銭三り
四千三百十三円七十銭

△ 〆 千五百式拾石五斗四升五合 平四円七十八銭四り余り
七千式百七十五円六十八銭九り

△ 合 〆 式千五百五十一石五斗四升五合 四円七十七銭六り余
壹万〇式百七拾六円九銭四り

東京今日買入

一 武州四百六拾六俵 百八十六石四斗 五円三十壹銭九り
九百九十一円四十一

銭貳り

一 勢州三百俵 百廿九石 五円式十九銭一り
六百八十八式円五十三銭九り

一 常州三百俵 百廿石 五円二十銭八り
六百廿四円九十六銭

〆 千六拾六俵
四百三十五石四斗 式千式百九十八円九十六銭一り
平均五円二十八銭余

一 武州提糸七箇売捌キ六百廿弗受取

茶三拾五番へ売込代之内千弗、アメ一より式千弗受取由報知
有之

二月九日 晴

諸県買米

見合置

一 肥後米式千表 三斗四升五合入 四円拾五銭八り

六百九十石 3,076.020

右字土二而買入

一 同米三千表 三斗四升五合入 4,614.030
千〇三十五石

右八代二而買入

一 肥前米三千俵 三斗四升入 4,347.240
千〇式拾石

右若津

一 筑前米五千俵 三斗四升五合 437 7,538.250
1,725 21,850.

右馬関

一 肥前米百四拾七石八斗壹升九合七夕

武州上米七百俵 式百八十石 五円三十四銭貳り
四斗入 千四百九十七円四十四銭

金 33,887.290
石 4,470.
代 19,575.540

勢州上来三百五拾俵

四斗三升入 五円式十九銭一り
百五十石五斗 七百九拾六円式十九銭五り

〆千〇五拾俵 式千貳百九十三円七十三銭五り
四百三十石五斗 平均五円三十式銭八り余

右明日届出可申事

今日より輸出来袋詰初ル、今日ハ浅草計、尤朝八時より出勤
暮詰之筈

二月十日 曇

風帆新瀉丸昨夜品海へ入港、何時ニ而も積込可相成段、三菱
より午前第八時ニ申来候

勢州古米壹石 貳百四十壹式斤

同 新米同 貳百三十四五斤

長崎支店積付案内

一肥後古米千四百四拾俵

此石四百八十八石八斗八升

得元廻し三斗三升九合五り

此惣斤十三万六千八百八十斤

得試俵之処九十斤 七分五り

右英国アルミテージ船積

一肥後古米千三百五拾五俵

此石四百六十石七斗

得元廻し 三斗四升

一同 六百九十七俵

此石貳百三十九石七升一合

得三斗四升三合

〆貳千五十式俵

此石六百九十九石七斗七升壹合

右米国アーメジ号同断

二月十二日

アルミテージ号入港申来候事

(注、八行余自あり)

二月十日買入

武州米五百五拾七俵

四斗入 二百二十式石八斗 五円三十二銭九り
一千八百七十三銭一り

勢州米八百六拾三俵

四斗三升入 三百七十一石〇九升 五円貳十八銭
一千九百五十九円三十五
銭五り

〆千四百式十俵 三千四百四拾六円六十五銭六り
五百九十三石八斗九升 平均五円式十九銭八り余

二月十一日買入

武州上来五百四拾九俵

四斗入 式百十九石式斗 五円三十四銭八り
千七百七拾貳円式十八銭式

勢州上来三百三拾俵

四斗三升入 百四十一石九斗 五円式十六銭三り
八百四十六円七十八銭

八百七拾八俵
三百六十壹石壹斗

千九百十九円拾錢〇二り
平均五円三十一錢四り余

二月十三日

二月十二日買入

一 常州上米千式百八拾七俵

四斗式升入 五円貳拾
五百四拾石〇五斗四升 五円貳拾九
錢七り

貳千八百五拾九円九十九錢七り

一 今朝よりサトウ事件ニ付私報電信止メ

一 アルミテーシ号米明日東京へ解下候筈

一 アーメシヤ着港申来候間、是又大村屋へ申付候事

二月十四日

二月十三日買入

野州上米三百六拾貳俵

凡四斗式升入 五円貳拾錢〇八り
百五十式石四升 七百九十一円八十二錢四
り

武州上米四百〇六俵

凡四斗入 五円三十四錢八り
百六十式石四斗 八百六十八円五十二錢五
り

七百六十八俵
三百四十四石四斗四升

千六百六十円三十三錢九り
平均

右届差出候事

一 今日官報願差出候事

一 十四番江上海より電報、明十五日出帆船候ニ付渋沢、益田

帰朝、尤談判25都合好相調タル由、アルウイン申来候事

一 今日東京丸出港ニ付、益田へ書状神戸迄差越置候様アルウ

イン江相頼事

一 野田出張ニ付暇乞として木村罷越申

一 今朝藤村県令へ面会、佐藤七郎右衛門事件談話候処、区戸

長連印之義察当スレハ無論忽瓦解可致候付、別紙写相添願

書ヲ直ニ差出可然段申聞候付、小橋三郎申聞ル

一 山梨県預り米壹万余石売捌方依頼可相成ニ付、近々書面取

調候筈

二月十五日

二月十四日買入

武州上米三百七拾三俵

四斗入 五円三十四錢八り
百四拾九石式斗 七百九十七円九十五錢二
り

右書上候事

一 山梨県下第十国立銀行株主栗原信近ト申仁江い細同県事件

ハ相談可致旨県令より申聞候、明日県令出発帰県相成候事

一 小橋三郎も半日後レ位ニ而出県申付候事

一 田中平八古米当社新米大蔵へ売上ニ付、輸出見込等申出候

事

一 輪出来袋大小入交有之、口糶式様ニ相成不都合ニ付一樣ニ

糶付候へハ、壹袋ニ付壹厘五毛宛直増申立候処、大蔵省へ

今更難申出ニ付、到底惣而二三拾円増位之事ニ付、袋代金損分ニ相立、一樣糶ニ申付候事

一新潟丸へ竹式百本、座四百枚、筵五百枚、古垂木三円分入用ニ付為持事

一新潟丸約定書草案閣届相成下渡相成候間、三菱岩崎弥之助

ニ相渡置、本書相認候答事

一旧先取社用作徳米売払依頼状田沢市太郎ニ出ス

一黄緋絨共十四番へ払渡事

二月十六日

十五日買入届

一武州上米三百三拾九俵 四斗入 百三十五石六斗 五円ト三十一銭九リ

代七百廿壹円式十五銭六リ

一麻袋六拾九箇上海より横浜着ニ付、其俣同地ニ差置候、船賃百五拾弍弍弗五分、和金六拾二匁四分八リ西京丸へ払

*「三百入」

一横浜蔵敷伺出候事 出納局へ

一大島武左衛門船製作替ニ而金弍百円貸渡、右区戸長奥印取

置事

一即日アルウイン江申間ル、直ニ注文申越タリ

一麻袋拾万枚可成上海ニ而買入可致段出納局注文ノ事 三

十七日申出ル
一深川より浅草迄船下賃定価出納局へ申出可致答 三

一勢州古米五千石取寄候付、三菱ト約定取組可との出納達有之事 三

一三陸米不残浅草蔵へ廻し方事 三

一浅草廻し残米ハ深川ニ差置可申との事 三

一電信局へ官報催促申立候事

一商社余り四限下落ニ付、百枚丈ケ四十銭台買付相試候処、五円五十銭平均ニ而四拾枚丈ケ出来事

二月十七日晴

一武州上米三百八拾壹俵 四斗入 五円ト三十銭八リ 百五十弍石四斗

此金八百〇八円九十三銭九厘リ

右昨日買入届致候事

一勢州米壹万石受方ニ付 (四カ) 候条差出事

一山口県下第弍拾大区六小区松本梶ヶ原四百七拾五番地金子十郎へ木村より三十円、金山より弍十円昨今両日駅通寮為

換取組差送事、弥一頼ニ依ル

*「勢州古米入蔵引当」

一横浜弍十五番持蔵 弍万俵積

一ヶ月八十枚 六十枚ニ可相成哉

右アルウイン聞取

一新潟丸約定調印三冊宛預り置、内巻冊今日出納局へ出ス

*〔深川縣下〕

一深川蔵出しより縣下浅草御蔵迄是迄廻シ巻俵二付迄巻銭式
り宛、水揚持方廻し後片付迄三り五も、合巻銭五り五も仕
払辻

一武州上米三百八拾六俵 四斗入 五円三十銭
百五十四石四斗

代八百十八円三十式銭

右本日買入届可致事

二月十八日

一今朝飯田巽方江罷越、深川蔵米浅草蔵移事件相守候処、上
米無之候ハ、不残早々可差廻との事ニ付、深川詰へ達候事
一郷并与倉へ行、買米上機会ニ而相進候処、同意ニ付、明朝
可相決との事

〔注、右欄外青鉛筆にて○印あり〕

二月十九日 晴

*〔十八日買入〕

一武州上米三百俵 四斗入 五円三十銭三り
百式拾石 六百三十六円三十六銭

一今日西洋軒周頼各屯人前四十三円九十銭宛

〔注、右欄外青鉛筆にて○印あり〕

一今午後薩州暴徒追討被仰出達相成事

一四月限六百四拾枚、平均五円三拾八銭八リニ而買埋致事、
残り式百六拾枚ナリ

一三月限百四拾四枚、平均五円十九銭ニ付同断

同其段ニ而買越三十六枚事

二月廿日晴

二月十九日買入届

一武州上米三百七拾俵 四斗入 五円十三銭六リ

一大坂相場十七日出状三月限五円五十式銭より五十六七銭、

壹式銭、又七銭（一昨二番 四十四銭平均）

一ワットソン渡米浅草蔵見本ノ八品取寄銀行廻し、武州米ハ

差出不申候事

右は新潟、高砂両艘へ積入可申積事

*〔新潟〕

一浅草御蔵ニ而囊詰勢州米六千百式十四納、六斗四升入トシ

テ三千九百十九石三斗三升也

一昨日雉子橋ニ買米外々見合候様三野村承り帰リ候事筆之

機ヲ失ス

〔注、右欄外青鉛筆にて○印あり〕

一明治九年五月より十年一月廿九日迄横浜茶方取扱月割損益
計算為致候処左ニ

洋式千五百八拾五弗壹分三厘

内訳

貳千四百七拾貳弗壹分六厘 旧国産方

百拾貳弗九分七厘 物産会社

右全損金ニ相成由申来候間、最前月割帳精算取調且国産取扱中何程当社引受後何程ニ仕訳候様申越、書類差返候事

(注、右欄外青鉛筆にて○印あり)

二月廿一日

一 三野村利左衛門事久々病氣保養不相叶、今午前尅時過死去候付、銀行用向は利助引次候段、斎藤保造申来候事

一 益田へ前断電信ス

一 益田

二月廿二日晴

一 百貳十九番口ヘルト、クラツク事パン屋ニ而此度ビスコイ

ト壹万斤注文、今日出来箱詰済 百貳十目斤ニ付五錢也

一 ワツトソン受米浅草御蔵ニ而取掛リ候由ニ付、老人受取方

借用三野村より頼出候付、今日ハ不取敢田中藤助へ申越、

明日より竹泉、遠藤両人間罷出候様申付置事

一 益田長崎昨日出帆之由ヲルトより申越ス

一 奈古屋丸着、益田・羽太より来状

一 馬関当店出張所左之所ニ掲札ス

下ノ関阿弥陀寺町

百七十四番地

三井物産会社出張所

右取極候段秋本弘輔より申越ス

一 三菱汽船不残御用船ニ相成、四日市積米出来不申段大蔵省

二 届出候義申来候間、高砂丸積米方飯田江申入置事

一 長崎ニ而ワツトソン渡勿出来并筑後米長崎県庁へ粮米入用

ニ付可相渡段出納局より達有之間、官報相願候事

一 四日市江内券三万円同地銀行傭丁平助ニ渡ス

二月廿三日

一 三野村死去ニ付香料として三円為持候事、銀行大元方共三

円宛、第一より貳円也

一 昨日新潟丸竹、古米并繩為持事

老石

一 伊勢新米貳百三十四五斤

一同 古米貳百四十壹貳斤

一同 古米貳百四十壹貳斤

一同 武州新米貳百三十壹斤半

*「64」

*「68」

〔注、右の三項*箇所に跨り弧線あり〕

右新潟丸積入平均

一 兜町商社本日売買高

買二月限り 三拾枚

買三月限 四百九十六枚

買同 三十六枚

買 五百三拾貳枚

売四月限 貳百六拾枚

買 百枚

内

差引売百六拾枚

差引拾枚残り

*「買」の
外へ貳百七拾枚」

〔注、右「内」の文字は青鉛筆にて記載後、
赤鉛筆で末梢されている〕

〆相改候事

*「内丑甲三七号」

一金三千五百円内券を以仙台江送ル、盛岡馬越渡、戸田〇次

郎同地持参候筈

一大坂三月限大印納残り

社持買三千四百石 壹万六千貳百石之内
壹万貳千八百石売上ケ

〆

一 正米 土印売込米残り凡積

肥後 肥後古米貳千六百〇六石七斗七升五合

同新米四千九百五十貳石貳斗

若津 肥前新米凡壹万八千三百四十石余

馬関 九州米壹万〇四百四十八石余

大坂 伊予 米貳百七十九石五斗

河内

一 五号外套絨 五百拾貳丈

一 四号畧帽絨 百四拾四丈

一 黄絨 五十七丈六尺

右入用ニ付定用品ニ類似之品有之候て取調可申出事 陸軍

二月廿四日 晴不二南風

一 山科入用金三百円為換手形を以鈴木良三、矢田信へ送ル

一 横浜石庫入勢州米請取書出納局飯田氏へ渡ス

二月廿五日 休

一 三野村利左衛門殿神葬ニ付用事請掛之者計出勤、其余ハ彼

方へ参候事

二月廿六日 曇

一 深川輸出送り古米箕通し出来、売払方伺書差出候事

二月廿六日 曇

一 外務省へ呼出ニ而、金八円七十五錢也、人夫三十五人、右先日火事之節駈付相働候付被下候との事、荷物方より届出
一 岩橋万造より風帆撰津丸三千五百石積勢州江差廻候ニ付、
来ル廿八日出帆、依而添書并運賃半方貸渡呉候様申来候事
一 勝部元右衛門貸金利足千貳百十壹円貳十五錢之内、過日六
百円受取殘金不殘受取、元金之内千円ハ当日中ニ受取可申
約束致候段、島根銀行出店より申来候間、受金被致候事

二月廿七日

一 三月限三拾枚 五円十五錢買
右米又ニ申解不改故取計申入事

一 益田、渋沢婦朝ニ付迎トシテ七時より木村^{横浜}神戶行
一 ビスコト代取下候事

一 山形県鑄銅壹万三千斤

一 会津荒銅壹万四千斤

一 右平均貳拾円ニ願度段淺野又兵衛殿申来ル

一 延地丁銅三万斤

一 右式十三円同断

二月廿八日

一 勢州米三千五百石、撰津丸運賃千〇五拾円ノ半金五百貳拾
五円、岩橋万造へ相渡候事

一 横浜茶上林熊二郎より買請度申出候処、太体元金貳拾九弗
位之処迄ニ而三拾弗五分申談候而、直談ハ打合候得共、半
方三月十五日迄延金申談候ニ付、即金之外相断候様平野留
七江申聞ル

一 竹百五十本差渡三寸、板百五十枚貳三寸位こと早々新潟
丸へ持せ候事

一 ビスコイト百四箇藏敷一ヶ月貳円七十錢、尤火難其外受負
万段之義、明日五局第壹課へ申出候答事、横浜藏敷一日壹
箇ニ付凡貳錢宛ナリ

一 三菱高砂丸積入来ル六日より相始候段申越、且又新潟丸積
袋今日積出し切致候段申越ス

一 大藏省御用米買入ニ付而は、糸平方壹万石ニ付四百円宛手
数料として申請、此外解下賃等ハ別段申受ル由

[注、右欄外青鉛筆にて〇印あり]

注 内山下工作分局

試験場陶器掛

一 石膏塊五噸

一 右支那上海へ可申越との事

一 先取会社残用横浜津田達藏地面同裁判所ニ而昨廿七日入札
ニ付、南一介立会候処、入札人無之候付、一長日中揭示相
願可申との事

三月一日 晴

一 旧銅貨買入ニ付金壹円ニ付平均拾貫

○百五拾文を以手数料無之ニ而、浅野又兵衛と壹式万程不知人買付候義申附ル、尤浅草御蔵へ入候にも欠錢、筵包、^(注) 其外雜用壹円ニ付式拾五文ト見積置ト十分之由、荒井申居候事

(注、右(注) 箇所行間朱筆にて書入左のとおり)

「此入ヲ改而壹円則拾貫、□□ニ付式厘宛ニ而、惣入費手数料淺又受合歩合共此方へ壹円壹錢三リ手取ニ約束致候事」

一 五月限出ル

三月二日

一 厦門江輸出米相成度計算書を以大蔵江上申書木村より郷氏へ渡ス

一 横浜十四番へ益田行、便を以第五号絨式百六拾丈七尺英國江注文仕足し申越相頼置候事

一 先取社残用青森作徳米代田沢市太郎より為換証を以式拾七円十錢受取

一 旧銅貨引換代り差向キ新紙幣三万円下渡願書差出置候事

一 支那厦門江輸出米之義書面を以上申致置候処、速ニ可取掛との儀三野村を以差函相成候間、即刻益田へ打合横浜へ申越、船為雇之手配致候事

三月三日 晴

一 四月限買埋式百枚 式百六十枚之内

十枚 五円九錢
式十枚 十錢
五十枚 十三錢
四十枚 十式錢
十四錢

一 五月限買附七十枚

五十枚 五円十九錢五り
十枚 式十一錢五り
十枚 式十一錢五り

一 高砂丸横浜濱積入受負之辻今日相届候事

一 昨日益田孝横浜江出張、アルウイン江紺第五号絨陸軍省より注文之分注文申付候事、委細別紙書帖留メニ注文之写シ有之候事

一 筵三千枚 一竹千五百本

一 板五百枚

一 右高砂丸ニ入用之分、三菱ニ而差向買入候段アルウイン氏へ申越候段、通達有之事

一 今日飛脚船便を以石膏塊五噸工作局注文之分上海へ申越候事

三月四日 休

(14)
三月五日 雪雨

○龍動より電報ニ而米之直段申越ス、是ハ一月四日ニト十日ニ差送リタル見本到着シ、彼ノ相場ヲ取り而申越シタル価なり

- 5 肥後新米 拾貳志半
 - 6 肥前ノ米 拾貳志
 - 7 肥前中米丸 拾壹志四分ノ三
 - 8 武州中米 拾壹志四分ノ三
 - 9 尾州中米 拾壹志四分ノ三
 - 10 常総中米 拾壹志半
 - 11 三陸上米 拾壹志
- 内別ニ四日ニ小見本差送リタル分
- 1 肥前新米 拾壹志四分ノ三 六ト同シ
 - 2 肥前新米中 拾壹志四分ノ一 七ト同シ
 - 3 肥後新米 拾貳志半 5ト同シ
 - 4 拾壹志

右之通りアルウインより申出候事

右之趣大蔵省へ申出置候事

一下ノ関ニ而五千石、若津に而六千石、郵便ニ而申越タル分
之大蔵省へ上納届置、但し書面ハ三野村の手江廻ス
一秩禄公債証券券五千円也藤田熊太郎所有之分買取代金四千三

百七拾五円払候、尤百円ニ付八拾七円五十銭也
一田中藤助番頭席月給十五円、福永月給十五円ニ相定申渡候事

三月六日

一 渋沢・益田両名間ハ別段之詮儀を以電信許可相成候事
一 旧銅貨代リ新銅貨三万円御下渡可相成段指令有之事、尤手
数料被差下百分ノ一也、銀行江相托ス
一 五月限百五拾枚買付

五枚 五円貳十六銭 廿五枚 一 貳十八銭
百廿枚 一 貳十七銭

一 開成学校米日英へ注文物凡金高五千円位之分受書差出候事

*七日付
八日差出ス

一 大蔵省より呼出相成、正米壹万石計リ可買入段申付相成候事
益田

*「= 33,500 [注、横書]
一 80,000」

三月七日

一 四月限買埋六拾枚 内五円十六銭 二十枚
一十七銭 四十枚

平 5,116

一 四日市銀行依頼水谷金平送り米三百五十俵仕切七百円余、
今日為換を以差送候事

一 ヒットマン材木受取方来ル十二日ニ相決候間、拾四番二通
達之上当日立会并川島屋堀ニ直様差置哉否掛合候事

右 堀差配人

深川西平野町壹番地

華岡米次郎

一 高砂丸約定調印済候事

一 兵庫ニ而陸軍注文米壹万石揃ヒ、内金貳万円受取候段^{ハイシ}拜司
より電報セリ

一 大坂西村席四郎上着候事

一 横浜支店詰月給増額相達候事

一 三池出張木田事、馬関江引取候由申来候間、即刻出張石炭
精々輸出候様電信ス

三月八日

野州米七百五拾貳俵 四斗貳升入 三百十五石八斗四升

四円八拾八錢八厘替 千五百四十三円八十貳錢六り

常州米貳千六百八拾六俵 四斗貳升入

四円九拾錢 千貳拾八石壹斗貳升
五千五百三拾壹円七十八錢八り

三陸米^{千俵}四百三拾俵 五斗入

*〔此納五百七十俵有合を以仕払蓄〕

四円四拾七錢

五百石
貳千貳百三十五円

総州米千八百六拾四俵 四斗入

四円九十五錢

七百四十五石六斗
三千六百九十円〇七十貳錢

六千三百〇貳俵 貳千六百八十九石五斗六升

金壹万三千〇〇壹円三十三錢四り

右七日買入之辻を以届出候事

○英国蒸気船ケンツミヨ一号江常州米五百俵四斗三升入、三
陸米五百俵五斗入、右積入香港へ向ケ積廻し売試ニ付今日
解下四艘を以横浜へ廻ス、尤通常解下一艘三円七拾五錢ニ
而三百俵積之処、風波ニ付貳百五拾俵積を以、壹艘ニ付四
円宛之代受を以大村屋より積廻ス

一 山梨一件ニ付部理代差越候小橋三郎一昨日帰東候由申来、
県庁指令書其外持参候付、佐藤方江談判取消候段郵便を以
申越候事

一 開成学校よりクロノグラ壹箇代価五百弗米国江注文伝票下
渡相成候事

一 二月廿六日五千円、外ニ三月一日五千円宛三廉合貳万円大

坂ニ而藤田、拜司両人間江暫時正米代トシテ銀行より借用

分証書差廻候間、既ニ昨日貳万円陸軍より受取候付、大坂

ニ戻し方頼置事

一 新潟丸積出帆届、横浜税関ニは昨日附、東京府へは今日附
を以相届候事

一 東京府より呼出ニ而博覧会出品取調之書取を以早々可差出

との事 林万兵衛

一紙幣局呼出ニ而、外国江注文品送り方船中危険料差出候而も、当方之荷物無事ニ而他之荷物毀損之節、救助金トシテ無事之荷物ニ対シ出金相懸候事ト而、甚迷惑ニ付、右出金無之様約定致方取調可申出との事 林
一ワットソン来店ノ事

三月九日

- 一三陸米三千百六拾三俵
- 一三州米貳千六百六拾九俵 四斗入 千〇六拾七石六斗
- 四円九拾五錢替 貳錢五り 五千貳百八拾四円六拾貳錢 五拾七円九十三錢 六拾貳錢 五十三錢
- 一尾州米四百九十四俵 五斗入 貳百四十七石
- 四円九拾五錢替 千貳百貳拾貳円六十五錢
- 一常州米七百俵 四斗貳升入 貳百九十四石
- 四円九拾三錢 千四百五拾五円三十錢 四十九円四十三錢
- 一肥前米貳千七百六拾俵 三斗七升入 千〇貳拾壹石貳斗
- 四円九拾五錢 五千〇五十四円九十四錢
- 一三陸米貳千五百貳拾俵 五斗入 千貳百六拾石
- 四円五拾三錢 五千七百〇七円八十錢

*「一月之内」

〆三千八百八拾九石八斗

九千四百拾三俵

代金壹万八千六百九拾貳円七十四錢

右八日買付届出候事 外ニ古米少々出入

三月十日

- 一野州米五百俵 貳百十石 四斗貳升入
- 四円九拾五錢五り 千〇四拾円〇五十五錢
- 一常州米百八拾九俵 四斗貳升入 七拾九石三斗八升
- 四円九拾四錢 五錢五り 三百九拾三円三十貳錢八り
- 一総州千六百〇七俵 四斗入 六百四拾貳石八斗
- 四円九拾五錢五り 三千百八十五円〇七錢四り
- 一三州米九百貳拾俵 四斗入 三百六十八石
- 四円九拾四錢四厘 千八百十九円三十九錢貳り
- 一勢州九拾七俵 四斗三升入 四十壹石七斗壹升
- 四円九十五錢三厘 貳百〇六円五十九錢
- 一三陸米千八百八拾俵 五斗入 九百四十石
- 四円五拾貳錢五厘 四錢五り 四千貳百七十壹円五十錢
- 〆米貳千貳百八十壹石八斗九升 貳圓三十錢
- 五千百九十三俵

*「一月之内」

金壹万〇九百十六圓四十三錢四り^七_貳

右九日買附之届致候事

一 橋爪清九郎長崎詰申付、今日出帆、東京丸を以出張為致候事

一 増田充統^(續)依頼之石鹼見本三箱上海江可差送分、橋爪便を以長崎迄為持差越事

一 昨日アルウイン江開成所注文之コロノルジーツ分書取相渡シ、其為同校教師より遣シタル欧州江之書状今日アルウイン江郵便ニ而遣シ送り方頼ム

一 英一ノカラバ来社し而、アモイ行^(續)之船半高俵無しニ而積み呉候ハ、百斤貳十錢ニ而積入たしとの事ニ候へ共、夫ニ而者不都合ニ付、是非俵ニ而積入候事ニ申談ス、尤廿五錢相払可申事ニ返答ス、追而挨拶アル筈なり

(注、右欄外青鉛筆にて〇印あり)

一 糸所持之生糸是非買入度フィセルより頼み越シタルニ寄り、掛合候ニ、高直七百五十文故行届カス、其段フィセル迄返答ス、蓋し欧州沸騰壱割貳分も高直ニ而、上海大騒キと支那より電信有之候よしなり

一 ヒットマン并ブリ子江東京丸ニ而出帖ス、但シブリ子も増田充續之シヤホン三箱送り遣ス

一 藤田行違ニ而米三千石買入候よし拜司より申越しニ付、金

子繰替へ相払候而宜之趣電信ス、此米ハ中米ニ而凡四円八十錢之よしなり

一 藤田方江相払タル三千石(陸軍省注文之内)去月買入之内、五千円受取証書ヲ以三井銀行より取立ニ遣シタレハ、大坂ニ而已ニ返却し、報知アレハ手形は返却ス

一 今日新鴻丸横浜出帆

三月十一日休
一米方休日無之、今日より改号号ヨリ始メ、浅草御蔵へ米輸送ス

三月十二日晴

一 三陸米凡四百六拾五石 四円五拾五錢^{五十八錢七り}

此金^{凡式千百三拾貳円九拾五錢五り}式三百〇壹円七十五錢

一 尾濃三州米凡百八拾五石 四円九拾六錢

此金九百拾七円六拾錢

一 総野常州米四百四拾石 四円九拾五錢

此金

〆千〇九拾石

右十日買入届候事

一 山梨事件ニ付村井三四之助来店、取組方如何哉之尋有之間、

相断越候段申答候処、少々意味違候へとも御相談出来不及
ハ致方無之、此義ハ同人よりも早速甲州へ申越答之所、取
紛延引致候事ニ付、早速可申越と申帰り候事
一肥後金子、麻田、中島三人無事之段知通を以式十九日書状
受取事

(注、右欄外赤鉛筆にて〇印あり)

第百五拾八号伝票

一 式号紺絨三千〇四拾四丈六尺

此ヤール壹万〇百四十八ヤール七分

メ

一 四号紺絨百四拾三丈四尺

此ヤール四百七拾八ヤール

メ

一 三号紺絨百五拾丈〇五尺

此ヤール五百〇壹ヤール七分

第百六拾号伝票

一 同 式拾七丈六尺

此ヤール九拾貳ヤール

第百六拾号別同

一 同 三丈五尺

此ヤール拾壹ヤール七分

メ 六百〇五ヤール四分

第百五拾八号

一 黄絨壹丈九尺

此ヤール六ヤール四分

第百六十号

一 同 四拾五丈八尺

此ヤール百五拾貳ヤール七分

式口メ黄絨百五十九ヤール壹分

第百六拾号別

一 萌黄絨八丈三尺六寸

此ヤール貳拾七ヤール九分

式口メ三十壹ヤール九分

*「第百五十九号伝票

萌黄絨壹丈貳尺

一 五号紺大絨七百八拾四丈

此ヤール貳千六百拾三ヤール四分

式口メ壹万三千四百拾五ヤール八分

*「第百五十九号同

五号紺大絨三千貳百四十四丈〇七尺

一 甲六号紺大絨貳百三拾五丈貳尺

此ヤール七百八拾四ヤール

メ

第百五十八号伝票

一白絨卷丈卷尺

此ヤール三ヤール七分

第百六十号同

一同 八丈式尺

此ヤール式拾七ヤール四分

メ三十卷ヤール卷分

第百六十九号伝票

一紫絨拾五丈

メ 此ヤール五十ヤール

右十五廉伝票四通を以

右陸軍第貳課より注文今日益田出省承帰り候、尤可成丈内

国ニ而買入、残り外国へ注文可致答

一陸軍省第貳課長沓下売上受書差出候事

三月十三日

一三州百三十五俵 買

一同八百六十五俵 持

メ千俵

一美濃四百拾八俵 買

メ

一尾貳百三拾俵 買

一同四百九拾俵 同

一同千四百九拾五俵 持

メ貳千貳百拾五俵

一勢州千六百〇貳俵 買

一同貳千〇九拾五俵 持

一同三百五拾俵 同

メ四千〇四拾七俵

右メ三千貳百貳拾五石

得壹石之代金五円

一常州千貳百九拾九俵 買

一野州三千百五拾俵 買

一総州四百八拾七俵 買

一同三百八十五俵 持

メ八百七拾貳俵

右メ貳千貳百三拾五石

得壹石ニ付代金四円九十八銭

一駿州貳百五十俵 持

一遠州四百五十卷俵 買

右メ貳百八拾石

得壹石ニ付四円九十五銭

右昨十二日買入を以届出候事

一益田横濱行

一紺軍鑑羅紗凡四百ヤール

但壹ヤール金壹円五十五銭

右今明口中現金引換

一紺軍鑑絨凡六百ヤール

右来ル十六日迄同断

右買入約定中橋広小路角高橋屋金次郎ト取結事、尤見本陸軍へ出ス

一米千四百式拾九石九斗五升浅草納済改御出之内百四拾八号を以受取書申請候事

一山梨事件ニ而小橋三郎該地差越候旅費ハ実費ヲ仕払、別ニ賞金遣し呉候様今泉より申越候間、金拾五円遣候事

同十四日 水曜日

一大坂より之電信ニ、三月限四円八拾式錢八厘ニ而売リ、五月限り五円六錢買、いづれも千石

一下ノ関三切三拾六錢、五月限四十三錢七千石位買エル、相場不換

一新潟丸品川入港免状外務省より下渡相成居分、同船過ル十一日出帆ニ付、今日三野村を以出納局へ返上致事

一総州米三百三十俵 買

一常州米五百九拾八俵 買

一野州米八拾俵 買

メ四百四拾石 (注、墨書を朱筆で上書してある)

一陸中米三百三拾五石式斗 齋藤之内

メ

一陸前米三百六拾六俵

一同 式千七百〇七俵

メ三千〇七十三俵

此石千五百三拾石

此内

一△勢州下米式百拾壹石

一日受

(注、右△印鉛筆)

一同米式千七百壹俵 持

メ凡千石

惣メ三千三百〇五石式斗

右昨十三日買入届出候事

一羽太より電信来リ、高瀬焼残米江足シ、白米ニして七千石

一軍事會計より請合候段、新藏より飛脚長崎ニ差立、金子之外打合候段申越候而承知之段即刻返報ス、依而昨日差出候

高瀬米大藏ニ願書下戻之義申入候事
一改号後第一勘定書并浅草受取書三葉相添差出候事

一五月限拾枚売埋 5,200

三月十五日

一 駿州米七拾俵

一 常州米百俵

一 野州米三百四拾貳俵

一 勢州米七百拾四俵

〆千貳百貳拾六俵

此所ヲ以五百石届出候事

一 三陸米五百石

内 三百五石 二月受米

残り百九拾五石 買入可申事

〆千石

右昨日買入届致候事

一 今日拾四番ニ而依頼青毛布八斤物四分宛ニ丸差江五千円計

之品売ル

一 中橋社革代金京都府勸業場江為換を以差送候事 147.567

一 山田銀行出張店へ先日荷為換行違之金千三百貳拾円三井銀

行江相渡、請取書郵便を以差送候事

一 勝部本右衛門より千円返済之分島根銀行ヨリ本行江通達無

之由ニ付、催促申越候事

一 五月限売埋貳百拾枚

三拾枚 五円拾八錢
四十枚 一十七錢

三十枚 五円十九錢
五十五枚 一十五錢
五十五枚 一十四錢

*「皆済」

三月十六日

一 竹千本

一 筵千枚

右高砂丸へ積入候事

一 明後十八日より武州米袋詰之分積出し之筈、尤惣數五千袋
相調可然との事

一 岡山席次郎社員差免、横浜高瀬英祐方江可差遣段、三野村

より通達ニ付、本日取計事

一 吉沢吉五郎横浜詰申付候事

一 陸軍御用扱ふニ付馬越呼戻、代り福永来ル十八日出帆、鳳

翔丸ニ而差越候事

一 宮本新右衛門深川出張申付候事

一 赤毛布貳千三百枚 七斤半物 1600

一 青同千百五十枚 同 900

一 花色千百五十枚 同 900

〆四千六百枚 本部也

□□□代三枚四分五厘 四分六厘

本部

右十四番持合候事

三月十七日

一 警視局へ毛布七斤半物本部千枚売上、壹枚ニ付三円六拾八銭ニ

而、赤五十、青廿五、紺青式拾五組合ニ致候約定決定

一 赤毛布其外組合拾四番之口不揃ニ付、四千六百枚分四分三

り五毛ニ而買切候様松屋伊助ニ掛合置、尤到底四分四厘迄

ナレハ買切可申決定

一 緋絨式十反口壹ヤール壹枚四分迄ニ而断然買取候様、堀精

助ニ申越ス

一 今日横浜堀精助□素毛布之高

八斤物式百枚 赤五十、青三十、紺式十
五本筋色合十四番ト同シ

同 千式百枚 赤六百、青六百
式本筋十同明日着之筈

七斤物六百枚 赤計式本筋同断

右三口共四分五リト申居候由

一 藤田拾万円程陸軍御用蒙リ候付、壹万五千元電信為換拜司

より頼越候間、直ニ引合銀行より渡方申越候事

一 英国ニ試送り茶入用ニ付、壹万斤程見本之品ヲ拾五枚より

十六枚迄ニ而買入置候様横浜ニ申越ス

一 寒天拾箇壹箇三千入凡代十円

右信州諏訪郡金沢村信濃屋工藤甚兵衛より送り荷致し、敷

金式拾五円并駄賃拾円相渡、荷物受取置具候様頼越候処、

最前国産方引合後彼方は已前之心得を以送り附候事ニ而、

無拠約定無之候処勘弁シ、右金相渡置、品物ハ島方へ預リ

置、追而出京候節已後之事ヲ談ル筈と申越ス

一同国同郡玉川村福田清三郎よりも同様頼越、尤荷物未夕着

不致候

一 三井銀行持米古米五千石大坂ニ有合候分、ハラ江御買揚五

円式拾四銭ニ申立候処、高直ニ付、当方持米大坂ニ而撰河

播州新米式千石四円八十銭、下ノ関持米筑前新米三千石四

円四十五銭、平均五円を以合併シ銀行より願出、御聞濟ニ

付当方持米両所へ手配電報ス

(注、右欄外青鉛筆にて○印あり)

一 津田孝助より申越タル白米搗賃并減方写、左ニ

上白米壹石搗賃 拾貳錢五厘

減方尾勢三州物 壹割式三分 地廻り者減少シ

中白米壹石搗賃 拾錢 右同断見当

減方 下白米搗賃 右同断

凡八分見当

三月十八日休

一 陸軍注文白仏蘭子ル六百八拾ヤール、一ヤルマツ六拾五銭を以

廿日納受書差出候事

一 山梨銀行栗原信近ヲ訪果米之事ヲ談、到底同人帰県之上何

分之報知旁代人名差出可申トの事

三月十九日

一馬関ニ而受米金壹万円并三千石買米代壹万三千五百円、合式万三千五百円を明日大坂ニ電信を以申越、西京丸便を以送致方三野村へ打合置事

一大坂請米代拝借金とも七万円、外ニ式千石買米代九千六百円ハ同地へ相備置度、尤不残廿四日迄ニ相揃候様手配同断、此余御下金ハ東京取ニ而受金可相成義も申置事

一盛岡出張馬越恭平陸軍御用繁ニ付呼戻、代リとして明廿日陸路ヨリ福永文七差越スニ付、川下金引当トシテ千円内券を以相渡し置事

一高砂丸夕方品海着、廿日より米積始ル

三月廿日

一金三千三百七拾貳円之辻三月限買附、東印五百貳拾六枚、

一三拾六枚分増敷金トシテ米又へ払候

一米会処ニ而五十俵売り

五円十四銭 五俵、十三銭 貳十俵、十貳銭 貳十五俵

一四日市江二斗三升内外ニ而も買入而よしと申遣ス

一長崎江電信し而、金子高瀬江行キタルカ問合セ、且ツ茶免税之事今日達シアル趣申出ス

一同処ヨリ返事ニ、金子十三日出張シタ

一岩手県下陸中国第十四大区六小区一ノ瀬駅ノ東作瀬ニテ、冊瀬孚ト申者ヨリ泥炭考計見本相添送リ来候事

一今井より秩禄公債証書九拾円廿五銭ナレハ拾万円何時も出来可申、其義不相調候ハ、安利抵当式両条明朝返事承度との事

一米商会所五月限百枚売附

三拾五枚 五円拾六銭

六拾五枚 一拾五銭

三月廿一日 雨

一陸軍五局ヨリ呼出ニ付木村出頭、伊藤より過日約定紺第五号高直ニ有之候処、一般地元之高直ナル事は致方も無御座ニ付、あと注文伝票之内々地出来品ヲ差除、其余は早々約定取結候様可取計、尤一兩日中電信之返事着可致ニ付、其上ニ而速ニ取結可申段相答置候処、絨高直ナレハ陸軍ニ而も別ヲ申立、金ヲ請増可申積ニ付、返事次第至急可取計との事

一肥後高瀬より、陸軍會計軍吏補吉田ヨリ昨午後八時過電信を以、若津買米之内陸軍へ粮米として高瀬廻し五円三拾銭ニ貳万俵売渡方金子、中島、菊永ヨリ返事可承段申来候間、

今朝壳渡方御沙汰願江ト返事セリ、依而古谷へ電信并郵便
出ス、尤代金東京、大坂間ニ而下渡願度申越置候事

一東京丸出帆ニ付長崎へ出状并ニ上海在合絨見本可差送候、
郵便、電信等差立置候事

一陸軍より上海へ見本ヲ送り、第四号甲六号霜降等有無取調
可申との事、依而前条ニ取計事

一黒霜降絨三百反今并仕入候分見本来ル、代金六拾五錢位

三月廿二日晴

一高砂丸積入米千百八拾壹袋之受取書七葉勘定方へ預ル^(廿カ)⑩

*「鉄」

一島根県下出雲国飯石郡吉田町田部長右衛門より過日見本差

送り候鉄鋼銃類ハ、支那江壳弘方試送り、先日桜井忠精
中^中より益田江依頼致候事ニ付、同家手代新田章八直ニ引

合置候義候、東京ニ而入札ニ不及段申越事

一名古屋丸着、高瀬残米調等委數報知有之事

一第貳号、五号紺絨龍動より電報、式号八拾貳ヘンス、五号
八拾四ヘンスニ買附之義申来、陸軍へ書面差出ス、此後之
注文は多分沓片ハ安直ニ出来可致と申来事

三月廿三日

一甲府第十銀行栗原信近来店、明日より帰県之上来事取纏、

更ニ相談可致^合せ頼上置候事

一島田江黒霜降大絨壹ヤール六拾五錢位之由今并氏より申来
ル、凡三百反有合之由

一赤青毛布八斤已上物持合有之は買揚願出置候様水谷へ談有
之由

三月廿四日 雨

一陸軍伝票昨廿三日取下ケタル分三葉勘定方江廻シ預ケ置候

事<sup>(第百九拾三号
第百九拾四号
第百九拾五号)</sup>⑩^(注、高明ニ義之助印)

三月廿五日 休

一色絨其外今日より陸軍へ引込相始候事

一去十一月約定絨事件ニ付、昨夕横浜より龍動へ電信を以掛
合、返事今夕到着、全式拾四時間を以往復ス、尤此方注文
通無相違趣アルウイン氏申来事

三月廿六日

一高砂丸積淺草御蔵ヨリ都合七千五百袋可積入ニ付、今日迄
積切之五千袋ニ残り式千五百袋即刻より取掛り候様田中藤
助へ申越ス

一奈古屋丸今日出帆、長崎馬関、^(益田カ)□□へ出状ス

一山田銀行より大麻取扱諸費

四百五拾七円五十銭迄り

百円 手数料

右合金内券を以当社へ送り越候事

一紺第弐号絨式千八百〇四丈六尺

一同第四号〇百四拾三丈四尺

一第五号〇四千〇式拾四丈七尺

右龍動注文請書差出、尤当年十月廿四日限を以秩禄公債証書

五千式百円相添差出候事

一旅費定則中他処旅宿三十日已上半額之義改正致候事

一昨夜浅草御蔵内堀ニ而三陸米積解下式艘沈船ニ付、三百五

拾俵入札売不足、元価□船方より取立方可請取田中藤助届

候事

同	同	同	同	蒸気	
丸藤	浅草	越	栖原	住東	
百俵	百五拾俵	百俵	百俵	百俵	俵
九銭	拾銭	拾壹銭	拾銭	九銭	糠小米遣シ 賃金
壹銭八厘	四銭	同	同	壹銭八厘	往復賃金

手搗	徴役場	百俵	拾五銭	同
水車	船杉橋 塚本	六拾俵	なし	四銭

△七百拾俵
此石式百八拾四石也

右之通り日々出来之由

外二

王寺 水車四ヶ所式百俵計

本所 蒸気式ヶ所百五拾俵計

一陸軍抵当秩禄公債証書金高五千式百円ノ辻第弐課受取書迄

通 (高明ニ義之助印)

三月廿七日晴

一乙六号照準絨有合八百ヤール余壹円拾壹銭五リニ警視局ニ

寄□スル

一益田鉱山局ニ呼出し相成、三池石炭ハ当分礦夫・軍夫用ニ

付採出相成兼候との事

*〔四日市米〕

一勢州買米

一四万式千三百五拾俵

三十五

井田買取

内壹万六千九百式拾四俵 積出し済

残式万五千四百壹俵 彼地残りの分

一 式万九千八百七拾七俵

宮崎買取

内六千六百俵

積出し済

残式万三千式百七拾七俵

彼地残り居

右松島吉十郎手配を以当方着米引合候処、無相違候事

一 五月限買埋式拾枚 アト

五円〇四銭 十枚

五円〇五銭 十枚

一 他処旅宿日当ヲ改正セリ

三月廿八日 晴

一 五月限買埋拾枚 五枚——五銭

* [26,300 三] [注、横書]

80,000 一]

一 益田横濱行

一 三池石炭昨年十月迄之分代金残り今日午前鉱山局ニ相納、

右受取証金高千八百拾壹円五銭三厘之辻書留郵便を以長崎

支店へ差出事

一 五月限買埋三拾枚 五円〇七銭

第貳百廿三号陸軍第貳課伝票

一 黄絨百八拾丈 得三尺二付金壹円五十五銭

一 四号紺絨三百〇壹丈四尺 得同断同壹円六十五銭

右来ル三十一日迄納之筈を以第二課江約定

一 三野村、西村ト花屋敷ニ而会話

三月廿九日晴

一米七百石 花巻より 五百石郡山より

千四百石盛岡より 2,600

右廿三日迄川下ケ致し候段馬越より申来ル

肥前 新米 精ケ六時間 凡六拾石

肥後 古米 同 同五拾石

肥前 上米 上白 凡壹割壹分減

肥後 同 同 八分減

搗質上 壹石二付 三拾七銭換

同 中 同 三拾四銭換

同 下 同 三拾壹銭換

但近町之分運送賃共右定之内ニコモルナリ

米主より運送スルトキハ壹俵二付八通宛引去ル

凡千五百石壹ヶ月間精ケ高市中米屋定メ請負

引去凡千石以上壹ヶ月間臨時受負夜中精米可致候

外二四拾杵立 壹ヶ所精米機械在リ

同 同断

此式ヶ所ニて凡千四百石

合而式千四百石之御受合申上候也

一 陸軍省第五局式課より本日注文相成候、ケツト式千枚、伝

票写シ左二

一 赤厚毛布 八斤物千枚

一 萌黄厚毛布 〃 千枚

右弍千枚本月卅一日限上納之約定也

三月廿日 午前十一時地震

		一日ニ搗石数	踏質 壹升ニ付	
大阪	蒸気	九拾石位	弍厘	玄米ノ善悪ニヨリ減シ 相定メル平均七八分壹 割弍分位
西ノ宮	水車	五百石同	同	
兵庫	同	四百石位		八九分上白壹割壹分減 シ
□神		四百石位		

〆石数千三百九拾石也

右之通大阪より報知アリ

一 高砂丸船將并三菱莊田来店、米五百袋今日中出来可致哉相
談ニ付、今日中ニ可成積切為致可申段相答置、直ニ浅草御
藏ニ申越、今日中解下積迄為致候様申談ス

一 横浜有合石炭多、唐津合〆四百廿俵余有之申候、元価壹
万斤四十円六十四錢七三二相当候間、抄紙会社へ引合具候
様（〇四十七円五十錢）申来候、外ニ唐津入船

賣直段四十五百位
〇壹艘百廿噸 壹万斤三十六円五十錢

同 四十六百位
〇壹艘百十噸 同 三十七円五十錢

右買入置候而は如何ト徳田申来候事

大蔵省出納局より達し三野村を以

一 若津ニ有之御省米壹万七千石早々長崎ニ差廻可申との事、
但何日頃ニ相揃可申哉可申出旨

一 神戸同米（十四号、弍十号、弍十弍号）届米四千八百六拾四石
弍斗六升六合七夕之辻今般ワツソン渡米之内ニ加入致候付、
至急手配可致との事

*「此精算書ニ通今日出納局へ差出候事」

一 キンフルより内外米穀運送受負方致度ト大蔵ニ申出候由、
此ニ直々呼出候而は後日用事無之節断苦敷ニ付、彼より罷
出候様取計方頼との事

一 高砂丸、新瀉丸龍動ニ而エシエント取計振南領事へ申越度
ニ付、い細承度ニ付兩人間飯田面会致度との事

一 長崎ニ而古米^{〇三万弍千弍百石也}三万三千石、新米弍万石とも不日ワツトソン
江悉皆相渡度との事

右之通達有之事

第弍百弍拾七号陸軍第弍課伝票

一 弍号查下 七千足 壹足ニ付五錢壹り 460

右四月一日限可相納答

三月卅一日

- 一昨夜十四番より毛布拾四箇送り来ル、直ニ陸軍ニ納ム
- 一宮本引合佐倉鈴木忠右衛門江米代金五百円相渡、米不渡事
件ニ付、千葉銀行佐藤精造始末方打合ノ為来店
- 一龍動出張代理富田冬三江米事件出張之写飯田巽ニ用立置事
- 一三月限東京兜町商社平均四円九拾五銭ナリ

四月一日 日曜 休

四月二日

- 一陸軍運輸局より米壹万石代金五万六千五百円之内受取残金
四十二号 三月六日 壹万五千円手形 大坂銀行
- 四十三号 三月廿九日 三万五千五百円同 同行
- 右拝司より送引来候間早速入帳為致候
- 一赤毛布千四百枚
- 一青同 千枚
- 一 式千四百枚 七斤より八斤迄
- 一 英壹斤ニ付洋四分五厘五も
- 一 右横浜七十番バトスン社中より田辺屋五郎平買約定之内、
前書之通買約定致、手金五百枚相渡置候段、横浜より三十一

日付を以申来、尤四月十日入津之答

一 五月限百式枚売付 式十五 五円十銭
六十五 八十九銭

一 六月限百三拾枚同 式十 式十壹銭
百 十五銭五厘

右売付候事

一 常州古米百式拾式俵壹斗九升替トシテ売払事

一 盛岡武蔵権八代理、左之者ニ申付候段、権八より引合候事

東京本紺屋町卅壹番地木下新一郎方 木下平四郎

四月三日 休 神武天皇祭

四月四日

一 五月限売附九拾八枚 本

八十 五円〇五銭
三 〇〇四銭

一 五月限拾枚 式番

五五 〇〇五銭
四 〇〇四銭

一 四月限売埋三拾五枚 本 残り六十五枚

八 壹 式十五 五十八銭
四 四 九十八銭 九十七銭

一 東京丸着銀行麻田左衛門(在右衛門)帰着相成候事

一 午後七時馬越恭平盛岡より帰着

一 横浜輸出残米入札売候義大蔵省より委任之指令ニ付、横浜

江宮本を以直ニ申付置候事

一 東京府博覧会掛り佐々木金兵衛来店、出品依頼相成候事

四月五日 晴風

一 キンフル江運輸方談判之次第出納局江上申ス

一 運輸船雇方御申付被下度段願書同局ニ差出ス

一 秋田荷為換有之、願書今日差出候事

一 英カーデフ五百噸有之、拾式枚半位ニ而売却致度ニ付、神

戸ニ而入用之事出来候ハ、頼置段中原申置候事

四月六日

一 旧国産方持羅紗式百五十反計、此ヤール七千五百ヤール程

有之、平均七分ニ而売切候事出来スル時は断然相頼との事

一 大蔵省より呼出ニ付木村出頭候処、戌年米壹万五千石程淺

草倉廩ニ有之分、世間相場ニ関係寄候様売払方見込可申出

との事

一 両艦輸出米受取書英外目計ニ相調、益田、木村兩名を以可

差出との事

一 横浜より坪内来店、外国新聞へ報知は全く半年分申込候事
ニ無之段安シ致事

一 米国製スミスウエツソン銃三挺ニ玉并書冊相添炮兵本廠江

差出、昨年同国博覧会之節西郷中将殿江入御覧候品ニ付、

幸便ニ任せ見本差送注文請度義、ヲールシホールより依頼

ニ任せ差出候処、書面御受取置、銃は追而差出可申との事

ニ付、取下ケ置事 課長代佐伯申聞被下候事

一 博覧会事務局より出品荷物運搬ニ関係之件一覽表為心得三
葉御下渡相成候事

四月七日 晴

一 六月限五拾枚売附 又ト(印カ)

五十 五円〇五錢

三十 〇四錢

十 〇三錢

一 五月限売附拾枚 又ト

十 四円九拾五錢

一 五月限売附七拾枚 □ト

式十六 四円九十六錢

四十四 一 九十五錢

一 日報社約条西洋紙拾四番より送り来ルニ付、引替手形荷物

方へ持セ遣ス

一 秋田県荷為替願書御下ニ相成候、右写(三野村利助)シミの村殿へ相廻シ

候事

- 一 木村風邪ニ而不勤之事
- 一 麻田左右衛門来社之事

四月八日休

- 一 四日市井田より金六千円米代之由為換案内有之候事
- 一 撰津丸今夕四日市着之由、尤帆綱差送候上ナラテハ出帆相成兼候段岩橋へ通達可致ト電信依頼候付、返事取付、便船次第差送候儀申越事
- 一 高瀬町深江屋より、菊永昌介より来状、三月廿一日出也、同地ニ而陸軍売揚米ハ六円拾五銭ニ直上ケ(五円五拾五銭之処)春出し致候由申越ス

四月九日

- 一 高砂丸品海入港免状三菱より取戻、三野村氏へ持せ大蔵ニ返納相願候事
- 一 昨九年十一月売渡候肥前米貳万四百五拾四石余之高不残長崎ニ而ワツソン代理佐々木ニ相渡候ニ付、差障無之段大蔵より達候付、依頼之義三野村より申越ス
- 一 横浜ニ而毛布代八千弗余銀行借ニ相成居候由候、今日八千円ノ辻内券を以支店ニ為持返入為致候事

一 六月限百枚

四円九十六銭

五十五

東印

一 同限三拾枚

四銭

二十五

又印

右壳附本場ハ出し候事

- 一 乙六号照準絨八百ヤール余、壹ヤールニ付壹円貳拾貳銭五厘ニ而陸軍へ売揚候事
- 一 田辺屋約定毛布平均六斤九步余之物、赤毛布千四百枚、青毛布千枚、英壹斤、洋四分五厘五毛替之分、壹枚ニ付三円六十五七銭ニ而陸軍売揚ケ申込置候事

*三井銀行ト米代金今日差引

- 一 金八拾壹万〇百九拾六円五十八銭九厘 銀行受之

内

七拾八万三千三百六拾九円貳十七銭三厘 銀行ヨリ引出し
 差引残貳万八千八百貳拾壹円三十一銭六厘

四月十日

- 一 旧先収会社残用金六百八拾四円五十銭六厘之辻三井銀行為換券を以書留郵便出ス
- 一 浅草御蔵戌年米見本下渡願書出納局差出、即刻取下被下左之通

千貳百九拾九石三斗五升四合

戊武州米

三千七百七拾八石八斗七升

同遠州米

*「商社」

一 今日迄商社売付米

五月限 三百八十俵 平均五円貳錢余

六月限 三百十俵 同 五円〇三錢余

高直十三錢より
安直四円九十四錢

一 田辺屋口毛布赤千四百枚、青千枚、外ニ市中ニ而買物百枚

とも合式千五百枚、杓枚ニ付三円六拾貳錢五リニ而陸軍へ
売上ケ候事

一 日本ボント当時龍動相場利足七歩之分百〇七、利足九歩之

分百〇九之由電報有

一 今日高砂丸横浜出帆

〔注、右欄外赤鉛筆にて〇あり〕

四月十二日

一 スナイドル空弾龍動問合之義下命ニ付電信を以掛合候処、

同地十日発返報昨日到着、右空弾は元価江運賃ヲ加ヘ千発

ニ付四拾壹志八分ノ一ニ買収ウ相成、尤受渡ハ六週間ニ三

百万発ノ筈ニ付、其趣今朝大蔵省へ上申ス、岩崎へ渡ス

一 銀座持家借用人家賃滞ニ付引合之末勸解願致候処、今日中

家賃金払候筈を以、既ニ家ハ立退申候事

一 高瀬より中島新蔵長崎へ報知書到着、八代古米九百俵余土

草ニ荷上ケ致有之分、同人罷越長崎局へ送り出候段羽太よ

四千八百七拾四石四斗三升壹合

同越後米

四千八百九拾四石壹斗壹升九合

同佐渡米

四千七百八拾石八斗壹升六合

同羽前米

拾九石六斗

同肥前米

〆 壹万九千六百四拾七石壹斗八升七合

右ニ当ル麻スキ見本(佐渡)箕通し□差見本壹袋宛取下候事

右古米之内龍動ニ輸出致度段郷氏江申入候処、至極宜事ニ

付心配致呉候様との事

一 高砂丸第貳回運賃洋銀取下方ニ受取書差出候事、此分即日

三菱ニ渡ス、い細輸出米扣ニ有之

一 スナイドル銃之彈藥三百万発式ヶ月之内ニ調製約定大蔵卿

より益田江直命ニ而、直ニ昨日アルウインより龍動江電報

を以注文セリ

一 今日迄売米高千八百四拾九俵也

四月十一日

一 ヒットマン槻材上高利兵衛掛り合候分三百拾五本之内、平

野利兵衛より請取候節拾六本不足ニ而式百九拾九本之辻此

度預り人栖原角兵衛より受取書取附、預置候書類勘定方渡

候、此不足材ハ再び裁判所ニ申立置候事

一 スナイトル彈藥約定ニ付上申書今日益田大蔵へ持參、岩崎へ卿江

相渡候事

り申来候、此余八代ニ而千俵余有之由ニ付、不日中島彼地へ着候ハ、早速可申越答

四月十三日

一 深川正米諸蔵不残検査として木村廻見致候事、米取調書面別紙ニ有之事

一 島方江廻見致候事

一 長崎江若津より廻米着届

第壹号報告 新古有高九万九千六百八拾四俵

第貳号同 八千六拾九俵 若津四十四号より四十八号送状

右羽太より申来事

*第一号報知

内新米八万五千五百五拾壹俵

一号、式号共合算六万千貳百貳十俵ナリ

一 勢州買米三万石之内、松坂より和船を以左之通送候方相成、

案内有之事

山本丸竹三郎和船 南勢米百廿四俵

宮本丸重右衛門同船 同 貳百四拾九俵

右之内山本丸今日入着水揚致候事

四月十四日

一 昨年買入タル公債証書之内未夕書換ヘナラサル分、余り東

京府之方長引クニ付、伊東彦七ヲ以問糺候ノ処、東京府之手ニは預ケ無之、増田勇助取扱方何等不都合之筋ニ付、同人病氣引込中ナレトモ人ヲ以其始末ヲ糺問ス、但し旧先収会社より益田孝へ渡しタル分も同様千円余持去り居ル

一 大藏郷(柳ヶ)より東洋銀行之エシメントへ達シアリ而、彈葉代手附金貳千五百磅ジョンマツトへ渡方相成ル筈、依之其写ハ

アルウインニ遣し置候事

一 三野村来社、此程中当社より内願せし式万石御買上来之一

条許可相成ルべくニ、書面差出可申旨通し有之

一 麻田左衛門義高瀬之方江出張可致筈之処、銀行ニも用事差

急候事ニも無之由ニ付、先ツ見合候事ニ相談す

一 第貳百五拾三号伝票

四号紺絨 七百六拾丈 此ヤール 貳千五百三十四ヤール

式号同 五千九百丈 同 壹万九千六百六拾七ヤール

五号同 壹万貳千六百丈 同 四万貳千ヤール

三号同 千八百丈 同 六千ヤール

甲六号同 三千四百丈 同 壹万三千三百三十四ヤール

一 第貳百五拾四号同

黄絨 貳百三拾丈 同 七百六十七ヤール

紫絨 拾丈 同 三十四ヤール

藍絨 三十丈 同 百ヤール

右式通今日陸軍第貳課より下渡来ル

十二月十二日限可相納との約定ナリ

一第貳百六拾八号伝票

一青毛布 八斤已上 千枚

一赤毛布 同 千四百五拾枚

一〆式千四百五拾枚

得壹枚ニ付三円六拾貳銭五り

右本月十五日限上納約定事

一六月限百枚 東印 買埋 五円三銭

一 同百三拾枚 又印 買埋 五十一二銭

七十一三銭 七十五一四銭

右本場ニ付片付候事

四月十五日 休

一長靴下千三百〇五足陸軍式課より注文相成、壹足ニ付七銭

式り宛也

一生雲齋四千貳百八拾貳反、水のし工料壹反十九銭五り宛ニ

而受負、明日請書陸軍式課へ可差出筈伝票下候

一今夕アルウィン方へ益田、木村行

四月十六日

一大限大蔵卿俄ニ大坂行ニ付、益田横浜ニ出行

〔*鉛筆にて〇印あり〕

一大坂上納米用ニ付、今日西京丸を以竹泉嘉平差越書類相渡

一生雲齋取下方ニ付、抵当トシテ秩禄公債証書五千元之辻、

木村利右衛門名前之分差出候事

一公債証書差纏村尾甚四郎より受取書差出候分相揃候事

一村尾掛リ合証書願付ニ候今泉へ相談之上加藤定助ト申者来

社ニ付面談致置

一五月限買埋 本庭六十 貳番九十

貳十枚 四円九十三銭

七十枚 九十三銭

今日改残り

五十枚 九十壹銭

十枚 九十銭

一五月限貳百三十枚

一六月限八十枚

同

一黄絨四拾九丈貳尺六寸七五 陸軍約定

百六十四ヤール貳分式り五

右第貳百七拾九号を以本月十七日限納之筈

尤曲尺三尺ニ付金壹円四十五銭宛

四月十七日

一 鹿児島県官員より買米之儀被申付候節、取扱方大坂、馬関、長崎、若津江書状出ス

一 独逸公使より申越之菜種、大豆、豌豆見本送り方之儀、頃日依頼之分如何相成候哉之旨為問合、勸商局関口忠篤殿来社二付、太田原則孝面接、右は本社ニ於テ見本取揃候手筈之旨申立候処、然ル上は彼ノ地へ送達ニ付而之照会等は本局ニ於テ可取扱候間、見本取揃候ハ、本局へ可差出、且其節時機買取方相達候ハ、何石位丈ケハ直ニ可便哉之見込書相添候様申聞ル

四月十八日

一 六月限買埋八拾枚 四円九十二銭五り

右ニ而六月限惣仕切事

一 無号ヨリ第三十五号迄売揚米勘定肥前米同式通、大坂一月限米名柄石数勘定無号已下改、老号已下両条諸入費勘定書共出納局ニ出ス

四月十九日

一 益田風邪ニ付引籠候事

一 炮兵本廠石炭今日相納始ニ付、横浜より竹二郎来り、林ト一同出張之事

一 統計表入用之廉々難申出廉有之、書面を以水谷差出候処、弥難申出哉ト尋問ニ付、難申出候段申断候処、書面受取置候との東京府勸業課より申答有之由

一 中島新蔵肥後八代口松橋ニ着、彼地より事情高瀬へ申越候趣を以、金子、中野より過ル十日付を以報知有之候事

四月廿日

一 大坂拜司より三月限入金戻り、老万六千六百八拾九円五十二銭八厘之辻、内券を以差送候付、三井銀行之預ケ金へ入置事

一 五月限買埋五拾枚 四円八十五銭

一 同百六拾枚 五五 八十三銭 百五十 八十四銭 八十五銭

残り式拾枚 九一 四円八十四銭 惣仕切

*「始○」

一 六月限買付式百枚 東印

五十 四円九十銭 六十五 九十一銭
八十五 九十三銭

一 砲兵本廠石炭粉濡等之分は老万斤ニ付老円宛直引致候事
一 アモイ行船雇入レタル事以書面大蔵省江届出タリ

四月廿一日

一 浅草御蔵へ願濟貳万石之内、差向五千石丈ケ来ル廿三日より上納之御届差出置候事

一 厦門輸送米履船英国蒸氣船ワイキン号今日神戸出港、明後日品海入船之筈外務省より免状下ル、太体壹万四五千石積也

四月廿二日 休

飛彈町敷

一 今朝益田、木村同道白銀志田町四拾貳番地前田正名より博覧会事ニ付方江罷越、博覧事件談合之末、同人明日より陸路帰国之人、西京行ニ付、途中并西京物産仏国向キ之見込有之品壹種宛買収方之義依頼シ、且京都知事植村へ勸業場ニ而世話取纏致呉候様頼状差越置事

一 アルウィン明朝出港、米国飛脚船ニ乗組龍動行ニ付、夕方より益田横浜ニ同行

一 アルウィン并拾四番と当社之間二閑スル商業ニ付、爾来之約条夫々ニ取結、い細同扣ニ入ル

四月廿三日 晴

一 明日より浅草御蔵へ貳万石之内納始ル筈ヲ御蔵江打合置事

一 三菱新潟高砂丸米積入雜費并勢州米横浜ニ積廻し入費共今

日上申ス

一 勢州松坂川辺桑吉より依頼積送り米、本(カ)志米五百四拾壹俵着次第成行ニ而買却方依頼申来候事

三月廿四日付佐藤桃太郎より来状アリ、云ク

御送り付之生糸拾俵未タ売却不相成、其故ハ品物種様々ニシ而一樣ナラス、段々申し込候ものも何卒其用ニ立チ難キを、浜而買入レス、爾来は必ス可相成上等之分を撰撰シテ御送り出し之事肝要ニ御座候、一体最上ノ生糸ハ注文アリ而、且ツ価も上直ニ売捌ケ候へ共、御遣之如キニ而は其注文ニ向ケ難シ、且東洋銀行ニ於而容易ニ見本ヲ不差越、尤必ス倍価ヲ差入る見本ヲ受ケ、又買入アルモ別段之免許ヲ受ケサレハ元ヲ見る事叶ハス不弁極レリ、以後は弊社江直ちニ御送り被下度、左すれ大ニ此□□無く、又必ス代価も速ニ差送り可申候、尚昨便ニは売却之報ヲ申入度と希祈致居候、云々

一 昨夜アルウィン欧州江出帆スルニ付、益田横浜江送り、今喜ニ帰京ス、アルウィン今晚出帆

一 欧州マロツトへ電報ス

スナイドル彈藥之口錢ハ五分ヲ收入スヘシ、而而其口錢并絨注文之口錢等ハ、アルウィン之勘定トシ而チャルトトルメルカルtailハンク江入金スヘシ、第七号(陸軍五号)絨包み方飾りは不用なり

井上江告ク、アルウィンは桑港江向ケ廿三日出帆セリ、総

城之囲ミは解けタリ

一開拓使西村貞陽殿より之書状アリ、同使帆前船上海江石炭ノ積取り差送ルニ付、其取扱兼而達之通り夫々不都合無之様ノ取計可申旨云々

四月廿四日

一ワイキン横浜到着、明朝品川沖へ廻り候筈ニ付、同日より積入用意可致段、十四番より申来ル

一右ニ付前金ハンクより請取之義大蔵省ヨリ尋ニ付、書付益田持參、飯田へ相渡ス

一風帆撰津丸、四日市ニおゐて濃州米六千四百拾貳俵積入、本月廿日出帆并和船応一丸積紀州米三百俵四日出帆之義報告有之候事

一四日市積永徳丸千貳百七拾六俵社米無事着、直ニ浅草へ廻し候事

一香港送り米千俵、其外内金トシテ十四番より洋千五百弗切符送ル、直ニ横浜支店江送り、廿六日売払之段返事有之候事

四月廿五日

一河辺象吉持米勢州四日市浜店より寿保丸積を以五百四拾壹俵送り荷無事着成行依頼ニ付、今日直ニ仕切為致候事

一同船を以社米六拾俵も無事着、直ニ浅草納米ニ送ル

一大蔵省御買米改号より八号迄諸入費九百貳拾五円六拾六錢六厘之辻御下渡相成候筈ニ付、受取証高野江相渡ス 銀行

*同日受取

一同御買米精算勘定書近々差出候内、大坂一月限、兵庫、馬関、若津等七廉本請済、払金切符御下渡相成候ニ付、其切符之左ニ下紙を以返上可致筈

本文之金真正ニ請取、則最前仮御渡金之内へ返納後右之米欠ハ更ニ御預り申候也

月 日

三井物産会社代

木村正幹小印

右之通相認、明日高野ニ相渡返納可致筈

一厦門行英ワイキン今朝品海ニ着、即日浅草より三陸米積出し始ル、本船舷渡之約定ニ付、定用人足五六人程仕向、其余ハ総而本船より諸向可申筈、船將并十四番レメシユース午前来店、申談済候事

一今日大風ニ而船積不相成、雨風烈敷品川通船もナラス
此日半分

四月廿六日 小雨

一馬越恭平名護丸(マゴ)便ニ而九州地方江出帆ス、金子、羽太其外夫々江出帖ス

一朝第八時フィセル木挽町江来ル

アモイより電信アリ、米は式弗三下銭

上海ニアル船は未タ何共返事なし

一レウ渡シ第一号之石炭代洋六千弗大蔵省より受取り、横浜へ売り遣ス

一十四番毛布勘定書代□同馱江送ル、残洋百五十五弗六分壹

り払済

一ワットソン代中平より書状アリ、船之事申越ス

一昨夜報知之小西、益田孝宅江来り而、西洋紙之話アリ、手

付金三百円入金スルコトヲ決ス

一厦門へ小麦捌ケよしとの事故、拜司江直段書問合せ遣ス

一第式注文麻袋式万七百枚代金四千式百四円四拾六銭壹厘并

百六拾六円諸入費として銀行ヨリ代金受取

一陸中米預り蔵入証第壹式三号三葉、石巻出張福永文七より

送り方申越候間、郵便を以差出す

一六日限売埋四拾枚 式十 四円九十四銭

一同日限売埋三拾枚 式十 九十三銭

差引残り 百三拾枚 廿四 九十五銭

新*「五限始り」

一五月限売附五拾枚 式十 四円八十三銭

三十 八十三銭

*「大麦」

○大麦本貫ものト唱ルは、即チ六斗入十八貫目アルモノナリ、

都而取引ニは貫目を用ヒ、十七貫八百目位之輕目は矢張本

貫、即チ六斗入り之ものト見做し而引算ス、依之六斗ニ而

拾七〇五百目ト見レハ、壹石ニ付式拾九〇目トシ、是ヲ拾

六〇目百斤ニ除セハ壹石ニ付百八十斤となる ○今日之相

場ハ五斗入之分

両ニ 六斗壹升

六斗入之分

同 五斗九升

右ハ五斗入之分ハ地回り、六斗入之分ハ上州ものを以多し

とす、僅ニ相違スル所謂ハ、品物之善悪ニ拘ラス量目ヲ立

ルニ六斗入之方弁利ナレハ、人之六斗入を好ミ而五斗入を

望まず、然ルニ僅カニ一斗之違ひニ而一俵ニ五斗以上を宛

ル、甚タ難し、壹両ニ六斗一升ナレハ、壹石ニ壹円六十四

銭ニ当ル、百斤ニ付九拾壹銭

○カラハよりスターシヤルフ式擬見本差越し、売捌キ呉度申

出タリ、警視へ出す

○毛布式千四百枚田辺屋より買入レ分、陸軍江売上代金受取

ル 一永野桂次郎来社ス

四月廿七日 晴大風 金曜日

一昨夜十四番より電信ニ而、上海ニ於て而フリユルカスルと云フ蒸氣船ヲ百斤廿錢ニ而雇入候よし、碇泊日数ハ十六日、兵庫或ハ大坂より積取ル積リ

一ワイキン碇泊日数ヲ十八日ニ減^(マ)ラ、運賃廿式錢ニ減却せし事と併而大蔵省へ御届ス

一マツトより電信ニ而シースターと云フ帆前船六十志ニ而龍動江航海被雇入候よし申越せしと十四番より来状アリ、抛而其船米積ニ的当ナレハ雇入而よしと返事致呉候様申遣ス
一弥魯は土国へ対し戦端ヲ開キタリト申越ス

青森産上晒心太単直段

五月中旬迄之処 円ニ付式^(實)七八百目より

同月中旬より六月上旬迄 同 三式三百目より

六月中旬ヨリ七八月 三式三百目より

九月 三式三百目より

十月 三式三百目より

右は青森出張三井銀行又原耕蔵此度見本持歸リ之品直段聞合候処、日本橋加賀屋伊助より前書之直段大略申出候ニ付、又原江申通候事、尤送り荷相成候ハ、売捌口錢八歩を以取

計可申段、小倉より引合せ置候事

一ガラバ依頼之スターア六百八拾六挺、シャープ五百五拾九挺、彈藥拾式万式千發長崎ニ有之由ニ付、警視局ニ申立候処、当方ト而別段入用無之、先に彈藥も相揃居候事ニ付、長崎參謀部ニ而入用之義承リ居候間、彼方ニ而早速申立可然様被申聞候事

一 大蔵省へ上海ニ於て而雇入英蒸氣フリユルカツスル号江、大坂ニおゐて米積入厦門江輸送之義、運賃其外上申之処、即日聞届指令相成候事

一 右船江積入は戌年播州米一手ニ而、大坂ニ而可相渡との事

見本下ル

一 島課解下船預リ繁吉義、島方倉庫兼勤ニ付無怠相勤候付、

当四月分より自前五円宛双方より割合を以立遣候事ニ決ス

一 今終日大風ニ而ワイキン積入不相成候、十八日碇泊之内今日迄ニ壹日半消却候事

一 琉球江米送り方之義ニ付、夕方益田前島方江行聞合候処、

米差障無之由ニ候得共、砂糖積取不相成困却候由ニ御座候事

四月廿八日 大風 土曜日

一 撰津丸今朝無事着、浅草御蔵之水揚為致候事 四日市廿日発
一 益田今朝七時車ニ而播州古米十四番へ持参、厦門江輸送示

談相成筈事

一大藏省江レウ一条ニ付益田出省セリ、依而郷書記官江面会シ而左之ケ条ヲ申立タリ

一昨日御遣被下候播州古米之見本ヲ以相談仕候処、新米之方清国望ミ多く、古米ハ必定直段安直ニ可有之、乍併内地ニ於而御売却ニ而ハ一体之御為メなる事も相肯居候間、是ハ御輸出不相成方可然

一大坂は積込甚タ手間取り候港ニ付、三万五千俵之内壹万俵は神戸へ舁下度、兼而御達方相頼度事

一日曜日ニ而も積込相成候様御指令被下度相願候事
右いづれも承知なり

一紺三号、四号ノ三十式箱十二月中注文之分着セしよし、十四番より申越ス

一今日も大風ニ而積込不相成候 ワイキン号
九年十一月、十二月両度約条之内陸軍九月納之分

初度
一四号紺絨八千六百〇三ヤール七分五リ

* [再出
(十四箱
八箱)]

同
一三号同 三千七百三拾九ヤール五分

* [三箱
(七箱)]

* [インドス号]

右横浜式十七日着英国郵船イントス号江積入候分十四番より報知ニ付、明日陸軍へ可相届筈

四月廿九日

三月十六日より羽太より報知

一島原出入米七千七百四拾俵

壹俵ニ付壹円宛借用

一肥前米五百俵 四円五十五銭ニ而同地ニ而売却之由

二月廿九日若津中島新三より報知

一同米三千俵 四円七十銭替トシテ中墊協議之上島原ニ而売却

却

一銀行ベケ絨壹ヤールニ付九十五銭替トシテ陸軍へ売上ケ相決シ、明朝千九百ヤール余持込可申筈事

一開拓使江大倉組黒霜降絨壹ヤール八拾九銭替トシテ陸軍江売揚相決、是又明日引込之筈

* [8,010 三井 賣
[注、横書]
①8,000 第一 箱]

四月卅日

三万四千俵内 右ハワイキン船ノ積込ヘキ分

一貳千貳百四拾三俵 廿五〇日

一 壹万百三拾壹俵 廿六七日

一 貳千俵 廿九日

一 五千五百俵 卅日

一 貳万九千八百七拾四俵

右ハ浅草御蔵より受取タル分

一千九百俵 廿八日

一 七千九百俵 廿九日

右ハワイキンへ積込ミタル分

一 今日ワイキン積込五千五百、午後より風荒く見合せタリ

一 貳万五千五百余積込ミタリ

五月一日 火曜日

若津買米差引見込

三号四号共貳万〇千石 六万四千俵

内大蔵省売上ケ 壹万七千四百拾石

此内訳 一月廿七日 三千石 四円九錢 御届

二月廿四日 千貳拾石 四円貳十六錢貳り 御届

三月五日 六千石 四円三十錢 同

三月九日 七千石 四円四拾錢 同

一 貳万七千貳拾石 是ハ御届の前、前書の惣高ハ勘

定ノ前

平均四円三十錢

一 三千八百六拾石 有余

内 長崎売揚ケ

島原売上ケ 五百俵

大阪回 五百五十俵

此処へ長崎ニ而七千八百石粮米売上ケタル趣キナレハ

凡四千石ハ不足スル勘定

一 耕文社より日々当社へ出張之□を以今日より出社 吉田五

十穂

一 高砂・新潟両艦第三回運賃洋之内トシテ、五千三百拾三弗

三拾四セント渡方相成候間、即刻三菱へ申越ス

木村申出

一 肥後金子、中島より十八日、廿日、廿一日書状到着、宇

土・八代米無事届ニ付、五千俵両地ニ有之分引還り、粮米

ニ売却も難計ニ付、渡米ニ御引当無之様出納局与倉・飯田

へ申入候処、自然売却之節ハ代金返納可致との事也

一 若津買入米之内大坂へ三千俵、馬関江九千俵着之段、出納

局へ届出置候事

一 大坂古播州米輸出之分虫入多ク有之段、同局申入置候事

一 ラドノシル号江長崎ニ於而渡米ノ分、ワツソン代理江渡

米方

肥前新米貳万三千八百三拾壹俵

此石七千八百壹石四斗六升六合

右は貳万余石大蔵省へ売渡候内、相渡本請取書ハワツトソ
ン代理より三井銀行出店石田十兵衛受取、直ニ本行江差送
候ニ付、為後証米受取証当支店へ差出候分四月廿一日付を
以羽太より送り来ル分勘定方へ取渡置事

△肥後高瀬米差引

- 二月十四日報告
- 一 三千三百八拾四俵
- 一 一千八百拾九俵
- 一 貳百貳拾俵
- 一 四千三百八拾四俵
- 一 九千八百〇七俵

内私

四月十六日報告勘定書前

- 一 九千〇八拾六俵
- 一 七百俵
- 一 九千七百八拾六俵

差引貳拾壹俵

△長浜大島米差引

- 同上
- 一 千貳百拾九俵
- 一 九百貳十七俵
- 一 貳百貳拾俵
- 一 貳千四百拾六俵

二月十四日報告之内不足ニ当ル

- 一 玉名郡長須町永良かず蔵入
- 一 同郡大島町黒田純一蔵入

内

四月十六日報告勘定前

六百俵

高瀬ニ取寄軍団ニ売上ケ

残千五百四拾六俵

県庁ニ売上ケ

三月十四日麻田より報告

- 一 古米貳千五百四拾俵
- 一 同 七百俵
- 一 同 三百俵
- 一 同 三百俵
- 一 同 三百俵
- 一 同 千三百八拾七俵
- 一 同 五百七拾俵
- 一 同 千五百俵
- 一 同 五拾俵
- 一 同 七千三百四拾七俵

内

四月廿一日金子・中島より報告

- 一 六百六拾五俵程
- 一 七百三拾七俵程
- 一 五百七拾俵
- 一 五百八拾俵
- 一 千五百俵
- 一 宇土之分軍団納
- 一 同所ニ有米
- 一 松橋有米
- 一 川尻有米
- 一 元七百俵之内百廿俵被奪
- 一 八代

- 一 熊本
- 一 川尻
- 一 砂取
- 一 御船
- 一 宇土
- 一 松橋
- 一 八代
- 一 鏡

此内長崎へ千俵送り

〆 四千〇五拾貳俵

差引残り三千貳百九拾五俵 取調未

一 高砂丸積古米仮請取書御下渡ニ付坪内江送ル

小島米差引

二月十四日報告

一 肥後新米千俵

米寿(安カ)蔵

内千俵

有米四月廿一日報告

同断

一 同米七千百俵

熊本ニ而可受取分

内

四月廿一日報告

九百俵

松橋有米

差引残り六千貳百俵 取調未

〆

一 肥後新米貳千俵

二月十四日報告
宇土ニ而可受取分

内貳千俵

四月廿二日報告
有米軍団へ売揚

〆

一 同米三千俵

二月十四日報告
八代ニ而可受取分

内三千俵

四月廿二日報告有米
此内貳百石程軍団へ売上ケ

一 此外江中島新蔵八代ニ而買入古米九百六拾四俵程有之事

一 高橋左平次郎より紺四号絨買付約定

紺四号絨凡六千ヤール

壹ヤールニ付壹円八拾貳錢替

元買附直段壹弗五厘替

此洋壹万貳錢三百弗

内貳千弗 十四番へ差入金

九百廿円当社へ差入金

差引残金九千六百三拾七円五拾錢

得日歩利三厘五毛ニ而為換

右之通ニシテ明日引込可申筈

一 今日大風ニ而ワイキン江積込不相成事

五月二日

一 馬越昨日四時長崎着、明三日大倉ト一同戦地へ蒸気船ニ而

罷越候段、羽太より申越ス

* 惣仕切

一 六月限百三拾枚売埋

東印

九十 四円八十四錢
九十 八十三錢

九十 八十貳錢

* [〇]

一 五月限売附三拾枚 本

又印

貳十五 六十九錢

五 六十八錢

*【〇】
一五月限同七拾枚貳番

又印

五
六十四 — 七十錢
六十九錢

壹 — 六十八錢

*平均七十五錢ニ成ル

一 横浜石川持家悉階売払代金百拾六円拾三錢之辻、磯野辰次郎より支店江受取、旧書類不残返却致候事

一 古播州米大坂より輸出之分、神戸江壹万俵積出候分は底積トシテアト模様次第新米ヲ積入、フーチャー江可差送哉も難計、旁益田直々郷氏へ行談合候処、諸事相任せ可申との事ニ付、船着セシ哉否旁聞合、電信ヲ拜司ニ出ス

*【〇】
一益田横浜行

五月三日

一 陸軍納絨十四番間違式号代洋引当メ壹万弗可相渡管ニ付、内券壹万円鐘吉為持、正午十二時汽車ニ而支店江為持候、洋買入不足金ハ支店ニ而立換候様申越置候事

一 高砂、新潟両艦積入ニ付、アルチン商会へ可払洋銀三百九拾四弗五拾貳セント拾四番へ可払分も一同買入候而仕払候様支店へ申越ス

一 東京丸長崎四月廿八日出帆、今朝入着致候事

一 三野村来店、船務会社規則案持參相成、太体山印トは想像

候へとも、益田ニ直話致置候者有之由ニ付、一応差廻候との事

一 今朝七時気車ニ而益田横浜行、大坂輸米新古之事ハ帰店之上可相決との事

一 新潟丸第三回残洋千五百廿三弗八セント、高砂丸同六千四百六弗九拾三セント共今日御下渡ニ付三菱へ渡ス

一 ワイキン号明日ニ而積切り之積り、今日ヲ加算し而五日半なり

五月四日

*【〇】
一益田横浜行 神戸輸出米之事

*【初メ〇】

一 七月限貳百枚 五円也

右今日本場前売附候事

一 馬関秋本より北国米見本到着

越後長岡米 四円七錢 新潟三田米三円九十八錢

一 今朝積入迄三万九百五拾五俵ワイキン江積入、アト貳千五百俵、外ニ小麦七百五拾俵、大麦拾俵積出し候也、尤今日午後ニ付積切不相成、明午前十時迄ニ晴雨ニ拘ラス積切可申事

五月五日 雨

一四日市買米大蔵省へ売揚壹万式千石之辻勘定書三通を以、
上申致候事

一ワイン出帆ニ付東京府へ届郵便を以申越事

一同船積入高三陸米三万三千六百廿八俵

英計(フキヤ) 并麦四百九拾三俵

積書尤麦積入届間ニ合兼候間、宮本直二横浜ニ罷越税関江
申立聞済、明日出帆之由申来候

一陸軍絨内金トシテ式万式千円第貳課より受取事

五月六日 休

一大坂拜司より、兵庫ニ而大蔵省預り米壹万式千俵余出納局
之達無之ニ付立合不申、如何と申来候間、不及其儀直ニ可
相渡段返事致置事

五月七日 晴

一ワットソン積取米ニ付ベン子テツタシエツト号三百五十噸今日品
川入港事

*[〇] 一益田絨其外之事ニテ横浜行

一横浜支店廿才前後之者小童共筆算修業為致度伺出、聞済申
越ス

五月八日 晴

*[〇] 一益田横浜行

一ワイキン免状大蔵省へ返上之分今井氏江相渡、返済頼置事

一横浜銀行支店ニ旧銅貨有之分支店江引渡可申段今井申来候

ニ付、銀行限ニ而浅草江送候方相成、当社買入ニ致置ニ及
中間敷と申談、承知ニ而其取計可致との事

一撰津丸持運賃差引岩橋万造へ払渡事

一馬関銀行ニ而一時借入金三千円迄内券(フキヤ)を以今日郵送致
候事 第八号

一西京丸入着、長崎并馬関より来状

一第貳課相納置国産絨へケ并黒霜四号照準絨

式万百六拾八円七十銭九り受取事 十四番 共代金

五月九日 朝曇小雨

一唐津石炭七拾万斤、壹万斤ニ付三十八円七拾五銭ニ而三田

製紙処へ売約定請書差出ス 徳岡

*[〇] 一五月限売附式枚 本 壹 四円七十式銭

一五月限同拾八枚 貳番 一六十九銭

*[〇] 一五月限同拾八枚 貳番

一五月限同拾八枚 貳番

一五月限同拾八枚 貳番

一五月限同拾八枚 貳番

九 四円七十銭
六十八銭 七——六十九銭
六十七銭

*「五切」
百七十七枚」

一 米國郵船ニ而アルウインへ出帖ス

一 レウ第貳回、三回石炭代洋合五千七百七拾三弗八拾八セン
ト外債局より受取

*「内」
五千七百五十弗
十四番渡
坪内持帰」

一 福建ニ而米取扱為致候もの商會名為心得為知呉候様、飯
田巽殿より頼候事

上海フリ子ベイヒユラスコンヘニイ

一 フルルカススル江今日迄古米壹万俵、新米壹万五千俵、
同壹万式千六百俵余積入候処、此上七千俵程積入度電信有
之候付、差向陸印預り米を以取計置仕候米大坂より至急積
廻し呉候様、出納局より大坂へ電報有之筈ニ飯田へ申入置
事

一 永保丸式百俵売五号今日仕切式斗〇九合ニして差出為換証
を以相送事

五月十一日 晴

一 横浜支店青山貞三依願社員差免候事決議、明日可申渡段坪

内へ申越ス

一 今日坪内、吉沢兩人海軍東海鎮守府開設ニ付、横須賀表へ
右御用筋打合其外トシテ罷越候事

一 島方岡本藤左衛門本社詰、小倉弥七出張詰ニ交代申渡ス、
尤三ヶ月交代ヲ定規トス

一 新報局増田勇介不体裁之事有之、明廿二日限放免申聞候事
一 貞□□介朝鮮江米其外輸送事件、遠藤之申次を以打合旁来
店候事

一 三井銀行菊永昌介長崎行ニ付、持參金之内馬関ニ而五千円
秋本へ相渡し、代り金長崎ニ而請取候様本行江依頼致置候
間、其段電報致置候事

一 西京丸出帆

五月十二日

一 昨夜西京木屋町三条三景楼止宿勸農局御用掛前田正名より
松方大輔江電信を以、益田、木村之内菅人丈ケ無余義用事
有之故、急キ出京候様大藏卿より被申付との義ニ付、今正
午出帆西京丸へ乗船、益田、伊達出発せり、尤益田事レウ
事も有之旁罷越候事

一 神戸ニ而輸出積入米不足ニ付、四千八百俵專断を以買取積
入候段電信ニ付、飯田へ宮本を以申入候処、随分不承知之
趣ニ付、夕方木村直々郷氏へ罷越、断然買揚ニ相決候事

一元鉱山頭大島高任来訪ニ付、益田昨日不在候付、直々宅江罷越候処、南部鉱山此度旧知事^カ文へ受持被相成候由ニ付、盛岡ニ而金銀銅とも塊ヲ以相渡為換申請度、三井銀行江江談致呉候様との事ニ付、三野村へ相談致ス答

一井上龍動より出状、吉富、小沢之分正ニ郵送致し、藤田、中野之分益田持参致事

五月十三日 休

一長崎ニ而大蔵省預リ米之内新米三千石同地出張出納局江可相渡段、飯田権少書記官より郵便を以達ニ付、直々罷越受渡方申談、右は同地出納へ相渡、受取書を以上納可致との事ニ付、其段申越セリ

*「ユーフレート号」

一陸軍約条第貳回入港四号三号絨貳拾三箱之内壹箱不着、残り式十式箱鉄道より入着致候事

*「三号十六箱四号七箱」

五月十四日 雨

一三池鉱山出張より同地出炭直段組換報知有之事

一大島高任ハ為換引会之義三野村へ通ス

一横須賀造船所江外国注文物受負願書横浜支店より可差出分、

草案都合差障も無之ニ付、坪内江可差出指令ニ及フ

一同地東海鎮守府建設ニ付、受負方之義海軍省七等出仕伊地知ト申仁へ引合方林万兵衛罷越候処、当時金詰候ニ付其義不相調、追而取掛り相成、五郎七知通可致、尤海軍は総而受負ニ無之見遣ひ払ニ付、別二面白き事は有之間敷との事

五月十五日 雨

一会計見習トシテ内田鉄太郎ト申もの、太田原取次を以本日より入社候事

一益田西京宿麩屋町姉小路上ル岡崎和助方へ止宿之事

一古谷龍藏家族今日帰京ニ付、長尾芝口江差越候事

一赤豌豆其外見本注文物勸商局へ之差出候処書面留置、追而評義之上輸送之手続可致、夫迄見本預り置可申との事、右

ニ付白豌豆斗壹升早々差送候様拜司へ申越ス

一チンタ号積入石炭六百噸免稅願書調印、渋沢へ打合候事

*「〇」
一五月限売貳拾九枚 本場

壹 四円八十貳錢 貳 八十壹錢
貳 八十錢 三 七十九錢 肆 七十八錢

*「〇」

一同五枚 貳番 二 八十二錢 一 八十錢
貳 七十九錢

*「初より五月完
貳百十一枚」

一木挽町石庫当地へ引移□築一式金四百拾円を以神田大和町

廿式番地平野芳太郎江落札

五月十六日 晴

一輸出米番号左之通可致との事

第一回 新潟、高砂

第二回 ワイキン

第三回 カススル号

右之順を以相唱候様出納局より達候事

一大隈卿御帰東相成候事

一上島十四番へ遣シ、第三回神戸輸出米為換代洋九万弗請取

へキ内、七千弗は運賃海上請合料として同館へ預り置、残

り八万三千弗受取候処、今日浜競馬ニ而休日ニ付明朝可受

取、六十式番へ約定シテ（上海香港バンク）右チエツキは

支店江預ケ置罷帰リ候事

一益田より来状、都合ニ依り直ニ上海行も難計候付、渋沢聞

合、決定次第電信可致段申越候ニ付、同人ニ面会相談候処、

相決次第十八日飛船ニ而可罷越との事

五月十七日 晴

一横浜より洋銀八万弗松岡清四郎持参候付、直々出納局へ養

之助殿持参候事、尤今日ハ遅刻ニ付、□俣仮請取相成、明

日本請取可相成候事

*【○】
一五月限六枚 売 五 四円八十銭
——八十枚 五 八十銭

*【△】式百十七枚

一前断洋銀買入ニ付、代り金八千円支店二十二時車を以金之

助ニ持参為致事、尤支店小弘立換金百式十円余も同断

一西京前田正名行雨紙包卷ツ明日船便ニ而送候方之義、支店

へ頼、松岡持帰候事

五月十八日 雨

一名古屋丸出帆ニ而長崎并大坂拜司、京都益田江出状致候事

一渋沢より益田へ上海行止メ之義電信頼越候間、即刻申越タ

リ

一上海雇入風帆船長崎へ寄、三池石炭積廻し方相談フィシヤ

ルより上海ニ申越候処、態々長崎へ罷越、僅之石炭積入は

多分相談不調、直々横浜へ可相廻、長崎羽太へ上海送り石

炭何ニテモ同人見込ニ可相任段、兼而益田打合済之廉を以

電信致候事

五月十九日

一アンチモニ紙幣局納之分神戸為換相願置候処、弥明後日

同局条約相調可申ニ付、如何様之取極ニ当社ト約定仕具候

哉、且東京市中売等も追々尽力致呉候哉、打合トシテ愛媛

県下川端熊助来店ニ付、近日益田婦東ニ付其上ニ而可取極
段申答置事

一ワットソン代理長崎着、古米請取度申出候ニ付、渡方可然
哉羽太より申来候間、三井銀行掛合之上渡方可致段電信及
ひ候事

*「七限三十枚〇」
一七月限三十枚売前五円貳十五銭

一鉦山局雇千早丸は未夕修繕半途ニ付、十日後ナラテハ釜石
江出帆不相成由

一第貳回着約条絨内金壹万五千元ノ辻陸軍より受取、直ニ銀
行江為持候事

五月廿日休 雨

*「七限」
一七月限四拾枚 五——貳十四銭
貳十 貳十三銭 十五 貳十貳銭

(注、右欄外鉛筆にて〇印あり)
右昨貳番売附候事

五月廿一日 曇

一昨日鈴木董帰着、金千五百円仙台内券ヲ以帰店、右は貳ヶ
月利子外受取分

一第貳回入着絨代洋買入トシテ、金七千円内券を以横浜支店

江差越候事 上島^(四)

一長野桂次郎製魚肉・牛肉共各代価并ニ何日迄何程出来ル哉
否長崎より聞合電信セリ、依而同人方へ掛合越候事

一益田今日、西京明日出立、来ル廿六日婦東之由申来レリ

一七月限九拾枚売 十四 廿貳銭
七十 廿壹銭
六 廿銭

*「七月」
百六拾枚

(注、右欄外鉛筆にて〇印あり)

一上海ニ而雇入タル風帆船サイノシウル号噸凡千百噸、積入

凡貳百万斤龍動着^{品川}運賃六拾貳志^(大体十四弗)四志貳片^(八分四り位)為

換) 滯泊日數三十日、英国船ナリ、十四番江上島^(四)を以打合

相違なし

五月廿二日 晴

一サイノシウル免状并達方願差出候事

*「長野製品」

一長野桂次郎製軍中用煮染野菜共十斤入(五十人前也) 壹円

廿五銭、壹斤入(五人前) 十五銭(牛肴計りもあり)、時

之相場ナレとも五十人前入壹円ヨリ貳円迄、一日出来高壹

万人前懸(貳千斤)

一第貳回輸出ワイキン諸入費金引当として、三千円請取候事

一陸軍約定紺絨第三回着廿五箱、第貳回同不足壹箱、合貳拾

六箱今夜汽車を以入着ノ事

一 東京丸今朝入着候事

五月廿三日 晴

一 昨夜十四番より来状、香港ニ於テサイゴン米壹担ニ付壹弗七分五厘、日本米壹弗九分五厘ニ売却相成候処、円此後相場高直之見込、太体ヒツセル見込ニは貳弗貳分位ニ可相成ニ付、蒸汽船急ニ雇入候而は如何哉来状ニ付、今朝郷氏ニ罷越相談致候処、雇船出来ルナラ早速可雇入段申聞ニ付、直ニ上島横濱へ差越申、太体壹担ニ付貳十五錢ヨリ貳拾貳三錢迄之間ナルヘシ、海上請合百分ノ壹

一 午後上島帰店、昨夜報知之蒸汽船損候ニ付、横須賀ニ而修繕致候間至急雇入六ヶ敷候付、仏英飛脚船一周日目々々々交換出帆ニ付(此後三十日)、香港迄航海度々積入之方却而弃理ニ相成可申哉との事ニ付、左スレハ壹度太体五千俵位積入可相成、尤横濱迄艀下不申而は不相叶、旁篤と引合試可申、米柄は三陸米ニ而宜候半、壹担ニ付運賃貳拾_(三)仙ニ相成可申哉、何分追而申出候様申聞、引取候由候事

一 レ子イ来着致候哉否、且又フイセルト打合候旁(ヒットマン電報有故) 渋沢出浜相成候事

一 大倉組乗合陸軍運輸局へ売上来、神戸ニおゐて右代金之内ニ対シ金千円也十年三月廿三日貸渡証書大倉喜八郎より差

出分拜司より送ルニ付、出納へ渡ス^(高明ニ養之助印)

五月廿四日 晴

一金壹万円第貳回着絨代洋買入其外トシテ、内券を以横濱支店へ送ル分坪内へ渡ス

一 七月限五拾枚 前 三十 五円廿九錢
十 廿八錢
廿七錢

*「武藏礼済
是巴下乗合」

*「一」

一同 三拾枚 貳番 五十 三十貳錢
五十 三十三錢
五十 三十貳錢
二十 廿一錢
三十 三十錢

*「貳」

一同 貳拾枚 前 貳番 十 十 三十錢
五 五 三十二錢
三十三錢

*「三」

一金六千四百三拾貳円四拾八錢八厘之辻、銀行内券を以名古屋店ニ而買入米代殘金ニ対シ可相払分、宮本佐平殿へ渡ス、尤横濱支店へ送り相渡候答付、荷物方へ出ス

一 京都製革場ヨリ製革三箇横濱ニ送り付答ニ付、着早々可差送段申越置事

一 七月限六十枚 十五 三十三錢
十五 三十二錢
二十 三十一錢
二十 二十九錢

一 七月限六十枚 十五 三十三錢
十五 三十二錢
二十 三十一錢
二十 二十九錢

*「四」

同
一 五月限五枚 四
二 八十四錢 四
三 八十三錢

*「五月」

〆式百十六枚

一 八代三千俵、宇土式千俵之辻、大蔵省預り米掠奪ヲ被免候
段届出置、尤此米ハ新米ト一同相混有候而、右自然軍団江
壳込候哉も難計ニ付、必ス他へ御渡方引当ニ相成不申様断
置候処、今日俄ニ呼出ニ而、右米不残県庁宛吉原大書記官
江差図次第可相渡義、電報を以可申越との事ニ御座候処、
最前口達を以申入置候事ニ付、不取敢断書差出候処、残米
ニ而宜候間可相渡との事ニ付、夫迄相断之儀も出来兼候間、
直ニ電報致し、且明日水谷長崎行便を以細書面金子へ差
出置候事

五月廿五日 晴

一 水谷今日東京丸ニ而長崎詰申付出張為致候事
一 村尾公債証書一件弥出訴ト相決、其手段ニ取掛度、今泉よ
り申来候間、断然及依頼候事
昨日落
一 七月限 売五拾枚 十五
二 式十九錢
三 式十八錢 三十式
四 式十七錢

*「五」

210

總〆
五百七拾枚

内

三百六十枚 式十五錢已下杜持

廿四日より武蔵乗合

式百十枚

五月廿六日 晴

一 益田静岡より留守江電報、明日宮下より横浜へ立寄帰着之
筈ニ候、渋沢、三野村、浜へも申遣候事
一 肥前古米、芻米之口三千石相渡候義、出納局へ届出候事
一 明日益田向候旁木村横浜行

五月廿七日

一 益田、前田、伊達無事着、午後六時十五分気車ナリ

五月廿八日

一 四日市浜店其外周旋荷主物送り米は、口銭老分五り、内式
厘五毛ノ式五 周旋人江分与致し候義、四日市銀行井田、
松島ト益田直々申談済
一 サイノシユル号積古米江足米トシテ、武州米袋詰之義願出
置候事

五月廿九日 晴

一金壹万七千円長崎より陸軍江売揚米代金之内トシテ、十九日仕出之郵便を以送り来候分丑申式拾五号内券以受之、当座ニ預ケ置候事

*「18,700. 編下」(注、横書)

一第三回緘三号代洋買入并鉾山局上納洋三千百六拾六弗は、買入次第本社ニ送り候様書面を以合金七千円ノ辻、内券を以横浜支店へ差送事

*「〇」
一益田拾四番へ用事有之、横浜行

五月卅日 晴

一カラバ老人より之銃スヘンセル千挺、彈藥三百発ツ、相添へ、長崎ニ有之候事

一肥後八代、宇土ニ而大藏省ニ届五千俵之辻取消ニ而、改而千三百五拾俵之辻熊本県庁へ相渡可申段、願書差出候事

一厦門輸出来三陸品悪敷故直段不面白、旁為報知郷氏へ益田行

一夕刻益田、前田両氏、松方方江会合之事

五月三十一日

一八代、宇土御届米千三百五拾俵ニ願出候分聞濟相成候事

一三池石炭上海ニ而売払代洋之内トシテ三千百六拾六弗三拾五セント鉾山本局上納、工部省会計局請取書明日長崎支店江差送可申事

一鈴木董計算書類共差出候事

一京都府勤業場山田寅之助来店、炭酸泉売却方周旋方知事より依頼之儀申述ル

一金壹万円洋銀買入代リトシテ横浜へ廻ス

一西京丸入着、福地来着候事

一横浜廿五番シモン エボスより頼ニ付、上中下米見本差廻呉候様申来候間、左之通

上 勢州米 五円廿銭

中 常州米 五円

下 三陸米 四円四十銭

右市中相場を以益田明日出浜ニ付、持出可然引合之筈事

一銀行菊永昌介長崎より西京丸江乗船帰東、此便陸軍運輸局七千石売米代物金壹万四千九百円内券を以送來候間、明日入金致事

六
五月一日

一広島丸出港ニ付長崎、大坂江出状セリ

一岩鼻敏月給拾貳円ニ支給申越事

一大蔵省之売揚式万石之内、東京納老万石ノ代金五万円受取
書出納局ニ差出、銀行仮受取証取下ケ、直ニ銀行甲乙貸借
通へ入記、受金ニ銀行ニ而入帳、当方より返金ニ致候事
一麻袋計算書出納局へ差出候事
一夕方益田宅へ前田、伊達集會事

六月二日 晴

一商社下落ニ付齋藤乘合候分、七月買理メ(式百十枚丈ナリ)
八月限四百枚迄三十錢已上売付可申哉之義武蔵ト申談濟着
手ス

一八月限式百枚 式十 五円三十三錢
九十 三十三錢 九十 三十一錢

*「乗合初」

一八月限百拾枚 式十 三十四錢
六十 三十三錢 三十 三十錢

*「同式」

右蛸殻町高直ニ付売附置候事

一厦門売却米安直ニ付、太々為申入正幹飯田行、其後三種米
少し宛出納局ニ差出候事

*「△一日益田横濱行」

一午後式時より益田、鈴木博覽會事件ニ付、河瀬局長宅へ罷
越候事

一支那上海出店事件ニ付渡沢、益田今朝雉子橋へ罷越事

一仏國博覽會事件ニ付、銀座店ヲ相用ルニ決シ、今日より伊
達出張、荷物取調為致候事

六月三日 晴 休

六月四日 晴

一麻袋代金之内、洋七千弗一昨二日十四番ニ払渡候処、少々
過金ニより其段今日申越置事

一第三回緘入着代金之内之洋三千五百弗、一昨日十四番ニ相
渡し申候

一同断ニ付洋買入代トシテ、内券を以壹万円之辻横濱支店ニ
社告を以送ル

蛸殻

一八月限拾枚売附 五 五 三十八錢
三十七錢

一同
一八月限四拾枚売附 三十 五 三十九錢
三十八錢

*「乗合」三百六十枚」

六月五日

一同
一八月限売百拾五枚売

十五 五十四錢 六十五 五十二錢
五十三錢 三十五 五十七錢

同
一 同月限六拾五枚売

五 — 五十四錢
三十 — 五十三錢
三十 — 五十式錢

一 古谷若津皆濟、今日出立之義電信來ル

六月六日 雨

一 高屋長祥來店、神戸紙漉元種製造所売却相成分外人銀主
二 相成、買入致度候処、当社名目ヲ借用相成間敷哉有無共
返事坪内へ申通置呉候様との事

一 昨日より石蔵地築始ル

一 上海ヨリ注文、石鹼六ツ入五百箱早々仕調之義、増田^(充)元績
へ申込置候事

一 三井銀行ニ而渋沢・益田江万事依頼之義、大三野死後利助
後務引請、一統協和ニ付更ニ依頼致候趣を以、同行重役、
社主ヲ始メ楼上ニ而会合、互ニ心実ヲ吐露し、畢而洋食ヲ
餐ス、木村モ陪席ス

六月七日 晴

一 麻袋拾万式百枚代出納局より取下候事

一 新潟 高砂両艦雜費下渡相成候間、三菱之分直ニ申越相渡
ス

一 糸平より四日市買米依頼、壹万石位、五千石ニ而も

相場口四日市之商 式斗壹升五合

当社手数料式分五^① 四日市 壹分

入金壹石ニ付壹円宛 ^(双カ)方日歩式^②り五も

右之都合ニ而約定可取結積候処、明朝直ニ罷出可申ニ付、
勢地ニ而弥何千石買ヘルカ電信頼入との事ニ而、手代來ル
一 勢州より米輸送ニ付岩橋万造より小倉來ル

約定取結方ハ太体買米同様ニし候て、紀州ニ於而船雇入候
節、運賃三分ノ壹渡置、空船差廻候節破船ニ相成候ハ、
荷主損等定例之理申居候

運賃百石ニ付三拾円

内 拾円雇入候節^(カ)元ニ而 拾円皆納書
拾円四日市積入之節

手数料壹割^(カ) 運賃金高
尤此分ハいか様ニも可致

解下四日市荷主持、東京水揚迄船持

一 サイノシユル号免状六十壹号下ル

六月八日 晴

一 木村病氣ニ付出頭無之

一 上嶋安三郎本日名古屋丸ニ而長崎へ行

一 福永文七へ米買入之電信、仙台前山孫九郎へ申送ル

一 約定緘拾九箱着、陸軍へ持込

六月九日

兜町
一米商会所八月限九拾枚売附 五円六十三銭

同所
一同断四拾枚売附 三十五枚 六十三銭
五枚 六十四銭

一四日市へ相場高直ニ付注文見合ト電信ス

一熊本馬越より、古米皆々五円貳拾貳銭ニ而売却シタル由申越ス、白米四百六十石、長崎上納米ノ内又上納スル事ニ相談調フタト電信アリ

一陸軍省預タ米千貳百石大坂ニ而渡シタト拝司より電報アリ
一今朝仏国開店之願書大藏郷邸江持参呈し置ク

六月十日 休

一英国風帆船雇入グレーミス号免状下ル、第六十貳号ナリ

六月十一日 雨 大風

一 勲_丁 八月限三拾枚売 十五 — 七十六銭 十五 — 七十四銭
十五 — 七十五銭

一同
一同四拾枚売 壹 — 八十銭 十一 — 七十七銭
— 七十八銭 十八 — 七十六銭
十八 — 七十五銭

一同
一同貳拾枚売 五 — 七十五銭 十五 — 七十四銭

*一九

七月限五千七百石

八月限千三百石

右兜町

八月限六千三百石

右蛸殻町

× 壹万三千三百石

一四日市浜店周旋荷米売七号代為換今日差送り候事
一前橋新提糸同所市ニ而頃日四箇程三拾九匁替(百斤四百四拾弗程)候ニ而取引有之由、坪内より申来候事

六月十二日 晴

一第四回約定絨代洋買入トシテ、代金壹万七千円内券を以横浜支店へ差送候事

一東京并諸府県御買米代金差引残金之内、貳万円之辻出納局より受之

一浅草御藏戌年羽前米買下ケ見込書差出并見込共、与倉、其外益田直話相成候事

一太礼服入壹箱、釵入壹箱籠動井上行、明朝仏国飛脚船ニ積入送り方之儀十四番へ頼越候事

一山梨県令藤村ニ面会、柿其外之事ヲ談ス

六月十三日 晴

一 第四回緘代洋買入引当トシテ、内券壹万円横浜支店江益田便りを以送ル

一 麻袋貳万千枚、此数七拾箇馬関輸出米入用ニ付、明後十五日出帆東京丸へ為積込、浅草御蔵より受取、横浜へ送ル

*〔益田横浜行〕

一 クリブルト同道益田横浜行

一 東京丸入着古谷龍蔵帰東、長崎支店より壹万四千円余内券を以持帰候事

六月十四日 雨

一 麻袋は三菱会社取扱ニ相成候間、解下運賃等一切当社関係無御座候事

六月十五日 曇

一 東京丸便を以馬関江壹万円内券を以差送候事

一 杉山掛リ合事件代人菊永昌介へ依任状相渡候事

一 村尾掛合事件益田并社主より委任状式通加藤ニ相渡候事

一 当社ニ差纏相出来候節は、乱る時本行取扱人江委頼スル処可有之段申合、則掛合状差越置事

一 鉦山局石炭より請取書、此便長崎へ差送事

一 磯清五郎処分の義ニ付、勘考之上取立方人員之進退ヲ当社

ニ引受ル事ニ三野村ト内書し、大元方より公然通達有之筈

ニ付、直様同人江以後ヲ戒メ過去ヲ叱責し、将来拔衣之勉勵ヲ以、前罪ヲ償フベキコトを誓ハしめて、直様上州江深

江ニ添而差遣ス

一 フィセル来訪シ、サイノシユル約定書ヲ持参ス、いつれ近日同船江同行し而、風入之事を点検スル積リ

一 横浜千歳町地券木村正幹名前之分、先収社より預ケ外ニ書類共 別巻 会計方エ預ル 高明義之助印

*〔681,376 英〕〔注、右二項に跨り横書されている〕

39,370 三井預ケ

17,190 第一預ケ

六月十六日 雨

一 澳地利人サーゲル今日大蔵省へ出頭、米売方之義談判候付、益田へ打合委任相成、一応談判、いつれ十八日再会ヲ約シ帰ル

一 越後米、佐渡米戌年分ヲ以第四回輸出ニ相用候積ニ付、袋詰ニ而入庫相成候処、土虫入ニ付、更ニ新米ニ振替之義申

立置事

一 大蔵省売米

東京 三万石

貳万石伊勢米 六千石尾州米、四千石武州米

大坂 三万石

肥前、摂津、河内、伊賀、播磨、豊前、豊後

筑前、筑後、伊予、土佐、日向、備前、加賀

防長、近江等之米打混

一上海より来ル法師レ子イ今夕渋沢宅ニ而馳走、益田、ヒツセル行

六月十八日

一八月限百貳拾枚 内景気売

六十 五百七十銭
六十 | 七十銭

右兜町ニ而売付事

一石巻福永へ、三円七十五銭ナラアト千五百石買ベシト申越ス

付録史料

付録1 明治九年十一月 物産会社へ国産方譲渡ニ付テノ達
及ビ請書

(1) 拝司永蔵請書

(〔物産会社へ国産方譲渡ニ就テノ達〕「三井文庫
所蔵史料 本二二二五―二

拝司永造

今般物産会社ト示談之上、国産方一切ノ事業ヲ同社ヘ譲渡シ
候ニ付テハ、都而其社総轄ト協議シ、不都合無之様取締方尽
力可致、此旨相達候事

明治九年十一月十六日 大元方印

前書之通被仰渡奉敬承候、依而御請奉申上候也

明治九年十一月十八日

拝司永造[㊤]

大元方御中

(2) 東京国産方詰請書

(〔御請書〕「三井文庫所蔵史料 本二二二五―三

東京国産方詰

一同へ

今般都合ニヨリ物産会社ト示談ノ上、其店一切事業ヲ同社ヘ
譲渡シ候ニ付テハ、自今以後都テ物産会社総轄ノ指揮ヲ受、
従前ノ通尽力勉勵可致、此旨相達候事

明治九年十一月十六日

大元方印

前書之通被仰渡奉敬承候、依而御請奉申上候也

明治九年

十一月十八日

宮本新右衛門[㊤]

吉沢吉十郎[㊤]

中井七兵衛^(下札)
〔輸出米取扱
馬関出張中

新井新三郎[㊤]

竹泉嘉平[㊤]

右之通連署捺印御請如此御座候也

福永文七(下札)「買米事務
宮城県出張

小倉弥七(印)

岡本藤左衛門(印)

川上新十郎(印)

稲垣保兵衛(印)

橋本喜三郎(印)

原彦太郎(下札)「輸出米取扱
大阪出張中

木村忠造(下札)「貸金取立用
豆州出張中

鎌田徳兵衛(印)

田中藤助(下札)「輸出米取扱
大阪出張中

林万兵衛(印)

竹内恒三(下札)「輸出米取扱
馬関出張中

高野幸八(印)

遠藤大三郎(印)

又原大治郎(印)

上田甚平(印)

吉田鉄治郎(印)

鈴木庸吉(印)

(3) 横浜国産方詰請書

〔(物産会社へ国産方譲渡ニ就テノ達)〕三井文庫

所蔵史料 本二二二五―二

横浜国産方詰

一同へ

今般都合ニヨリ物産会社ト示談ノ上、其店一切ノ事業ヲ同社
へ譲渡シ候ニ付テハ、自今以後都テ物産会社総轄ノ指揮ヲ受
ケ、従前ノ通尽力勉勵可致、此旨相達候事

明治九年十一月十六日

大元方 御判

右御達之旨一同謹而奉拜承候、一同申合協力勉勵可仕候、依
而連署捺印御請書如件

横浜店詰

明治九年十一月十九日

西村喜平次(印)

中野用助(印)

北条森蔵(印)

橋爪清九郎(印)

森田孝平

大津出張中ニ付代理(橋爪印)

青山貞造(印)

伊東安兵衛(印)

中西善三郎[㊤]
 平野留七[㊤]
 岡山盾二郎[㊤]
 勝間田鉄蔵[㊤]
 北村鉄三郎[㊤]
 徳岡栄蔵[㊤]
 石井金之助[㊤]
 長谷藤吉[㊤]
 松岡清四郎[㊤]
 深沢藤三郎[㊤]
 長谷川仙之助[㊤]
 新井庄次郎[㊤]
 松本豊助[㊤]
 大橋真助[㊤]
 加藤孝平[㊤]
 中川喜十郎[㊤]
 野村竹二郎[㊤]
 北出豊吉[㊤]
 高森与太郎[㊤]
 山本米次郎[㊤]

(4) 物産会社へ旧三越滞貸金取立事務譲渡達請書

〔御請〕三井文庫所蔵史料 本一二一五―八

田中彦七

新井庄兵衛

梶山佐七

深井太七

磯 清五郎

今般物産会社卜示談之上、旧三越滞貸金取立之事務一切ヲ同社江委任致候ニ付テハ、都テ其社総轄之指揮ヲ受ケ、従前之通取立方一層尽力可致、此旨相達候事

明治九年十一月十六日

大元方

前書之通被仰渡奉敬承候、依テ御請奉申上候也

梶山外式人旅行ニ付

惣代

九年十一月十八日

田中彦七[㊤]

新井庄兵衛[㊤]

大元方

大元方役場御中

付録2 明治九年七月〜十二月社員利益分賦金

〔三井物産会社第一回年度營業及勘定報告〕より

三井文庫所蔵史料 別一七五(一七九)

第八 慰勞金分賦ノコト

社則ニ因リ第一回年度ノ純益金ノ一割ヲ社員一同ヘ慰勞トシテ分賦ス、其金額人員ハ左ノ通

社員利益分賦

一金七百九拾貳円拾九錢壹厘

但全益金高七千九百貳拾壹円九拾壹錢貳厘之拾分之壹

内

百五拾円	羽太紀克
九拾円	坪内安久
百円	馬越恭平
百円	古谷竜藏
六拾円	金子弥一
三拾円	増田幸七
四拾円	木田幾三郎
五拾円	伊東彦七
三拾五円	長尾 一
三拾五円	岩鼻 敏
拾五円	中野平藏

拾五円

上田安三郎

拾貳円

水谷伝七

拾五円

三河孝助

五円

田中房吉

五円

井上音三郎

三円五拾錢

田中熊吉

七円

高山忠藏

三円七拾五錢

山口林藏

拾六円貳拾五錢

長崎支店雇

竹内滝次

遠藤彦太郎

片山彦三

伊東安次郎

右四人エ配当方は同支店長江委任ス

四円六拾九錢壹厘

ノ

右者明治九年七月ヨリ十二月迄当社全益金之内社員江分賦方

規則ニ照準シ、当實際ヲ斟酌、前書之通取極メ支払候也

明治十年第六月 三井物産会社

記

一金七百九拾貳円拾九錢壹厘

但全益金高七千九百貳拾壹円九拾壹錢貳厘之拾分之

壹

右

益田孝

一金三百九拾六円〇九錢五厘

但同断百分之五

右

木村正幹

右明治九年七月ヨリ十二月迄全益之内ヨリ呈進致候

明治十年第六月 三井物産会社

一金七百元

古谷龍藏

一金七百五拾円

金子弥一

一金四百円

伊東彦七

一金四百円

増田幸七

一金七百元

宮本新右衛門

一金四百円

福永文七

一金四百円

田中藤助

一金三百円

伊達忠七

一金貳百元

吉沢吉五郎

付録3 明治一〇年一月〜十二月社員分賦金

(明治十年第一月ヨリ十二月到ル計算済ニ付

社員分賦金其外諸控「三井文庫所蔵史料

本二二二五―五〇)

右番頭席

本社

一金五百五拾円

秋本弘輔

但不東ニ付放免ノ上没収

一金貳百貳拾五円

新井新三郎

一金貳百五拾円

竹泉嘉平

一金貳百貳拾五円

保坂弥七

一金貳百七拾五円

川上新十郎

一金六百元

中島新三

一金百貳拾五円

近藤英治

一金百貳拾五円

梅田幸広

社員分賦金并員外手当金

一金千五百円

拜司永造

一金六百元

坪内安久

一金七百五拾円

羽太紀克

一金八百円

馬越恭平

一金百円 交際費トシテ

同人

三井物産会社「日記」(第二号)

一金貳百貳拾五円	林 万兵衛	一金五拾円	中西善三郎
一金貳拾五円 交際費	同人	一金八拾円	徳岡栄蔵
一金百七拾五円	岩鼻 敏	一金八拾円	橋爪清九郎
一金百円	竹内恒三	一金六拾円	磯 清五郎
一金百八拾円	田中長右衛門	一金五拾円	北村鉄三郎
一金拾円 手当	原 彦太郎	一金三拾円	加藤幸平
一金百七拾五円	高野幸八	一金八拾円	松本常盤
一金百七拾五円	稲垣保兵衛	一金五拾円	三河幸助
一金百五拾円	遠藤大三郎	一金七円 手当	伊藤清兵衛
一金七拾五円	橋本喜三郎	一金七拾円	松岡清四郎
一金百貳拾五円	木村忠蔵	一金五拾円	中川喜十郎
一金七拾五円	鎌田徳兵衛	一金四拾円	大橋真祐
一金百貳拾五円	又原大次郎	一金三拾円	深沢藤三郎
一金七拾五円	上田甚兵衛	一金三拾円	野村竹次郎
一金百五拾円	上田安三郎	一金拾五円	渡辺己之吉
一金七拾五円	内田鉄太郎	一金貳拾円	北出豊吉
一金貳拾円	安達何四郎	一金貳拾円	長谷藤吉
一金拾五円	山口甫吉	一金拾五円	長谷川仙之助
一金三拾円	渡辺守太郎		
	横浜		長崎
一金七拾円	深沢森蔵	一金貳百五拾円	中野平蔵
一金六拾円	根岸半次郎	一金百円	故鹿野直一郎
			三池

一金百七拾五円 遠藤^(彦)大太郎

水谷伝七

四日市

一金七拾五円

駒田作五郎

一金百五拾円

木田幾三郎

一金百五拾円

深井太七

一金百円

長尾 一

一金百貳拾五円

岡本藤^(左)右衛門

一金七拾五円

勝間田鉄蔵

右兩人へハ暇遣候ニ付在勤中へ対し遣ス

右手代席

一金貳拾五円

鈴木帛吉

一金三拾円

田中房吉

一金貳拾五円

井上音三郎

一金貳拾円

齋藤鐘吉

一金拾五円

石井金ノ助

横浜

一金拾円

山本米次郎

右手代見習席

一金拾五円

四方熊吉

一金拾円

向井政二郎

一金拾円

川島為吉

一金拾円

中田桃作

一金六円

稲垣治郎七

一金六円

高橋善吉

一金拾貳円

高森与太郎

一金七円

徳岡徳太郎

右小僧

一金五拾円

高山忠蔵

一金拾円

島課手当 田尾長助

一金貳円五拾銭

手当 田中繁吉

一金拾円

横浜 松本豊助

一金八円

高島広助

一金壹円

手当 風間浅吉

右下男ノ部

諸支店限雇ノ部

大坂限雇手代

三井物産会社「日記」(第二号)

一金貳拾五円	梶本喜知造	右長崎、三池両所儀ハ前書ノ分賦ノ引当総金額長崎支店へ
一金貳拾五円	高石政四郎 ^(紋)	差廻シ、当實際至当分賦方羽太紀克へ委任致候事
	同 小僧	馬関雇手代
一金五円 手当	小林嘉三郎	前田得兵衛
↗	長崎限雇手代	同 下男
一金五拾円	田中長太郎	一人 老人
一金四拾円	小島祐次郎	↗
一金貳拾五円	山根 暢	室町限雇
一金拾五円	藤城良三	会田久四郎
	同中小僧	新橋荷物方附属
一金三拾五円	片山彦三	運漕方手代
一金三拾円	伊藤安次郎	丸 利助
	同 小僧	青墳伊三郎
一金七円	中野清次郎	中村小一郎
一金七円 手当	野口藤三郎	竹内久二郎
	同 下男	↗
一金七円 手当	宮田長太郎	員外
	三池限雇中小僧	一金五拾円 手当
一金拾五円	高野弥三郎	太田原則孝
一金貳拾円	藤永定次郎	同 杉山佐七
		右本社事務為取扱ニ付遣ス
		鈴木 董

三井銀行

一金拾五円 今泉丘之

一金七円五拾錢 菊永昌介

一金拾円 齋藤保造

一金五円 加藤定助

右本社事務依頼候ニ付遣ス

一金弍円 藏法師 加藤八助

一金五円 小揚頭 関口利三郎

ノ

右ハ明治十年中当社全益金ノ内社員ヘ分賦方規則ニ照準シ、
員外手当等實際ヲ斟酌シ、前書ノ通取極メ支払候也

明治十一年第八月 三井物産会社

(益田孝印)

元方 (木村正幹印)

④

社員分賦金并員外手当金

一金六百五拾円 拜司永造

一金三百円 坪内安久

一金四百五拾円 馬越恭平

一金五拾円 交際費トシテ 同人

一金三百五拾円 古谷竜藏

一金三百円 金子弥一

一金三百五拾円 宮本新右衛門

一金三拾五円 交際費トシテ 同人

一金貳百五拾円 伊東彦七

一金貳百五拾円 増田幸七

一金貳百五拾円 福永文七

一金三百五拾円 羽太紀克

一金百貳拾五円 吉沢吉五郎

一金貳百五拾円 田中藤助

一金貳百五拾円 伊達忠七

右番頭席之分

本社

一金百貳拾円 新井新三郎

一金百五拾円 竹泉嘉平

付録4 明治十一年社員分賦金

(明治十一年第一月ヨリ十二月迄計算済ニ付

社員江分賦金其外諸控)三井文庫所蔵史料

本二二二五―五二)

三井物産会社「日記」(第二号)

一金百貳拾円	保坂弥七	一金貳拾五円	長谷藤吉
一金百貳拾円	川上新十郎	一金拾五円	渡辺守太郎
一金百円	近藤英治	一金拾円	室丁限雇 会田久四郎
一金百円	梅田幸広		
一金百貳拾円	林 万丘		横浜
一金拾五円	交際費トシテ 同人	一金百五拾円	深沢森蔵
一金百円	岩鼻 敏	一金九拾円	深井太七
一金百円	竹内恒三	一金百円	根岸半次郎
一金貳百円	田中長右衛門	一金百五拾円	磯 清五郎
一金七拾五円	徳岡栄蔵	一金百円	橋爪清九郎
一金七拾五円	原 彦太郎	一金六拾円	加藤孝平
一金八拾五円	高野幸八	一金七拾五円	高橋啓助
一金六拾五円	稲垣保兵衛	一金百円	伊藤清兵衛
一金三拾五円	中西善三郎	一金六拾円	大橋真祐
一金七拾五円	遠藤大三郎	一金七拾円	中川喜十郎
一金八拾五円	木村忠蔵	一金五拾円	深沢藤三郎
一金三拾五円	鎌田徳兵衛	一金貳拾五円	長谷川仙之助
一金六拾五円	又原大次郎	一金五拾円	野村竹次郎
一金七拾五円	松本常磐 ^(盤)	一金四拾円	北出豊吉
一金五拾円	上田安三郎	一金拾円	星野義助
一金三拾五円	内田鉄太郎	一金八拾円	北村鉄三郎
一金四拾円	安達何四郎	死去負債ニ没入 同上	松岡清四郎

一金貳拾円 暇差遣没入 渡辺己之吉

長崎

一金百円

中野平蔵

一金五拾円

水谷伝七

一金六拾円

伊藤捨次郎

一金三拾五円

七月下旬
死去

鹿野直一郎

一金七拾円

支店雇

山根 暢

一金四拾円

同

藤城良三

一金六拾円

同

田中長太郎

三池

一金百円

遠藤彦太郎

一金四拾円

高野弥三郎

一金拾円

退社

藤永定次郎

一金拾円

佐藤真司

四日市

一金四拾円

退社ニ付手当

駒田作五郎

一金三拾円

支店限雇

豊田正五郎

大坂

一金七拾円

杉本喜知造

一金七拾円

高石紋四郎

馬関

一金四拾円

支店限雇

前田得兵衛

右手代席

一金貳拾円

本社

鈴木庸吉

一金貳拾五円

石井金之助

一金貳拾五円

田中房吉

一金貳拾円

井上乙三郎

横浜

一金拾円

石光真澄

一金拾円

杉本曾平

一金拾円

日馬重吉

長崎

一金貳拾円

支店限雇

中尾彦三

一金貳拾円

同

伊藤安次郎

三井物産会社「日記」(第二号)

右手代見習席

本社

一金貳拾五円

四方熊吉

一金拾円

向井政二郎

一金拾円

川島為吉

一金拾五円

稲垣次郎吉

一金拾円

高橋善吉

一金拾円

沼口初太郎

一金拾貳円

木下栄之助

一金拾貳円

新倉銀之助

一金七円

安原次郎

一金貳拾円

中田桃作

横浜

一金貳拾円

放免ニ付没入

一金拾五円

山本米次郎

一金拾円

高森与太郎

一金拾円

徳岡徳太郎

一金五円

戸倉甚太郎

喜多春吉

馬関

一金五円

千葉万次郎

長崎

一金六円

中野清次郎

一金六円

野口藤三郎

大坂

一金七円五拾銭

小林嘉三郎

一金七円五拾銭

山田藤三郎

右小僧之分

本社

一金三拾円

高山忠蔵

一金拾円

高橋金助

一金三円五拾銭

井上鉄蔵

手当

島方

一金拾円

田中繁吉

一金五円

田尾長助

横浜

一金貳拾円

松本豊助

一金拾七円五拾銭

高島広助

一金拾五円

清兵衛

社員分賦金并員外手当金

長崎

一金七円五拾銭

宮田長太郎

一金千円

拜司永造

右下男之分

一金千円

馬越恭平

一金六百五拾円

松岡 讓

一金七百五拾円

羽太紀克

一金七百五拾円

坪内安久

員外手当

杉山佐七

一金六百五拾円

古谷竜藏

一金七拾五円

太田原則孝

一金七百五拾円

宮本新右衛門

一金三拾円

田中元三郎

一金六百五拾円

金子弥一

一金四拾円

田中元三郎

一金六百五拾円

伊達忠七

右は明治十一年中当社全益金之内社員へ分賦方規則ニ照準シ、
員外手当等實際ヲ斟酌シ、前書之通取極メ支払候也

三井物産会社印

(益田孝印)

明治十二年九月

元方

(木村正幹印)

右番頭席之分

増田幸七

一金五百円

吉沢吉五郎

一金三百五拾円

福永文七

一金百円

田中藤助

付録5 明治十二年社員分賦金名録

〔十二年分社員分賦金名録〕三井文庫所蔵史料

本社

杉山佐七

三井物産会社「日記」(第二号)

一金百五拾円	新井新三郎	一金百五拾円	橋爪清九郎
一金百貳拾円	竹泉嘉平	一金八拾円	根岸半次郎
一金百貳拾五円	保坂弥七	一金百貳拾円	伊東清兵衛
一金百五拾円	林 万丘	一金六拾円	大橋真祐
一金七拾五円	木村忠蔵	一金八拾円	加藤孝平
一金百五拾円	遠藤大三郎	一金六拾円	深沢藤三郎
一金百円	松本常盤	一金五拾円	野村竹次郎
一金百貳拾五円	徳岡栄蔵	一金八拾円	内田鉄太郎
一金七拾円	中西善三郎	一金五拾円	北出豊吉
一金七拾五円	稲垣保兵衛		
一金六拾五円	又原大次郎		
一金百円	岩瀬順七郎	一金百三拾円	大坂 岩鼻 敏
一金五拾円	鎌田徳兵衛	一金百貳拾円	竹内恒三
一金拾円	水品久賢	一金百円	高石紋四郎
一金五拾円	近藤英治	一金百円	杉本喜知造
一金三拾円	渡辺守太郎		
			兵庫 田中長右衛門
横浜			
一金百七拾五円	磯 清五郎	一金百五拾円	
一金百七拾五円	深井太七		四日市 豊田正五郎
一金百七拾五円	深沢森蔵	一金百円	長谷藤吉
一金百五拾円	高橋啓助		

一金八拾円

稲富幸七

一金五拾円

益田耕三

馬関

前田得兵衛

右手代席之分

東京

一金五拾円

長崎

中野平蔵

一金五拾円

会田久四郎

一金百円

三池

遠藤彦太郎

一金五拾円

岩下清周

一金七拾五円

口ノ津

田中孝助

一金貳拾五円

田中房吉

一金六拾円

島原

水谷伝七

一金三拾円

小林藤次郎

一金六拾円

田中長太郎

一金三拾円

渡辺専次郎

一金八拾五円

山根

暢

一金三拾円

齋藤鐘吉

一金三拾円

伊藤捨次郎

横浜

石光真澄

一金六拾円

藤城良三

一金四拾円

杉本曾平

龍動

笹瀬元明

一金三拾円

星野儀助

米国

山尾熊三

一金貳拾五円

丸 利助

香港

四日市

一金貳拾五円

宇佐美保介

一金百五拾円

芝山貞吉

一金貳拾五円

加藤万次郎

一金百五拾円

一金貳拾五円

一金拾五円

芝山貞吉

香港

芝山貞吉

一金拾五円

加藤万次郎

香港

芝山貞吉

一金拾五円

加藤万次郎

香港

芝山貞吉

一金拾五円

加藤万次郎

香港

芝山貞吉

一金拾五円

加藤万次郎

香港

芝山貞吉

一金拾五円

加藤万次郎

香港

芝山貞吉

一金拾五円

加藤万次郎

香港

芝山貞吉

一金拾五円

加藤万次郎

三井物産会社「日記」(第二号)

一金五円 手当 名川岩市

馬関 一金七円五拾錢 手当 青山藤次郎

長崎

一金貳拾五円 平島俊三郎

一金五拾円 服部種次郎

一金五拾円 高野弥三郎

一金百円 已下五名間之引当支店記ス

中尾彦三

守山儀三郎

峯梅次郎

田中甚吉

湯村辰次郎

右手代見習席并支店限雇之分

東京

一金拾五円 川島為吉

一金拾五円 沼口初太郎

一金拾五円 稲垣次郎七

一金拾五円 木下栄之助

一金拾五円 新倉銀之助

一金拾貳円 高橋善吉

一金七円 安原次郎

一金七円 高石又吉

一金七円 高山松司

横浜

一金拾五円 喜多春吉

一金拾貳円 高森与太郎

一金拾貳円 日馬重吉

一金拾円 徳岡徳太郎

四日市

一金拾五円 向井政次郎

一金貳円五十錢 三好熊次郎

大坂

一金拾円 杉本嘉三郎

馬関

一金八円 千葉万次郎

長崎
(記載無し)

右童仕之分

本社

一金拾円

飯焚

高橋金助

一金七円五拾銭

同

井上鉄蔵

一金拾円

島方
蔵□□

田中繁吉

横浜

一金貳拾五円

松本豊助

一金拾円

風間浅吉

一金貳拾円

高島広助

一金拾円

森村清兵衛

四日市

一金拾円

喜平

長崎

(記載無し)

右下男蔵男之分

付録6 明治十六年物産会社社員録

(「物産会社社員録」三井文庫所蔵史料)

続三三四六一七)

社員人名録

社長

益田 孝

副社長

木村正幹

元締

三井武之助

三井養之助

馬越恭平

横浜支店支配人

番頭一等

松岡 讓

函館支店支配人

本社米方支配人

金子弥一

長崎支店支配人

番頭二等

上海支店支配人

上田安三郎

本社米方副支配人

増田幸七

番頭三等

上州 吉沢吉五郎

本社 福永文七

馬関出張店支配人

田中藤助

本社売買方副支配人

新井新三郎

大阪支店支配人

岩鼻 敏

本社勘定方副支配人

松本常盤

大阪支店副支配人

竹内恒蔵

兵庫出張店支配人

英国倫敦支店支配人

笹瀬元明

手代一等

米国紐育支店支配人

山尾熊蔵

長崎 竹泉嘉平

島方 保阪弥七

本社 田中長右工門

上州 磯 清五郎

横浜 深井多七

本社 林 万丘

長崎 中野平蔵

仏国巴里支店支配人

横浜 橋爪清九郎

本社 近藤英次

曲木高配

横浜 中野用助

本社 水谷伝七

三池出張店支配人

遠藤彦太郎

長崎 山根 暢

函館 大河内安貞

同 遠藤大三郎

本社 福島与助

手代二等

大坂 高石紋四郎

長崎 杉本喜知造

荷物方 稲垣保兵衛

本社 大橋八郎

長崎 田中長太郎

馬関 前田得兵衛

四日市 稲富孝七

横浜 加藤孝平

大坂 端 善次郎

口ノ津 田中孝助

兵庫 田村市藏^助
倫敦 渡辺専次郎
島方 又原大二郎

手代三等

横浜 深沢藤三郎
函館 岩瀬雀三
島 庄司徳兵衛
函館 水品久賢
仏国 岩下清周
横浜 北出豊吉
同 石光真澄
上州^(海) 副島儀太郎
本社 上野山音之助
島 田中繁吉
函館 莊司平吉
横浜 齋藤鐘吉
本社 寺島昇
龍動 阪本良吾
大坂 間島与喜
上州^(海) 福原栄太郎
長崎 河西慶定

上海 鈴木熊太郎
同 長谷部信義
函館 高橋清吾
長崎 沢松好之
同 高野弥三郎
三池 服部種次郎
本社 加藤繁生
長崎 小林藤次郎
同 中村武七
同 溝部正一
本社 田辺次郎一
仏国 林忠正
函館 飯室重吉
長崎 青山太助
本社 益田英作
函館 布施高造
同 宮崎定吉
同 小山長十郎
馬関 米原為三
同 進藤八左工門
長崎 堺宅治
同 北国正之助

右之通御座候

明治十六年十月廿四日調

⑩(宮本)

同 同

井手寅太郎
柏原新太郎
宮崎勘次郎